

統計調査業務における
民間事業者の活用等に関する調査研究
報告書

平成20年1月

経済産業省 / 委託先 株式会社インテージ

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| I 調査研究の概要 | 7 |
| 1. 調査研究の目的 | 7 |
| 2. 調査研究の方法 | 7 |
| (1) 概要 | 7 |
| (2) ヒアリング調査 | 8 |
| (3) 民間事業者に対する意識調査 | 8 |
| (4) 有識者による研究会 | 9 |
| (5) 海外事例調査 | 13 |
| II 民間事業者の活用の基本的な考え方 | 14 |
| III 統計調査業務における民間事業者の活用の現状 | 15 |
| 1. 我が国の統計調査をめぐる状況 | 15 |
| (1) 統計調査とは（定義、法体系における位置づけ） | 15 |
| ① 統計調査の定義 | 15 |
| ② 法的な位置づけ | 15 |
| (2) 我が国の統計組織、統計予算 | 17 |
| ① 統計機構の種類 | 17 |
| ② 我が国における統計組織 | 18 |
| ③ 統計事業の予算 | 20 |
| (3) 統計調査業務の流れ | 22 |
| (4) 統計改革をめぐる動き | 23 |
| 2. 統計調査業務における民間事業者の活用の状況 | 25 |
| (1) 統計調査業務における民間事業者の活用のこれまでの経緯 | 25 |
| (2) 民間事業者の活用の現状 | 27 |
| IV 統計調査の品質 | 29 |
| 1. 統計調査の品質に関する基本的な考え方 | 29 |
| 2. 統計調査の品質を示す指標 | 29 |
| (1) 回収率 | 29 |
| ① 基本的な考え方 | 29 |
| ② 対応の方向性 | 33 |
| (2) 記入率（記入状況） | 33 |
| ① 基本的な考え方 | 33 |
| ② 対応の方向性 | 34 |
| (3) 審査におけるエラー発生数 | 34 |
| ① 基本的な考え方 | 34 |
| ② 対応の方向性 | 35 |
| (4) 問題発生のない業務遂行 | 36 |
| ① 基本的な考え方 | 36 |
| ② 対応の方向性 | 36 |
| (5) 調査客体の満足度 | 36 |
| ① 基本的な考え方 | 36 |
| ② 対応の方向性 | 36 |
| 3. 統計調査の品質の維持・向上を図るために必要な取組 | 37 |
| (1) 事前の段階における取組 | 38 |
| ① 調査の企画（官） | 38 |

| | |
|---|-----------|
| ② 業務内容の検討（官） | 38 |
| ③ 広報（官） | 38 |
| ④ 業者の選定（官） | 39 |
| ⑤ 契約（官と民） | 39 |
| ⑥ 実施計画の策定（民） | 39 |
| ⑦ 事前打ち合わせ（官と民） | 39 |
| (2) 実施の段階における取組..... | 39 |
| ① 監督・モニタリング（官） | 40 |
| ② 業務の遂行（民、随時官が協力） | 41 |
| ③ 広報（官） | 44 |
| (3) 事後の段階における取組..... | 44 |
| ① 調査結果の還元（官あるいは民） | 44 |
| ② 業務報告（民） | 44 |
| ③ 事後評価（官） | 44 |
| 4. 秘密の保護..... | 46 |
| (1) 秘密の保護の重要性..... | 46 |
| (2) 調査客体の秘密の保護に対する意識..... | 46 |
| (3) 情報漏えいの要因 | 48 |
| (4) 保護すべき情報..... | 49 |
| (5) 秘密の保護に向けた対応策 | 49 |
| 5. 不正調査の防止 | 51 |
| (1) 不正調査とは | 51 |
| (2) 不正調査が起きる背景 | 51 |
| (3) 不正調査の防止策 | 51 |
| (4) 不正調査発生時の対応 | 52 |
| 6. 統計調査への理解、協力の促進（調査環境、調査客体の意識への対応） | 53 |
| (1) 調査環境、調査客体の意識 | 53 |
| (2) 調査環境、調査客体の意識に影響を与えている要因と対応の方向性..... | 53 |
| (3) 統計に関する広報、統計教育 | 55 |
| (4) 報告負担の軽減..... | 55 |
| (5) 多様な報告方法の提供 | 57 |
| (6) 調査拒否への対応 | 57 |
| V 市場の形成と環境整備..... | 58 |
| 1. 市場の形成と環境整備に向けた基本的な考え方 | 58 |
| 2. 民間事業者の現状と今後の見通し..... | 58 |
| (1) 民間事業者の現状 | 58 |
| ① 統計調査業務に係る民間事業者..... | 58 |
| ② 調査業界の現状 | 58 |
| (2) 民間事業者の対応能力 | 63 |
| (3) 民間事業者に対するヒアリング調査の結果 | 64 |
| ① 主に調査を業務の中心としている民間事業者 | 65 |
| ② 主に調査以外の業務を中心としている民間事業者 | 70 |
| ③ 業界団体..... | 75 |
| (4) 民間事業者に対する意識調査の結果..... | 76 |
| ① 経済産業省など国の統計調査業務の経験がある企業の考え方 | 76 |
| ② 経済産業省など国の統計調査業務の経験がない企業の考え方 | 80 |
| ③ 国の統計調査業務の受託のメリットや受託を促進する方策など..... | 85 |
| 3. 入札に関する課題..... | 89 |

| | |
|--|------------|
| (1) 基本的な考え方 | 89 |
| (2) 入札の基本的事項 | 89 |
| ① 契約者を決める方法 | 89 |
| ② 入札の基本的な流れ | 89 |
| ③ 入札する理由、入札しない理由 | 91 |
| (3) 入札における課題 | 92 |
| ① 仕様書の作成 | 92 |
| ② 評価基準の作成、提案の評価 | 98 |
| ③ 公告期間や案件提示の方法 | 101 |
| ④ 発注者と入札者の認識の相違の防止 | 102 |
| ⑤ 談合の防止 | 103 |
| 4. 契約に関する課題 | 105 |
| (1) 基本的な考え方 | 105 |
| (2) 複数年契約 | 106 |
| (3) 契約不履行 | 108 |
| (4) 契約の変更 | 109 |
| (5) 民間事業者が共同で事業に当たる方法 | 109 |
| 5. 認証・資格等に関する課題 | 112 |
| (1) 基本的な考え方 | 112 |
| (2) 履行能力の判断の対象と求めるべき履行能力 | 112 |
| (3) 認証・資格制度等の現状 | 113 |
| (4) 認証・資格制度等のメリット・デメリット | 114 |
| (5) 対応の方向性 | 115 |
| 6. 市場形成に関する諸課題 | 116 |
| (1) 業者切り替え時の課題（継続性の確保） | 116 |
| (2) 新規参入 | 117 |
| (3) インセンティブ・ディスインセンティブのあり方 | 117 |
| (4) コストに関する課題 | 118 |
| (5) 政府システム等既存資産の活用 | 121 |
| (6) 民間の調査員ネットワークのあり方 | 123 |
| (7) 官の担当者における民間事業者の活用に関する経験・ノウハウの蓄積 | 125 |
| (8) その他の課題 | 125 |
| VI 地方自治体経由調査 | 126 |
| 1. 地方自治体経由調査の特徴 | 126 |
| (1) 法定受託事務 | 126 |
| (2) 予算の流れ | 127 |
| (3) 統計調査員制度 | 128 |
| ① 統計調査員とは | 128 |
| ② 統計調査員確保対策事業 | 128 |
| ③ 統計調査員の主な業務 | 128 |
| ④ 統計調査員に対する研修 | 128 |
| ⑤ 統計調査員の待遇 | 128 |
| (4) 経済産業省が実施する地方自治体経由調査 | 129 |
| 2. 地方自治体に対するヒアリング調査の結果 | 132 |
| (1) 経済産業省の統計調査業務における民間事業者の活用状況 | 132 |
| (2) 経済産業省の統計調査業務における課題 | 132 |
| (3) 経済産業省の統計調査業務における民間事業者活用に対する考え方、課題 .. | 134 |
| (4) 経済産業省の地方自治体経由の統計調査業務に関するその他の指摘事項 | 137 |

| | |
|-------------------------------------|-----|
| VII. 今後の取組等の方向性 | 139 |
| 1. 統計調査の品質 | 139 |
| (1) 統計調査の品質..... | 139 |
| (2) 統計調査の品質の維持・向上 | 139 |
| 2. 民間事業者に期待される役割 | 139 |
| (1) 履行能力のある民間事業者の増加による市場の形成..... | 139 |
| (2) 民間事業者における認証・資格制度等の確立・普及..... | 140 |
| (3) 民間事業者の創意工夫を活かした業務効率化 | 140 |
| 3. 官が実施（あるいは深く関与）すべきコアとなる業務の範囲..... | 140 |
| 4. 調査員調査に対する考え方..... | 141 |
| 5. 政府全体で検討すべき課題..... | 142 |
| (1) 調査員調査のあり方と統計調査員のあり方 | 142 |
| (2) 官における人材育成..... | 142 |
| (3) 統計調査への協力の促進..... | 143 |

本 編

I 調査研究の概要

1. 調査研究の目的

近年、個人や企業における情報管理意識の向上による調査拒否の増大などに起因する調査環境の悪化等により、政府統計を取り巻く環境は厳しさを増している。その一方で、統計の公表時には統計結果の数字の微妙な変化が各種メディアで大きく取り上げられるなど、統計の品質に対する社会の目は厳しいものが向けられている。

そのため、厳しい実施環境の下にあっても、より良い統計を作成していくことが求められているが、行政の減量・効率化が強く求められている中で統計調査業務に投入することができる各種リソースも無限ではないことから、統計の品質に配慮しながら統計を効率的に作成することがこれまで以上に極めて重要な課題になっている。

この課題を解決する選択肢の一つとして、政府において統計調査業務における民間事業者の活用の議論が進められている。

しかしながら、統計調査業務における民間事業者の活用にあたっては、統計調査の品質の維持・確保、履行能力のある民間事業者による市場の形成など検討すべき課題も多い。

係る状況の下、本調査研究においては、

- i) 現在、既に実施している統計調査業務における民間事業者の活用に関する諸課題の整理、改善に向けた対応策の検討
 - ii) 現在、民間事業者の活用が行われていない統計調査業務に関し、今後の民間事業者の活用の可能性について検討を行うための諸課題の整理、対応策の検討
- を行い、今後の統計調査業務における民間事業者の活用を円滑に実施することを目指すものである。

2. 調査研究の方法

(1) 概要

本調査研究においては、

- i) 公表資料・文献等調査
- ii) ヒアリング調査
- iii) 民間事業者に対する意識調査
- iv) 有識者による研究会
- v) 海外事例調査

により統計調査業務における民間事業者の活用に関する諸課題の整理、対応策の検討等を行った。なお、本調査研究は経済産業省経済産業政策局調査統計部総合調整室の委託調査研究事業として(株) インテージが実施した。

(株) インテージにおける本調査研究の担当者は以下のとおり。

木原 剛 (株) インテージ営業7 部部长

| | |
|-------|--------------------------|
| 西 哲生 | (株) インテージソーシャルシステム部主任研究員 |
| 甲斐 聡 | (株) インテージソーシャルシステム部研究員 |
| 亀山 了 | (株) インテージソーシャルシステム部研究員 |
| 小山 典子 | (株) インテージソーシャルシステム部研究助手 |
| 葛西 由美 | (株) インテージソーシャルシステム部研究助手 |
| 川村 睦子 | (株) インテージソーシャルシステム部研究助手 |
| 佐藤 俊雄 | (株) インテージ営業8部シニアマネージャー |
| 近藤 光雄 | (株) インテージ特別顧問 |

(2) ヒアリング調査

統計調査業務における民間事業者の活用に関する諸課題の整理、対応策の検討等を行うため、地方自治体（都道府県、市町村）と民間事業者に対してヒアリング調査を行った。概要については以下のとおりである。

① 調査の対象

地方自治体、民間事業者

② 調査の期間

平成19年9月～平成20年1月

③ 調査の内容

統計調査業務における民間事業者の活用に関する諸課題について

また上記とは別に、専門的な課題等に関して、弁護士等の有識者に対するヒアリング調査を行った。

(3) 民間事業者に対する意識調査

統計調査業務における民間事業者の活用に関して、民間事業者の統計調査業務に対する考え方等を把握するため民間事業者に対して意識調査を実施した。概要については以下のとおりである。

① 調査の対象

調査会社、シンクタンク合計163社

② 調査の期間

平成19年11月16日（金）～12月28日（金）

③ 調査の方法

郵送

④ 有効回答数

123社（回収率75.5%）

⑤ 調査の内容

経済産業省など国の統計調査業務における民間事業者の活用に関する意見等

(4) 有識者による研究会

統計調査業務における民間事業者の活用に関する諸課題の整理、対応策の検討等を行うため、有識者による「統計調査業務における民間事業者の活用等に関する研究会」(以下、「研究会」という。)を開催し議論を行った。

また、研究会の下に、統計調査業務の品質に関する課題について議論を行うため品質分科会を、民間事業者による市場の形成に関する課題について検討を行うため市場形成分科会を開催した。

① 研究会開催の期間

平成19年8月～平成20年1月

② 研究会開催の回数

研究会：5回、品質分科会：7回、市場形成分科会8回(全20回、ただし、品質分科会第7回と市場形成分科会第8回は研究会と合同で開催したため、実際の会議開催回数は18回)

③ 研究会委員

研究会の委員は以下のとおり。

i) 研究会委員 (◎：座長、※：専門委員)

| | |
|---------|---|
| ◎ 清水 雅彦 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| 小峰 隆夫 | 法政大学大学院政策科学研究科教授 |
| 齊藤 正昭 | 千葉県総合企画部統計課長 |
| 島崎 哲彦 | 東洋大学社会学部メディアコミュニケーション学科教授 |
| 鈴木 稲博 | (社)日本マーケティング・リサーチ協会専務理事、(株)日本リサーチセンター社長 |
| 鈴木 督久 | (株)日経リサーチ取締役 |
| 椿 広計 | 統計数理研究所データ科学研究系教授・リスク解析戦略研究センター長 |
| 柳井 道夫 | (財)日本世論調査協会会長 |
| ※ 三石 貴哉 | 西東京市役所総務部総務法規課課長補佐(第2回) |
| ※ 板橋 功 | (財)公共政策調査会第1研究室長(第4回) |
| ※ 黒崎 光憲 | (株)サーベイリサーチセンター全国ネットワーク部部长(第4回) |

※ 鈴木 貴士 (株) 帝国データバンク産業調査部産業政策研究課課長
(第4回)

ii) 品質分科会委員 (◎: 座長、※: 専門委員)

- ◎ 鈴木 督久 (株) 日経リサーチ取締役
一ノ瀬 茂 (株) インテージ取締役
氏家 豊 電気通信大学・東京電機大学非常勤講師
清水 憲吾 (株) 三菱総合研究所地域経営研究センター主席研究員
谷口 哲一郎 (社) 輿論科学協会代表常務理事
松浦 寿幸 一橋大学経済研究所専任講師
吉野 諒三 統計数理研究所教授
※ 遠藤 了 太陽AGS監査法人代表社員 (第2回)
※ 関 哲朗 文教大学情報学部准教授 (第3回)
※ 真栄城 守隆 (株) インテージグループリーダー (第4回)
※ 坂井 茂生 (株) 日経リサーチマーケティングリサーチ本部社会経済調査
グループ部長 (第4回)
※ 内田 勝也 情報セキュリティ大学院大学教授 (第5回)

iii) 市場形成分科会委員 (◎: 座長、※: 専門委員)

- ◎ 島崎 哲彦 東洋大学社会学部メディアコミュニケーション学科教授
岩間 伸之 (株) サーベイリサーチセンター専務取締役
佐藤 英明 ヤマト運輸 (株) 経営戦略部経営戦略課課長
鈴木 貴士 (株) 帝国データバンク産業調査部産業政策研究課課長
武井 雅 (株) 日本リサーチセンター取締役・マーケティングリサーチ
本部長
日戸 浩之 (株) 野村総合研究所サービス事業コンサルティング部上席コ
ンサルタント
村尾 望 (社) 中央調査社 開発部長兼総務部長
山田 高 (株) インテージ 主席研究員
※ 松島 洋 弁護士 (第2回、第3回)
※ 柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科・経済学部准教授 (第5回)
※ 清水 岳治 ヤマト運輸 (株) メール便事業本部マネージャー、統計調査事
業責任者 (第6回)

なお、研究会等における経済産業省経済産業政策局調査統計部からのオブザーバー出席者は以下のとおり。ただし、出席した回数等はそれぞれ異なる。

仲田 雄作 調査統計部長

| | |
|--------|----------------|
| 佐伯 俊則 | 総合調整室長 |
| 今井 洋夫 | 統計企画室長 |
| 久武 昌人 | 経済解析室長 |
| 新井 勝美 | 鉱工業動態統計室統括統計官 |
| 荒井 隆秀 | 産業統計室長 |
| 山根 一久 | サービス統計室長 |
| 岡本 幸男 | 企業統計室長 |
| 渡邊 幹夫 | 統計企画室参事官補佐 |
| 市川 彰 | 統計情報システム室参事官補佐 |
| 川口 孝男 | 鉱工業動態統計室参事官補佐 |
| 平野 豊 | 産業統計室参事官補佐 |
| 櫻井 由紀夫 | 企業統計室参事官補佐 |
| 坂本 純子 | 企業統計室参事官補佐 |
| 須田 美津子 | 企業統計室参事官補佐 |
| 中野 貴比呂 | 総合調整室総括係長 |
| 福岡 功慶 | 総合調整室総括係 |
| 花澤 健 | 総合調整室調整係 |

④ 研究会開催実績

| | 研究会 | 品質分科会 | 市場形成分科会 |
|-----|--|--|---|
| 第1回 | 平成19年8月8日 ・自由討議 | 平成19年8月9日 ・自由討議 | 平成19年8月10日 ・自由討議 |
| 第2回 | 平成19年10月5日 ・地方経由調査 | 平成19年10月3日 ・維持すべき品質(1) ・監督・モニタリング(1) | 平成19年9月26日 ・入札・契約のあり方(1) |
| 第3回 | 平成19年11月14日 ・分科会中間報告 | 平成19年11月8日 ・維持すべき品質(2) ・監督・モニタリング(2) ・不正調査の防止 | 平成19年10月31日 ・入札・契約のあり方(2) ・業者変更時の課題 |
| 第4回 | 平成19年12月21日 ・民間事業者の現状 ・情報セキュリティ | 平成19年11月30日 ・事業所・企業対象調査の実態 ・事業者求められる能力 | 平成19年11月21日 ・認証・資格制度 |
| 第5回 | 平成20年1月24日 ・報告書(案)の審議 ※両分科会と合同開催 | 平成19年12月14日 ・秘密の保護 ・品質の維持・向上(1) | 平成19年12月5日 ・統計市場形成(1) (業界の現状、談合の防止) |
| 第6回 | | 平成20年1月17日 ・品質の維持・向上(2) ・とりまとめ | 平成19年12月19日 ・統計市場形成(2) (新規参入、コスト、システム) |
| 第7回 | | 平成20年1月24日 ・報告書(案)の審議 ※研究会と合同開催 | 平成20年1月11日 ・統計市場形成(3) (人材育成、業界の取組等) ・とりまとめ |
| 第8回 | | | 平成20年1月24日 ・報告書(案)の審議 ※研究会と合同開催 |

(5) 海外事例調査

海外における民間事業者の活用の実態について調査を実施。各国のホームページにおける公表資料、文献、メールによる質問、訪問（イギリス）により調査。

調査の対象とした国は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンの5カ国である。本海外事例調査の結果は研究会における検討の際の参考とした。

II 民間事業者の活用の基本的な考え方

本報告書における「統計調査業務における民間事業者の活用」という言葉については、「民間委譲（民営化、譲渡）」という意味を指すのではなく、「民間事業者への包括的あるいは部分的な業務委託」を指している。これは統計の公表については国が最終的な責任を負う必要があり、全面的な民間委譲はなじまない業務であると考えられるからである。

国が最終的な責任を負うという前提の下、経済産業省が実施する統計調査業務については、既に従来から民間事業者を積極的に活用して実施しており、特に承認統計については、多くの統計について包括的な業務の範囲において、民間事業者の活用を進めてきたところである。

一方、行財政事情が厳しさを増す中、国や地方自治体における統計に関する人員などの資源制約が強まっており、経済・社会の変化に対応した統計整備を実現していくためには、民間事業者の創意工夫などを活用して統計調査業務をより一層効率的・効果的に進めることが必要となっている。

そのため、引き続き、指定統計、承認統計それぞれについて、包括的な業務の範囲において民間事業者の活用が可能なもの、あるいは包括化が難しくても部分的な業務の範囲において民間事業者の活用が可能なものについては、必要な課題について整理・検討を行った上で、積極的かつ戦略的な民間事業者の活用を進めていくことが重要であると考えられる。

なお、統計調査業務における民間事業者の活用を進めるに当たっては、

- i) 統計調査の品質の維持・向上
- ii) 業務の効率化やコストの低減
- iii) 受け皿となる民間事業者による市場の形成

が課題となっている。

これらの課題の検討に当たっては統計作成者の視点のみならず、調査客体の視点、統計利用者の視点、そして受け皿となる民間事業者の視点から総合的に検討を進めることが重要である。

Ⅲ 統計調査業務における民間事業者の活用の現状

1. 我が国の統計調査をめぐる状況

(1) 統計調査とは（定義、法体系における位置づけ）

① 統計調査の定義

統計調査とは、全面改正された統計法¹（平成十九年法律第五十三号）によると、「行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。（以下略）」とされている²。

なお、「統計調査」という用語自体は統計を作成するための調査という意味で一般的に使用されており、必ずしも行政機関等が実施する調査だけを示しているわけではないが、本調査研究における「統計調査」については、統計法（平成十九年法律第五十三号）が定義している行政機関等が実施する「統計調査」を示している。

② 法的な位置づけ

上記のとおり、現時点においては、全面改正された統計法（平成十九年法律第五十三号）が一部施行されているが、統計調査の実施については統計法（昭和二十二年法律第十八号）、統計報告調整法（昭和二十七年法律第百四十八号）に基づいて行われている。

現在は、

- ・ 指定統計調査³
- ・ 統計報告の徴集（承認統計調査）⁴
- ・ 届出統計調査⁵

があり、平成 19 年 4 月 1 日現在で指定統計調査の件数は 55、承認統計調査の件数は

¹ 平成 19 年 5 月 16 日成立、同年 5 月 23 日公布。平成 19 年 10 月 1 日に統計委員会に関する部分等が一部施行されている。公布の日から 2 年を越えない範囲内において全面施行が行われる予定（平成 21 年 4 月頃の予定）。

² なお、「統計」については、一般的に集団の性質等を表す数的データを示す用語として広く社会に用いられており、既に各種の法令上で定義を置かず用いられていることから、特に統計法（平成十九年法律第五十三号）においては、定義されていない。

³ 国又は地方公共団体が作成する統計のうち、「指定統計」として総務大臣が指定した重要な統計を作成するために実施されるものをいう。指定統計調査には、申告義務が課せられる。（例）国勢調査（総務省）、家計調査（総務省）、農林業センサス（農林水産省）、経済産業省生産動態統計調査（経済産業省）、患者調査（厚生労働省）

⁴ 国の行政機関が個人や民間事業所を対象に行う統計調査であって、指定統計調査以外のものをいう。報告者負担を軽減するため、実施に当たっては総務大臣の承認が必要とされている。（例）消費動向調査（内閣府）、国民健康・栄養調査（厚生労働省）、農業構造動態調査（農林水産省）、経済産業省設備投資調査（経済産業省）

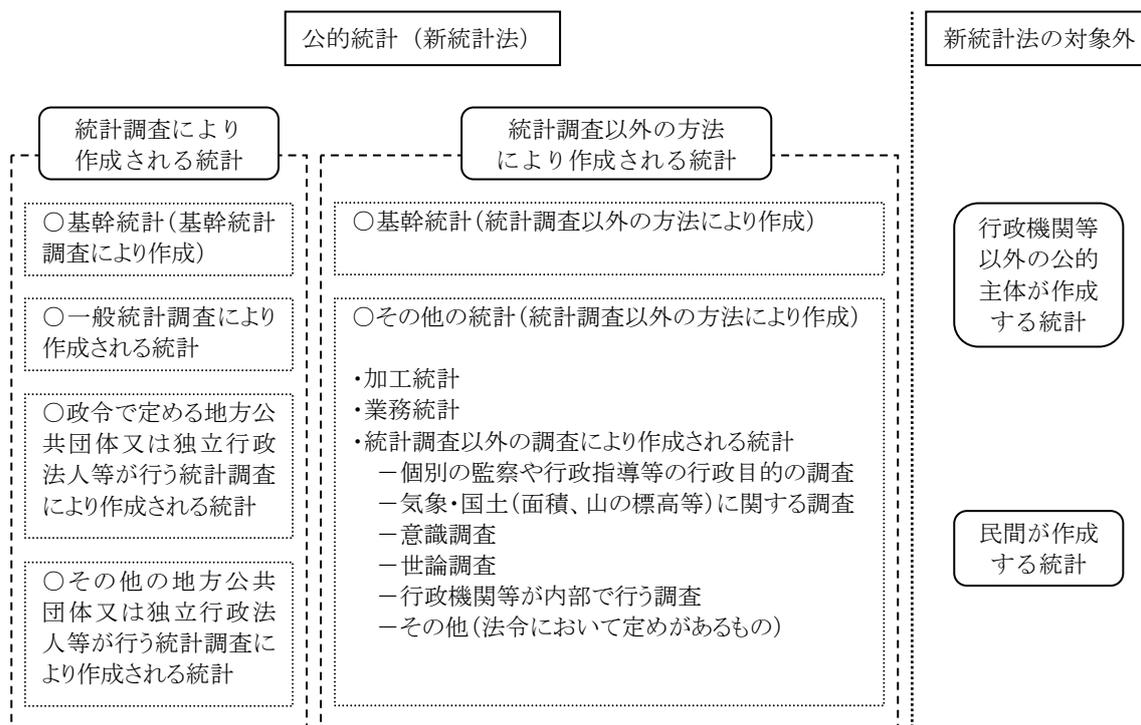
⁵ 指定統計調査及び統計報告の徴集以外の国、地方公共団体等が行う統計調査をいう。実施に当たっては事前に総務大臣への届出が必要とされている（国が行う届出統計調査は、地方公共団体を対象とするものが中心である。）。（例）住民基本台帳人口移動報告（総務省）、自然公園等利用者数調（環境省）

99 となっている⁶。

平成 21 年 4 月頃に予定されている統計法全面施行後は、統計調査は

- ・ 基幹統計調査
 - ・ 一般統計調査
 - ・ 政令で定める地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査
 - ・ その他の地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査
- となる。

【図表 新統計法における統計の概念】



⁶ 指定統計調査の件数、承認統計調査の件数、指定統計調査、統計報告の徴集（承認統計調査）、届出統計調査の説明に関する記述は、内閣府統計委員会ホームページ「第1回基本計画部会配布資料「資料1－1 統計行政関係基礎資料」」による。

(2) 我が国の統計組織、統計予算⁷

① 統計機構の種類

各国の統計機構は、統計調査活動が特定の機関に集中して行われる「集中型」統計機構と、複数の行政機関においてそれぞれ独立して行われる「分散型」統計機構に分けることができる。

我が国においては、国の行政機関がそれぞれ所管する行政分野に関する統計を作成する「分散型」統計機構となっている。「分散型」統計機構は、各行政機関の所管する行政分野における経験・ノウハウを統計調査に活用できる、行政ニーズに的確・迅速に対応することが容易であるという利点がある一方、統計の体系的・相互比較性の欠落や統計調査間の重複の発生などの課題が存在している。

そのため、「分散型」統計機構においては、各行政機関が作成する統計を横断的に調整する機能を持った機関が必要となり、その役目を統計委員会（内閣府）、総務省政策統括官（統計基準担当）が担当している。

【図表 統計機構のメリット、デメリット】

| | 分散型 | 集中型 |
|-------|--|---|
| 仕組み | それぞれの行政機関に統計の機能を分散させる。 | 統計を一元的に一つの機関（例えば中央統計局）に集中させる。 |
| メリット | <ul style="list-style-type: none">行政ニーズに的確、迅速に対応することが可能。所管行政に関する知識と経験を統計調査の企画・実施に活用できる。 | <ul style="list-style-type: none">統計の専門性をより発揮しやすい。統計の整合的な体系が図りやすい。 |
| デメリット | <ul style="list-style-type: none">統計の相互比較性が軽視されやすい。統計調査の重複や統計体系上の欠落を招きやすい。 | <ul style="list-style-type: none">行政ニーズを的確、迅速に反映した統計調査が行われにくい。所管行政に関する知識と経験を統計調査の企画・実施に活用しにくい。 |
| 外国の例 | アメリカ | カナダ、ドイツ |

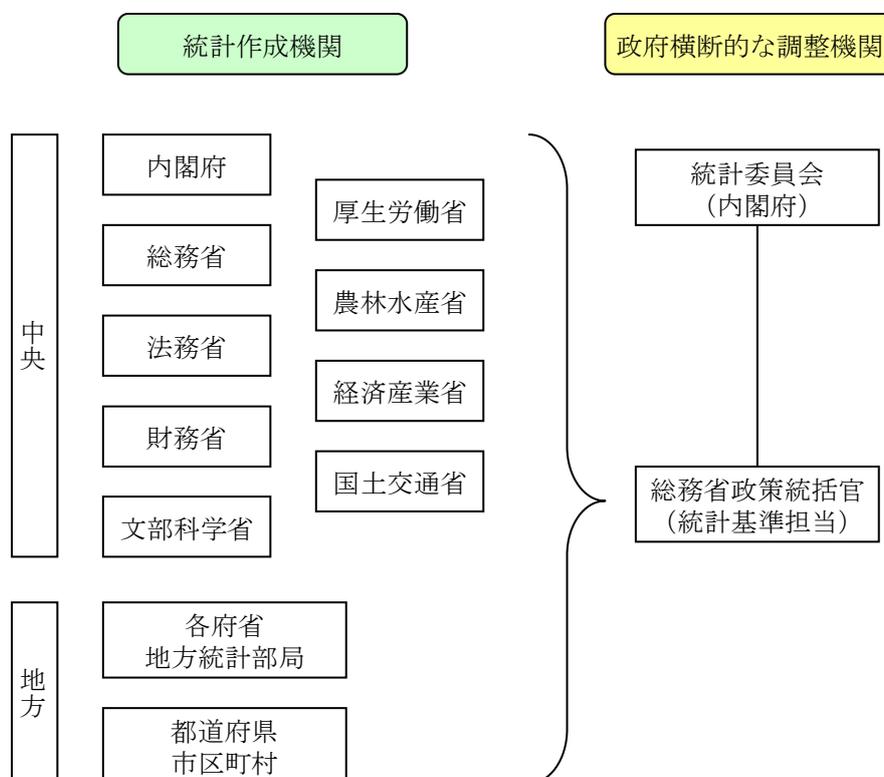
(備考) 総務省ホームページより作成。

⁷ 統計組織、統計予算の記述に当たっては、総務省ホームページ、統計基準年報（総務省政策統括官（統計基準担当））、統計実務基礎知識（総務省政策統括官（統計基準担当）監修、財団法人全国統計協会連合会発行）を参考にした。

② 我が国における統計組織

我が国における統計組織は以下のとおりである。

【図表 我が国における統計組織】



地方の統計組織に関し、都道府県については、全ての都道府県において国の指定統計調査を実施するため統計主管課が設置されており、統計主管課には国の統計調査に従事する統計専任職員が配置されている。統計主管課は、国の統計調査に関する事務を処理するとともに、都道府県独自の統計事業を実施している。また、統計主管課以外の部局や教育委員会、保健所を経由する指定統計調査⁸がいくつか存在しており、これらの指定統計調査の事務については、所管業務との関連や調査対象や調査内容、調査票の配布・回収、審査等の実査面の便宜を考慮して事業主管課で実施されている。

市町村については、大規模な統計調査の実査を担当しているが、統計を専担する課を設置している市は極めて少なく⁹、職員の多く¹⁰は他の市町村の業務（選挙、広報、消防等）と兼務で統計業務を処理している状況となっている¹¹。

⁸ 学校教育統計調査、人口動態調査、薬事工業生産動態統計調査、医療施設調査、患者調査、港湾調査、法人土地基本調査、建築着工統計調査などがある。

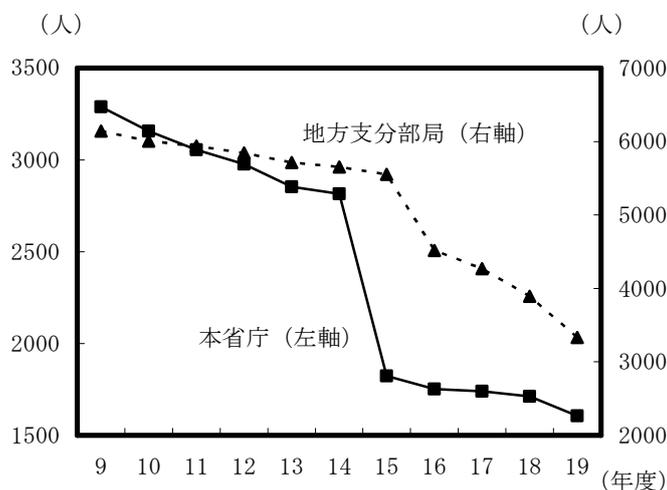
⁹ 平成 18 年 4 月 1 日現在、17 市となっている。

¹⁰ 平成 18 年 4 月 1 日現在、市町村の統計業務従事職員は 8,421 人（うち専任職員数は 1,503 人、17.8%）

¹¹ この背景として、昭和 25 年度から、職員配置費が、国による直接負担から地方財政平衡交付

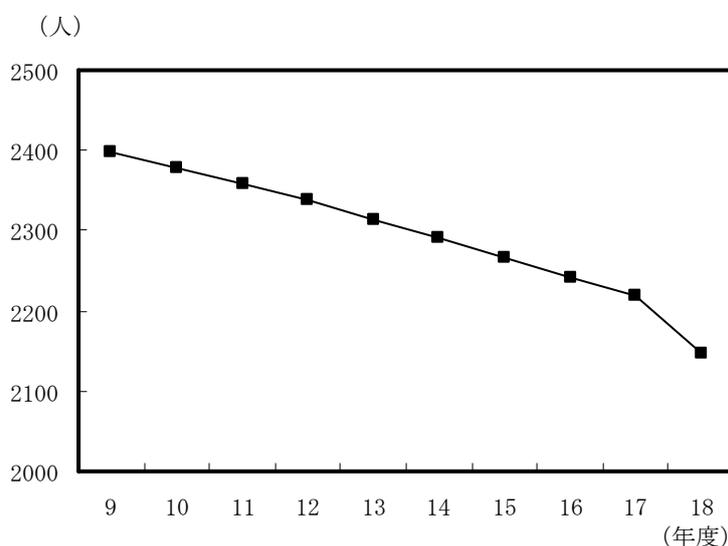
なお、国と地方自治体における統計職員の推移を見ると、減少傾向が続いていることが分かる。

【図表 国（地方支分部局）における統計職員の推移】



(備考) 統計基準年報 (総務省)、総務省ホームページより作成。

【図表 都道府県における統計職員の推移】



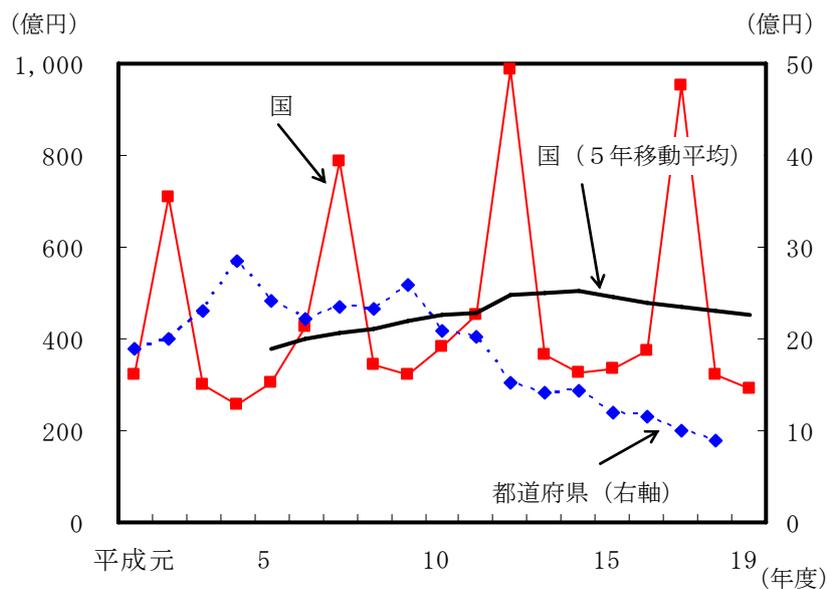
(備考) 総務省ホームページより作成。

金（現在の地方交付税）に組み入れられたことにより、市町村の調査体制はその首長の裁量によることとなったこと、業務量の大半を占める国の指定統計調査に関する業務量が、時期によって変動が激しいことなどが挙げられる。

③ 統計事業の予算

我が国における統計予算の推移、各府省庁予算、地方委託費は以下の図のとおりである。5年ごとに実施される国勢調査による予算の凹凸が激しくなっている。なお、統計予算を5年移動平均でみると減少傾向にある。

【図表：統計事業予算の推移】



(備考) 1. 総務省ホームページより作成。

2. 国の統計事業予算額は、各年度とも当初予算額である。

3. 都道府県の統計事業予算は、各年度とも統計主管課所掌に係る当初予算額である。

【図表 各省庁別予算、地方委託費】

(単位：千円)

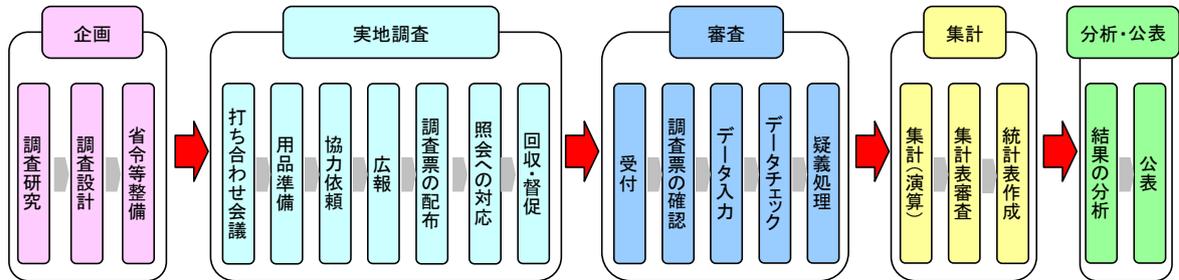
| 区分 府省等名 | 平成19年度予算額 | | | | | |
|------------|------------|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|
| | 統計調査 | | 関連事業 | | 計 | |
| | 総額 | うち 地方委託費 | 総額 | うち 地方委託費 | 総額 | うち 地方委託費 |
| 人 事 院 | 70,709 | 0 | 0 | 0 | 70,709 | 0 |
| 内 閣 府 | 483,187 | 12,250 | 177,022 | 0 | 660,209 | 12,250 |
| 総 務 省 | 7,957,168 | 6,375,119 | 2,044,786 | 705,099 | 10,001,954 | 7,080,218 |
| 法 務 省 | 76,232 | 0 | 44,929 | 0 | 121,161 | 0 |
| 財 務 省 | 111,289 | 0 | 459,813 | 0 | 571,102 | 0 |
| 文部科学省 | 214,361 | 128,160 | 37,559 | 0 | 251,920 | 128,160 |
| 厚生労働省 | 4,935,560 | 2,346,701 | 40,362 | 0 | 4,975,922 | 2,346,701 |
| 農林水産省 | 2,271,692 | 34,929 | 2,409,881 | 0 | 4,681,573 | 34,929 |
| 経済産業省 | 5,827,767 | 4,761,676 | 607,994 | 8,811 | 6,435,761 | 4,770,487 |
| 国土交通省 | 1,102,577 | 274,666 | 36,596 | 0 | 1,139,173 | 274,666 |
| 環 境 省 | 65,233 | 2,865 | 0 | 0 | 65,233 | 2,865 |
| 合 計 | 23,115,775 | 13,936,366 | 5,858,942 | 713,910 | 28,974,717 | 14,650,276 |

- (備考) 1. 総務省ホームページより作成。
2. 事務処理経費で実施される調査及び民間団体に全面委託して実施される調査に係るもの、職員（都道府県統計専任職員を含む。）の人件費及び経常的な電子計算機運用経費は含まれていない。
3. 上記以外の府省等には、該当する計画がない。

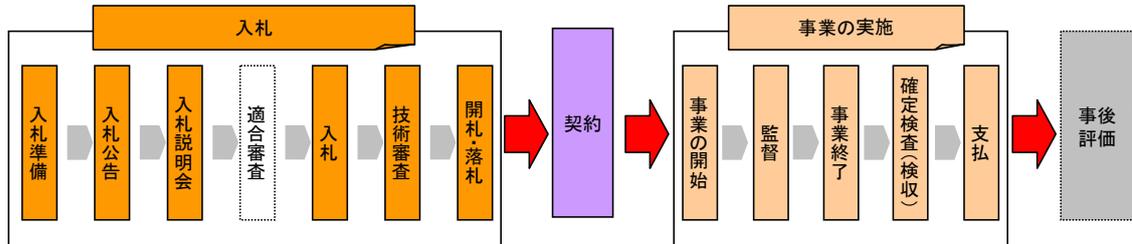
(3) 統計調査業務の流れ

統計調査業務及び民間事業者の活用は以下のような流れで行われている。

統計調査業務の流れ

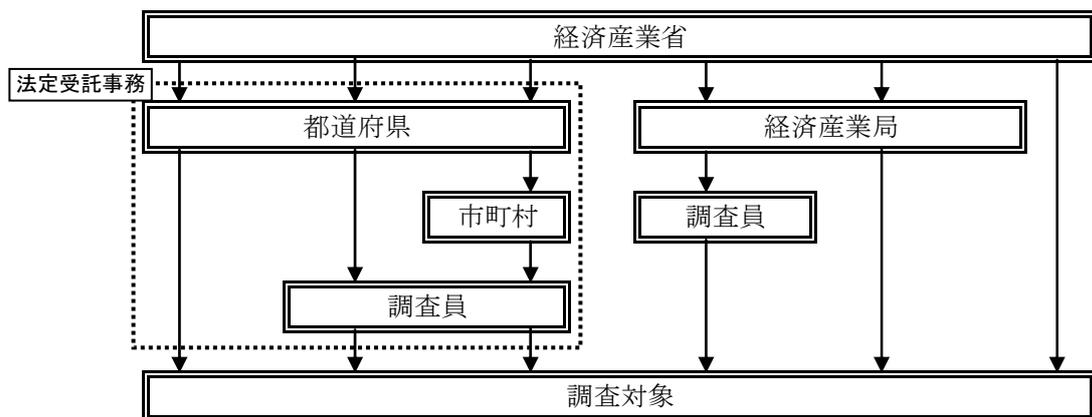


民間事業者の活用の流れ



また、実地調査の部分については、経済産業省の統計調査については、次の図のような調査の経路が存在する。

【図表：調査の流れ図】



(4) 統計改革をめぐる動き

政府においては、統計をめぐる環境の変化を受けて、統計改革の議論が進められてきたところである。

まず、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 4 月閣議決定）においては、農林水産統計に偏っている資源配分を抜本的に見直すとともに、統計制度を充実させることが示されている。

これを受けて、「経済社会統計整備推進委員会」、「統計法制度に関する研究会」、「統計制度改革検討委員会」が設置され統計制度改革の議論が行われ、これらの報告においては経済センサスやサービス統計などの統計整備に関する課題、司令塔機能強化などの統計制度に関する課題が指摘されている。

これらにおける議論も踏まえて、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月閣議決定）では、統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直すことが盛り込まれ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月閣議決定）では統計法制度を抜本的に改革するための法律案を国会に提出するとされた。

その後、総務省において統計制度改革の検討が進められ、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）の全部改正（統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）の廃止）を行う統計法案が第 166 回通常国会に提出された。統計法案は平成 19 年 5 月 16 日成立、平成 19 年 5 月 23 日に公布された。

新統計法の大きな柱は、①統計委員会の設置などによる統計整備の司令塔機能の強化、②オーダーメイド統計等の二次的利用の促進、③行政記録の活用や秘密の保護強化等による統計の効率的かつ着実な作成、の 3 つである。

新統計法の概要は次の表のとおりである。

【図表 新統計法の概要】

1. 統計整備の司令塔機能の強化

- 我が国のような各行政機関が統計機能を持つ分散型統計機構の特徴として、各行政機関の個別行政分野における経験・ノウハウを統計調査に活かせるという利点がある一方、統計の体系的・相互比較性の欠落、重複の発生などの弊害も存在。
- この分散型統計機構が陥りがちな弊害を克服するため、
 - ①統計整備の司令塔となる統計委員会を新たに設置
 - ②統計整備の基本的な計画の策定を法制化
 - ③法体系において加工統計や業務統計を明確に位置づけにより、統計整備の司令塔機能を強化し体系的な公的統計の整備を実現。

2. オーダーメイド統計などの二次的利用の促進

- IT化(コンピューター技術の発展、表計算ソフトの普及)により、統計データの高度な利用に対するニーズが増大。
- このニーズに応えるため、
 - ①個別の求めに応じて統計を作成するオーダーメイド統計
 - ②高度な計量分析が可能な匿名データ
 - ③統計的研究目的で行う目的外利用の事務手続きの迅速化に関する規定を整備することにより、統計データの二次的利用を促進。

3. 統計の効率的かつ着実な作成

- 個人情報保護意識の向上、オートロックマンションの普及、統計調査業務における民間事業者の活用、行政機関におけるリソース上の制約などの環境変化に対応するため、
 - ①税務情報や登記情報などの行政情報を統計に活用
 - ②母集団名簿の基となる事業所母集団データベース
 - ③民間事業者活用の際の秘密の保護
 - ④マンションの管理人などの関係者に対する協力の要請に関する規定を整備し、効率的かつ着実な統計の作成を実現するとともに統計の質の向上、秘密の保護にも貢献。

2. 統計調査業務における民間事業者の活用の状況

(1) 統計調査業務における民間事業者の活用のこれまでの経緯

「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）において、「統計事務（集計、データベースの作成・提供、実査等）については、包括的民間委託を含め、民間委託を進め、組織の効率化を図る。このため、各省庁は、本年度中に民間委託に関する今後の推進方針を定め、民間委託を進めるものとする。」とされている。これを受け、経済産業省を始めとする各府省は統計事務の民間委託を推進してきたところである。

「行政改革の実施状況」（平成15年3月31日行政改革推進本部報告）においては、行政改革大綱のフォローアップの一環として、減量効率化に関する取組状況について整理・取りまとめがなされており、その中において「統計事務（集計、データベースの作成・提供、実査等）については、包括的民間委託を含め、民間委託を一層推進する。」とされている。

「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）においては、「各府省間で検討の場を設け、（中略）、報告者の信頼確保に重点を置いた統計調査の民間委託に係るガイドラインを平成16年度中に作成する。」とされている。

上記を受け、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）が作成された。

また、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）においては、「平成18年度において、企業を対象とする小規模な統計調査（「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」（いずれも指定統計調査））について試験調査等を実施する。（中略）上記2つの指定統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施する。また、関係府省は、その他の指定統計調査について（中略）市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進する。その一環として、総務省は、同省所管の上記の2指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに（平成19年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次）市場化テスト・民間開放を実施するため（中略）そのための計画を策定する。また、総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。」とされている。

また、平成18年7月7日には「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）が施行され、「官民競争入札等監理委員会」（内閣府）が設置された。平成18年9月1日には「官民競争入札等監理委員会」の下に「統計部会」が設置されており、統計調査業務の民間開放に関する議論が行われている。（なお、「統計部会」は、平成19年4月1日をもって、「公共サービス改革小委員会統計調査分科会」に改組されている。）

公共サービス改革法に基づき作成された「公共サービス改革基本方針別表」（平成 18 年 9 月 5 日閣議決定、平成 18 年 12 月 22 日別表改定を閣議決定、平成 19 年 12 月 24 日別表改定を閣議決定）においては、統計調査関連業務において講じる措置について示されている。

【図表 公共サービス改革法の特徴】

| | 従来の会計法令に基づく入札 | 公共サービス改革法に基づく民間競争入札 |
|----------|---|---|
| 手続きの流れ | ・仕様書作成→広告→入札→業者決定→契約→実施 | ・実施要領の作成→実施要領作成における官民競争入札等監理委員会の議→仕様書作成→広告→入札→業者決定→契約→実施 |
| 参加資格 | ・会計法令上の欠格事由(破産者等) ※総合評価における基礎点の評価対象とすることにより具体的な資格設定は可能 | ・会計法令上の欠格事由(破産者等) ・公共サービス改革法に基づく欠格事由 ・必要な資格(知識及び能力、経理的基礎、技術的基礎等)を個別に規定 |
| 第三者関与 | ・規定なし ※総合評価に第三者を関与させることは可能 | ・実施要領の策定に際して、官民競争入札等監理委員会の議 |
| 質の提示 | ・仕様書(及び契約書)において確保されるべき質を明確化 ※事前に詳細に定めることにより、公共サービス改革法に基づいた場合と同等の提示は可能 | ・実施要領において確保されるべき公共サービスの質を明確化 |
| 業者決定 | ・一般競争入札(最低価格方式or総合評価方式) ※基本的には総合評価方式 | ・一般競争入札(総合評価方式) |
| 契約手続き | ・会計法令、仕様書、契約書に基づいて行う ・契約を解除した場合、2年間一般競争入札に参加させないことが可能 | ・実施要領の変更の際には、委員会の議が必要 ・契約変更の際には、委員会の議が必要 ・契約解除に該当する事例を明記(解除の場合は5年間入札参加不可) |
| 国庫債務負担行為 | ・最長五年 ※実際の契約においては民間事業者の緊張感を維持する必要性等から2～3年単位の契約になるため、現実的な差はそれほどないと考えられる。 | ・最長十年 |
| コストの開示 | ・規定なし ※従来コストを開示することは可能 | ・実施状況(経費、人員、施設及び設備、目的達成程度)の開示義務 |
| 監督等 | ・会計法令に基づき、契約上で報告義務や監督・検査について規定 ※仕様書、契約書等で明示することにより、実効性のある報告義務の規定や監督・検査の実施は可能 | ・会計法令に基づき、契約上で報告義務や監督・検査について規程 ・報告徴集、立入検査、必要な措置をとるべきことの指示(違反した場合は三十万円以下の罰金) |
| 秘密の保持 | ・契約上で担保 ・新統計法で保護(秘密漏洩は二年以下の懲役、又は百万円以下の罰金) ※新統計法において関係規定が整備されている | ・契約上担保 ・新統計法で保護(秘密漏洩は二年以下の懲役、又は百万円以下の罰金) ・守秘義務(違反は一年以下の懲役、又は五十万円以下の罰金) |
| みなし公務員 | ・規定なし | ・みなし公務員規定により、賄賂罪、公務執行妨害罪、職務強要罪等が適用される |
| 事業の評価 | ・規定なし | ・業務の全般にわたる評価 ・再度民間競争入札を実施するか、当該公共サービスを廃止するか等の検討 |

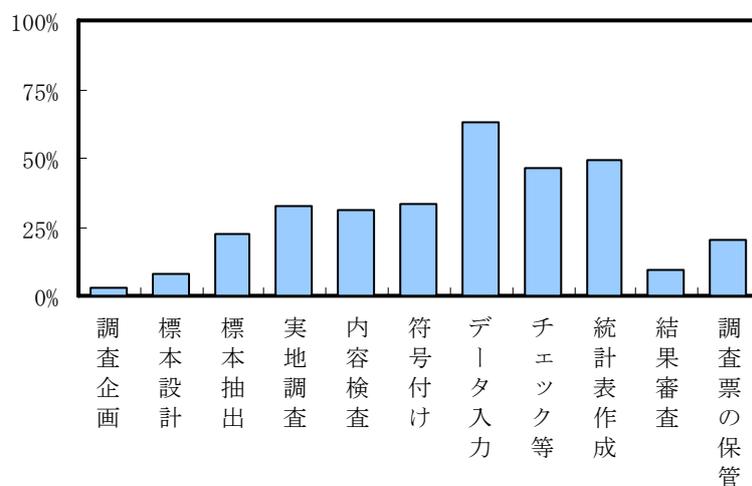
それ以外には、総務省において「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」

(平成18年3月～平成19年4月)、「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」
(平成19年6月～)が開催されている。

(2) 民間事業者の活用の現状

現在の統計調査業務における民間事業者の活用の状況は以下のグラフのとおりである。
地方支分部局を含む府省全体では、統計調査件数は435件あり、そのうちの306件(70.3%)
において民間事業者¹²の活用が行われている。

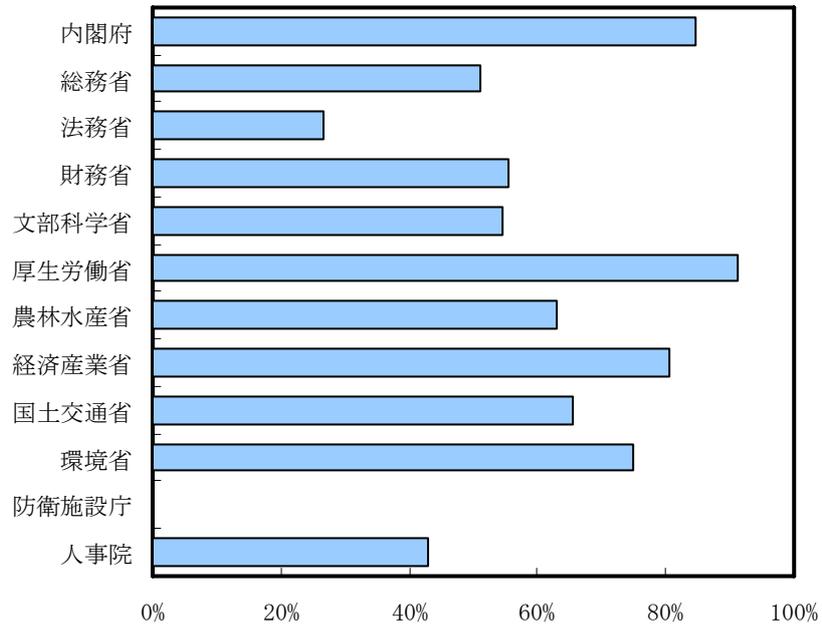
【図表 統計事務の種類別民間事業者の活用の現状】



(備考) 総務省ホームページより作成。平成19年3月末現在。

¹² 独立行政法人も一部含まれている。平成19年3月末現在。

【図表 各府省別民間事業者の活用の現状】



(備考) 総務省ホームページより作成。平成 19 年 3 月末現在。

IV. 統計調査の品質

1. 統計調査の品質に関する基本的な考え方

公共財たる統計には高い正確性・信頼性、継続性などが求められており、民間事業者の活用を行った場合でも、統計に求められている高い品質を実現していくことが重要である。

民間事業者の活用の本来の趣旨は、国が実施していた業務において民間事業者の創意工夫を取り入れることによって、国が実施していた際の同等以上のサービスの提供を達成するということである。品質が低下してもよいからコストを削減するといったことではない。

そのため、統計調査業務において民間事業者を活用する場合に確保すべき品質の水準は、国が実施した場合と同程度の品質（前回実施時と同程度の品質）を確保することが原則となる。

2. 統計調査の品質を示す指標

民間事業者の活用を行った場合における、統計調査の品質を示す指標としては、「回収率」、「記入率（記入状況）」、「審査におけるエラー発生数」、「問題のない業務遂行」、「調査客体の満足度」が考えられる。

（1）回収率

① 基本的な考え方

回収率については、統計法において指定統計調査については申告義務と違反した場合の罰則が規定¹³されており、100%の回収率が想定されている。しかし、現実的には100%の回収率を達成するのは困難であり、統計調査によって差はあるものの90%台となっているものが多い。

一方、承認統計調査については統計報告調整法に基づいて実施されるが、報告義務や違反した場合の罰則は規定されていない。回収率についても、指定統計調査ほどは高くないものが多く、50%を切るケースも散見される。

以上から、民間事業者を活用した場合、しない場合に関わらず、最終的に目指すべき回収率については、指定統計調査は100%、承認統計調査は可能な限り高く、ということになる。しかし、国が実施した場合においても実現できていない数字である。

国が実施した場合と同程度の品質（前回実施時と同程度の品質）を確保することが原則ということから考えると、前回実施時の回収率が目標となる。

なお、回収率については、

¹³ 申告義務については統計法第五条、罰則については第十九条に規定されているが、現実的には罰則規定が適用されたケースは極めて少ない。

- ・同じ回収率であっても、調査票に空欄が多い、記入ミスが多い、概数で記入されている個所が多いといった場合と、そうでない場合では統計調査の品質は異なる
- ・個人・世帯対象調査では原則として一票の重みは同じであると考えられることができるが、事業所・企業対象調査では規模が極めて大きい、あるいは特定業種で大きなシェアを占めている調査対象の調査票を回収できたか否かによって統計調査の結果に重大な影響を与える場合がある
- ・全体の回収率だけではなく、地域や業種などの属性別の回収率も考慮すべきではないか
- ・悉皆調査と標本調査では考え方が若干異なるのではないかと、また標本調査は標準誤差率の水準¹⁴を考慮すべきなのではないか
- ・回収率は（有効回答数）÷（調査対象数）によって算出されるが、調査対象数をどのように定義するのかによって回収率を達成するための難易度が変わってくる
- ・前回と同程度とは言っても、継続的に調査環境が悪化していることを配慮すべきではないか
- ・過去の不正調査の事例は、回収率を強く意識しすぎていたということも要因の一つであり、回収率に固執すると不正調査を誘発する可能性がある
- ・（総務省の家計消費状況調査の事例¹⁵で）調査会社によって回収率が異なるのは、現場での説明の微妙な表現の違い、調査員の力量の違いなどが背景にあるのではないかと、しかし、回収率は違ってもその中における有効回答率がどの程度かについては吟味する必要がある、調査票の単純な回収率ではなく、記入状況も加味した上でどれだけ有益な情報が取れているか情報回収率のような考え方もあるのではないかと
- ・調査拒否の増加が予想されるため、調査拒否の理由についても情報収集を進めるべきではないか

¹⁴ 標準誤差率とは、標本調査による結果が真の値からどの程度離れている可能性があるのかを示すもの。例えば、標準誤差率 1.8% の場合は、ほとんどの場合に標本調査の結果の前後 1.8% の間に真の値が存在しているということになる。標準誤差率が小さいほど信頼性が高いと言える。

国の指定統計調査については、目標となる標準誤差率が統一的に設定されている訳ではないが、指定統計調査の主要項目については標準誤差率が 5 以下となるように設計上配慮されている。調査項目によっては 1%~2% となっているケースもある。

（例 1）法人企業統計調査（財務省）の標準誤差率（例）

| 平成 19 年 7~9 月 | 売上高 | 設備投資 |
|---------------|-----|------|
| 全産業 | 2.3 | 2.1 |
| 製造業 | 1.6 | 3.5 |
| 非製造業 | 3.3 | 2.6 |

（備考）財務省ホームページ（法人企業統計調査の四半期調査の精度計算）より作成、単位は%。

（例 2）家計調査（総務省）の標準誤差率（例）

| | 全世帯 | 勤労者世帯 |
|------|-----|-------|
| 実収入 | - | 1.2 |
| 消費支出 | 2.0 | 2.3 |

（備考）総務省統計局ホームページ（家計調査の家計調査に関する Q&A）より作成、単位は%、平成 15 年 10 月調査のデータ。

¹⁵ 「家計消費状況調査」では 2 つの民間事業者を活用して実施しており、回収の状況が 2 社の間で大きく異なっている。

という意見があった。

また、維持すべき品質の指標としての回収率の設定に当たっては、民間事業者の業務の範囲を考慮することが必要である。

例えば、従来の調査員調査の場合、統計調査員が訪問しても回収できなかった場合、市町村や都道府県などの地方自治体の職員による努力により調査票の回収を実現しているケースや、国の職員による努力により調査票の回収を実現しているケースも少なからず存在している。

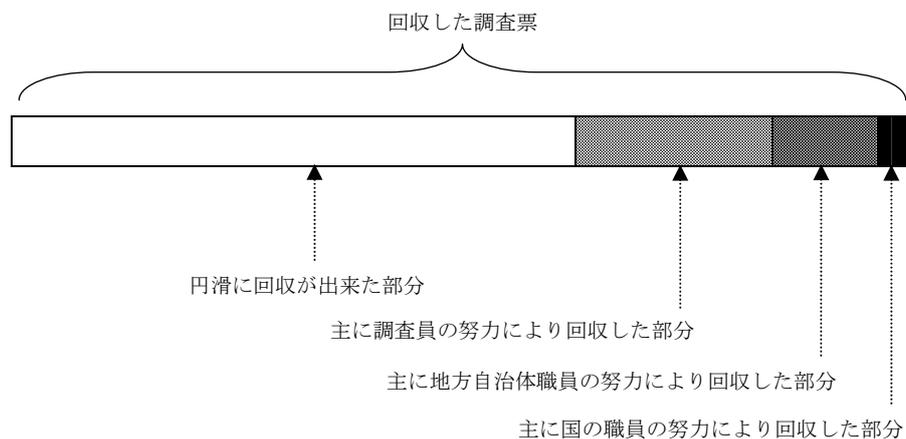
仮に、従来統計調査員が実施していた配布、回収の限定された業務の範囲のみにおいて民間事業者の活用を行う場合には、厳密には維持すべき回収率として設定される水準は、

「維持すべき回収率」＝「前回と同程度の回収率」－「主に国や地方自治体の職員による努力により実現した部分の回収率」

ということになる。地方自治体の職員が担当していた業務についても民間事業者の活用を行う場合は、「主に国の職員の努力により実現した部分の回収率」のみを差し引くこととなるが、いずれにしても民間事業者の活用を行う業務の範囲を考慮する必要がある。

ただし、これらの回収率を分離して算出することが難しいため場合、官と民間事業者の業務範囲を明らかにしたうえで、官と民間事業者が協力の上で最終的な回収率を実現する、という運用にならざるを得ないと考えられる。

【図表：調査票の回収要因】

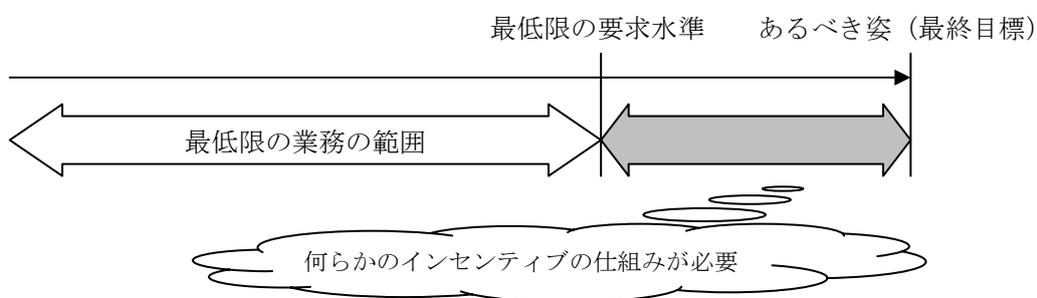


なお、

- ・民間事業者に対して品質の要求水準を示した場合には、要求水準以上の作業を求め
るためには、何らかの措置を講じる必要がある
- ・民間事業者は、(株式会社の形態をとる場合には)株主に対する説明責任を負ってお
り、要求された水準(ペナルティが課せられない水準)を達成されている場合には、
何らかのインセンティブ等がない限りなおコストを投じて品質を向上させるという
取組を行うことは考えられない

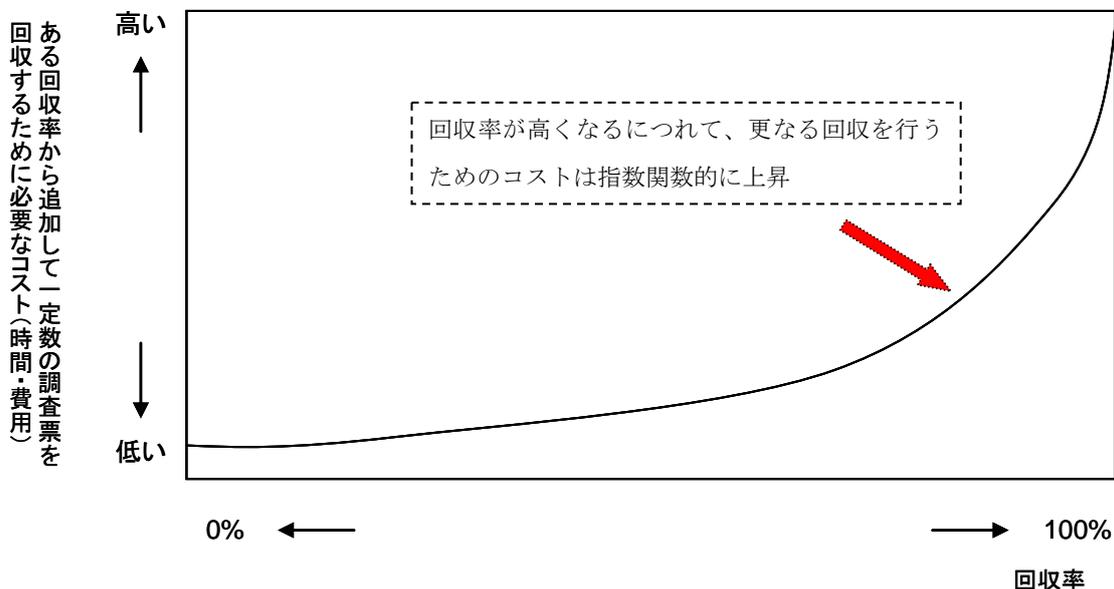
という意見があった。そのため、最低限の要求水準を満たせない場合のディスインセ
ンティブだけではなく、最低限の要求水準を超えて、高い品質を達成するために、何ら
かのインセンティブの仕組みを考える必要がある。

【図表：最低限の要求水準とあるべき姿(最終目標)の関係】



また、「回収率」などの品質については、高い品質を求めるに従って単位あたりのコス
トが増加することに注意する必要がある。回収率については回収率が高まるほど更に回
収する場合のコストが高まるが、調査に掛けることが出来るコスト(時間・費用(人件
費等含む))には限界があり、無限に追いつけることは通常困難である。

【図表 品質とコスト】



② 対応の方向性

回収率については、以下の方向で対応することが望ましいと考えられる。

- i) 最も基本的な品質の指標として、維持すべき回収率を提示
- ii) しかし、回収率のみをもって統計調査の品質とすることは、記入内容の悪化や不正調査の誘発など、逆に品質を歪めてしまう可能性があるため、他の品質の指標も考慮
- iii) 具体的な水準の設定に当たっては、前回の回収率と同程度を基本とするが若干の変動があると考えられるため、複数回の平均を基本的な水準とする
- iv) ただし、調査環境の変化、民間事業者の活用の業務範囲を考慮し水準を調整する
- v) 必要に応じて、地域や業種別の回収率、回収内容も考慮する
- vi) 指標としての回収率の提示に当たっては、不正調査の防止に配慮する¹⁶
- vii) 調査拒否の理由についても情報を収集し、結果の解釈等に活用する
- viii) 最低限の要求水準を超えた品質を達成するための仕組みを検討する

(2) 記入率（記入状況）

① 基本的な考え方

調査票が、質問の指示通り正確に記入されているかどうかを示す指標である。記入漏れがなく、正確な回答が行われている調査票が最終的に目指すべき目標である。しかし実際は、記入漏れが一切なく誤りが全くないという調査票ばかりではなく、記入漏れや誤りが存在する調査票も多く含まれており、記入率（記入状況）にはかなりのばらつきが存在している。

また、記入率（記入状況）については

- ・調査項目の重要性に応じて、必須とすべき項目をいくつか定めて有効票か否かの判断を行うべきである
- ・例えば、事業所の真の売上高が1,234万円であった場合に、記入欄に1,234万円と記入する人もいれば、1,200万円と記入する人もいるし、1,000万円と記入してしまう人もいるため、概数の記入が多い調査票は品質が低い可能性が高い
- ・定義が複雑な調査項目について、どのように説明をしたかということによって記入結果が異なることがあり、例えば、A（500万円）とB（700万円）とC（30万円）という項目を全て足して1230万円と回答すべきところを、説明の不足からCを足さず1,200万円と回答してしまうことがある
- ・調査票が回収されている場合は、後で回答者に連絡して記入の不足を挽回すること

¹⁶ 例えば、調査環境の変化がなく、業務の範囲などを考慮する必要がない場合に、国が実施した過去3回の回収率が、86%、82%、84%（平均84%）であるとして、民間事業者の達成回収率が65%であれば問題があるが、83.9%であった場合には問題とするのか、といったことについては検討が必要であると考えられる。回収率は、国が実施した場合でも少なからず変動する数字であるため、数字のみに基づいた厳密な運用を行うのではなく、他の状況を総合的に判断し一定の幅を持った柔軟な運用を行うことについて検討が必要である。

も可能である
という意見があった。

国が実施した場合と同程度の品質（前回実施時と同程度の品質）を確保するということが原則ということから考えると、国の統計調査の実施における記入率（記入状況）が統一的に把握されているわけではないため厳密な設定には困難が伴うが、有効票として認められる基準については国と同様にすべきであるということが言える。

② 対応の方向性

以上から、記入率（記入状況）については次の方向で対応することが望ましいと考えられる。

- i) 統計調査の役割等から調査項目の重要性を検討し、調査票が有効票として認められるための基準を設定する（例：主要な項目 10 項目が全て回答されていること、主要な項目 20 項目のうち 15 項目以上が回答されていること、全体の 50%以上の項目が回答されていること、数字を記入する項目の 70%と選択式項目の 90%が回答されていること、など）
- ii) なお、有効票の判定に当たっては、概数の記入が多い調査票を有効とはみなさないなど、必要に応じて記入内容についても配慮すべきである
- iii) 統計調査業務の実施における記入率（記入状況）の把握、分析を行う

（3）審査におけるエラー発生数

① 基本的な考え方

調査票回収後のいわゆる「審査」についても、統計調査の品質に重要な影響を与えていると考えられる。そのため、審査のプロセスが適切に実施されたかどうかについても重要な品質の指標となりうる。

「審査」については¹⁷、
（個票データ作成までの段階）

- ・調査票回収後の調査票の検査（調査票の目視による未記入・疑義や汚れ・破損等のチェック）
- ・符号付けを行った場合の結果の検査（符号付けを行う場合のみ）
- ・データ入力後の入力検査、データ入力後のチェックプログラムによるデータチェック（選択肢が 1～3 までしかないのに 4 と回答していないか、数字の項目については考えられる範囲内に収まっているかなどの形式チェックと各項目間を突き合わせた時の矛盾はないかなどの論理チェックの大きく 2 種類がある）

（個票データ作成後の段階）

- ・項目の簡単な集計を行い、前回結果や他の統計調査などの参考値と比較し妥当性を

¹⁷ 審査の考え方については「統計作成過程の標準化のためのハンドブック」（平成 18 年 8 月総務省政策統括官（統計基準担当））を参考にした。

確認する基本数のチェック

・統計表作成（集計）後の妥当性の審査（桁数に異常はないか、統計表間で整合性があるかなどの形式的審査と過去の時系列データや他の統計調査など既存データ等との比較や社会情勢などを考慮して客観的、総合的に判断する分析的審査が存在）があり、いずれについてもあらかじめ作成された審査の基準・方法に基づいて行うことになる。

そのため、民間事業者の活用を行う場合については、国が実施した場合と同程度の品質（前回実施時と同程度の品質）を確保するということが原則ということから考えると、国が実施していた手順に基づいて行ったかどうかを審査業務の品質の水準となる。

民間事業者は、あらかじめ示した審査の基準に基づいて審査を行い、エラーが発生した場合には定められた方法により修正を行うことになる。そのため、審査の基準・方法に照らし合わせたエラーの発生数を0（＝エラーの修正率が100%）とするということが、国が実施した場合と同程度の品質になる。

なお、審査業務については

・熟練した担当者が審査しないと品質が落ちるのではないかと、調査票を目で見ろということは昔からよく言われていた

という意見があった一方、

・事業所・企業対象調査では実測値が中心であり、基本的な企業の財務等に関する知識を有していれば、マニュアルに基づいて実施することは可能である

・従来から実施されていた審査の業務の方法について、文書化、マニュアル化を進めていくことによりある程度対応できるのではないかと

という意見もあった。

いずれにせよ、国の統計調査業務を取り巻く現状を踏まえた場合、国が実施する場合でも統計調査業務の円滑な実施という観点から、審査業務における国の担当者の経験・ノウハウを文書化、マニュアル化していくことは必要になると考えられる。

② 対応の方向性

審査業務の品質の設定については、以下の方向で対応することが望ましいと考えられる。

i) 国は審査業務に係る基準・方法を設定する

ii) 民間事業者が審査業務の基準・方法に従って行っているかどうかを示す指標として、審査の基準・方法に基づいた場合のエラー発生数を用いる（エラー発生数0（エラー修正率が100%）が基準）¹⁸

¹⁸ あくまでもあらかじめ国が示した審査の基準・方法に基づくエラー発生数である。審査の基準・方法に基づいた場合でも、発見できないエラーが存在している可能性は否定されないため、いわゆる真のエラー発生数を0にするという意味ではない。また、国と民間事業者の双方の合

(4) 問題発生のない業務遂行

① 基本的な考え方

統計調査業務における民間事業者の活用の大前提として、

- i) 秘密の保護が守られること
 - ii) 不正調査が行われないこと
 - iii) 定められた期間内に遅延なく業務が行われること
- など、問題発生のない業務遂行が求められている。

② 対応の方向性

達成すべき統計調査業務の品質として「回収率」、「記入率（記入状況）」などのほかに、問題発生がない業務遂行（秘密の保護、不正調査の防止、期限の厳守など）についても明示しておくことが望ましい。

(5) 調査客体の満足度

① 基本的な考え方

統計調査業務の実施は、調査客体の協力の下に成立しており調査客体の調査実施に対する意識についても考慮されるべきである。民間事業者の接し方によっては調査客体の満足度は異なると考えられ、調査の実施に対する不満が高い場合には、調査への協力度が低下することによる悪影響¹⁹が発生する可能性もある。

そのため、調査客体が調査の実施に対してどのような意識を持っているかについて事後的に調査を行うことは有益であると考えられる。また、実際に適切な方法により調査が行われたかを確認することにより不正調査の抑制に繋がることから調査客体への確認は有意義である。

一方で、

- ・ 民間事業者に対する性悪説を前提に、調査に協力した調査客体に対して確認を行うことは、追加負担になるため協力度を低下させてしまうのではないかという意見があった。

② 対応の方向性

統計調査業務の実施後、調査客体に対して意識調査を実施することは有益である。しかしながら、調査客体に対して過度の負担感を感じさせることがないよう十分な配慮を行うことが必要である（一部調査客体を対象を絞る、分量を考慮するなど）。

意を前提にして、国が示した審査の基準・方法に追加して民間事業者の創意工夫に基づき追加の審査が行われることもありうる。

¹⁹ その調査に対する協力度の低下による調査票の記入率（記入状況）の悪化、次回以降への調査に対する協力度の低下による調査の拒否や記入率（記入状況）の悪化などの悪影響が想定される。

3. 統計調査の品質の維持・向上を図るために必要な取組

統計調査業務の品質の維持・向上を図るためには、「事前の段階」、「実施の段階」、「事後の段階」で、それぞれ重要なポイントが存在している。

また、統計調査は1回限りの調査を除いて基本的には継続して行われるものであるため、継続的な業務改善が行われるようPDCAサイクルを確立していくことが重要である。

統計調査業務の品質の維持・向上を図るため「事前」、「実施」、「事後」のそれぞれの段階において、必要となる取り組みを整理すると次の表のとおりとなる。

特に、民間事業者の活用には当たっては

- i) 業務設計
 - ii) 事前の仕様書等における正確な情報提供と認識の相違の防止
 - iii) 事前の民間事業者の選定
 - iv) 民間事業者に対する監督・モニタリング
- が極めて重要なポイントとなると考えられる。



● : (民間事業者の活用を行った場合) 主に官が実施する事柄

○ : (民間事業者の活用を行った場合) 主に民が実施する事柄

◎ : (民間事業者の活用を行った場合) 官と民が実施する事柄、あるいはどちらが実施するかは案件に

より異なる可能性が高い事柄

統計調査業務において民間事業者を活用して実施した場合の業務ごとの留意点は、次のとおりである。

(1) 事前の段階における取組

統計調査の品質は実施の段階に最も左右されると考えられるが、事前の企画などが与えている影響も大きいと考えられる。例えば、記入しづらい調査票は回収率や記入率に悪い影響を与える可能性があるほか、調査対象名簿の正確性なども調査実施に影響を与えたり、調査コストを増大させたりする可能性がある。また、事前の広報を十分に行うことにより、調査客体からの協力が得やすくなる場合があると考えられる。

そのため、民間事業者の活用において統計調査業務の品質の維持・向上を図るためには、実施段階だけを考慮するのではなく、事前に官が行う部分も含めて全体の姿について検討を行う必要がある。

① 調査の企画（官）

調査を実施するに当たっては、調査内容、調査手法などの検討が行われるが、調査票の設計（記入の手引き等の関係する資料も含まれる）、調査名簿の作成などは、調査客体からの協力度合いに影響するため、継続的な改善が行われることが必要である。

調査票については「必要な項目」と「調査客体の負担感」のバランスを考慮した上で、分かりやすく記入しやすい調査票のレイアウト、誤解がないように記入できるための記入の手引きの充実などが重要であると考えられる。

調査名簿については、改廃等が適切にメンテナンスされていることが重要である。例えば、「前年調査で住所変更を伝えたのに、また古い住所で送られてきている」などといった調査客体からの意見もあり、調査名簿の整備状況によっては調査客体からの拒否に繋がりがかねないケースもあることに注意が必要である。

また、新しい調査を行う場合、調査内容等を大幅に変更する場合等には試験調査等をあらかじめ実施することが極めて有効であると考えられる。

② 業務内容の検討（官）

調査企画に基づいて、調査の実施計画、民間事業者を活用する業務内容等を策定する。特に、民間事業者は業務の内容を記載した仕様書に基づいて業務を実施することになるため、必要な業務については仕様書中に明記しておく必要がある。

また、スケジュール等に無理があると品質に大きな影響を与えることがあるため、余裕を持ったスケジュールを組み立てるなど適切な業務設計も重要である。

③ 広報（官）

統計調査の広報については、これまでも取組が行われてきているが、工夫の余地があるのではないかという指摘も多い。統計調査の広報を十分に行うことにより、調査客体の調査への理解度を高め協力が得られやすくなることから、回収率の向上等には欠かせない業務プロセスである。ポスターの掲示、ホームページへの掲載のほか、更なる工夫を行う必要があると考えられる。

また、統計に関する教育も意義があると考えられる。

④ 民間事業者の選定（官）

業務の実施に当たっては、履行能力を有する民間事業者の選定を適切に行うことが極めて重要である。統計調査業務に必要な履行能力（要求能力）を定めた上で、評価項目を作成する必要がある。また、評価項目の作成に当たっては、認証・資格制度をどのように活用していくかが課題となる。

⑤ 契約（官と民）

契約においては、回収率の扱い、業務不履行時への対応等が規定されるほか、ノウハウなどの扱いについてもあらかじめ定めておく必要がある。その他、必要な事項においても取り決めを行っておく必要がある。

⑥ 実施計画の策定（民）

業務を実施する民間事業者は実施計画を策定することになる。業務プロセスごとにチェックポイントを設けて、適切に業務遂行が行われるよう無理のない計画を策定する必要がある。

⑦ 事前打ち合わせ（官と民）

業務の開始に当たっては、発注側である官と受注側である民が認識の共有を図る必要がある。実施の段階になって認識が異なることが明らかになった場合には、品質に影響が出る、コストがかかるなどの悪影響が発生する可能性がある。

（２）実施の段階における取組

統計調査業務については事後の段階でチェックを実施して問題が発覚した場合には、既に手遅れの状態になってしまうことが多くなることが想定されるため、統計調査の品質の維持・向上を図るためには、実施の段階でチェックを行いながら可能な限り問題を早期に発見し、早期に修正を行っていく必要がある。

また、統計調査業務の実地調査の段階においては、民間事業者だけで業務を処理していくのではなく、疑問点や重大な問題が発生した場合などには官との連携を図り、官と民が協力して取り組む必要がある。

① 監督・モニタリング（官）

業務の遂行に当たっては、当初の計画に沿って進めていくことが望ましいが、実際には様々な要因から修正が求められる場合が多い。あらかじめチェックポイント（マイルストーン、大きな節目）を設定し、チェックポイントごとに当初計画とのズレが発生していないかどうかを検証する。ズレが発生している場合にはズレの要因を明確にした上で修正する。また、不正が行われていないか、調査が適切に実施されているかどうかのチェックも随時行う。

これらの監督・モニタリングが実施されることを民間事業者が認識することにより、不正調査等の抑制の効果もあると考えられる。

なお、品質を維持するためには必要な監督・モニタリングが行われる必要があるが、過剰な監督・モニタリングが行われた結果、官と民の双方のコストアップとなるケースも発生している。民間事業者の過渡期においては、厳しいチェックが行われるのはやむを得ないと考えられるが、行き過ぎた監督・モニタリングを実施してしまうと、監督・モニタリングに対応するための、官と民双方のコストなどが増大するほか、民間事業者の創意工夫が生かされなくなってしまう可能性があることに注意する必要がある。適切な監督・モニタリングのあり方については、品質の維持、コストの削減と業務の効率化という2つの観点から検討が行われていくべきであると考えられる。

（民間事業者に対して実施すべき監督・モニタリング）

- －定期的な打ち合わせ会議（1～2週間に1回、1か月に1回など）
- －定期的な報告（回収数、問い合わせ状況、業務内容等を日報として報告）
- －現場への立会い（事務局、調査員への指示集会等）
- －現地検査（必要に応じて）
- －緊急時の報告（トラブル発生時や緊急時、あらかじめ報告内容等を決めておく）
- －調査客体、調査関係者への確認（不正が行われていないか、適切に実施されているか）
- －報告体制の整備（報告体制の周知） など

【図表 民間事業者に対して確認すべき事項の例】

| | |
|---------|---|
| 基本的事項 | <ul style="list-style-type: none">・ 調査票の記入状況・ 問い合わせとそれに対する回答の状況・ 督促の実施状況・ 審査、疑義照会の実施状況・ 秘密の保護のための管理体制等の状況・ 不正調査の防止のために講じた措置の状況 |
| 郵送調査の場合 | <ul style="list-style-type: none">・ 調査票の送付等の状況（誤送付とそれに対する対応など含む） |

| | |
|------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送による調査票の回収状況 |
| 調査員調査の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査員確保の状況 ・ 調査員への研修等の状況 ・ 調査員の監督・指導の状況 ・ 調査対象への訪問状況（不在時の再訪問などの対応含む） ・ 調査員による調査票の回収状況 ・ 訪問時の問題等の発生状況（事故等含む） |
| オンライン調査の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン調査の稼動状況 ・ オンラインによる調査票の回収状況 |

② 業務の遂行（民、随時官が協力）

（業務全般に共通する取組）

業務の遂行においては、民間事業者を活用する業務として、「調査票の配布」、「照会への対応」、「回収・督促」、「受付」、「調査票の確認」、「データ入力」、「データチェック」、「疑義処理」、「集計」、「集計表審査」、「統計表作成」などが挙げられる。

業務の遂行全般に共通する取組として、

- i) 履行能力を有する調査従事者（及び調査員）の確保
 - ii) 業務に関する教育・訓練の実施
 - iii) 業務実施中における指導・監督
 - iv) 適切な作業手順を定めた作業手順（マニュアル）の作成と共有
 - v) 官と民の協力
 - vi) 民によるセルフモニタリングの実施
- が重要である。

（各業務において想定される課題と対応策）

各業務においては、以下の表に示すような課題が想定される。

【図表 各業務の課題】

| | 業務プロセス | 想定されるリスク | 対応策 |
|------|---------|---|--------------|
| 企画 | 調査研究 | | |
| | 調査設計 | ・ 記入しづらい調査票 | |
| | 省令等整備 | | |
| 実地調査 | 打ち合わせ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 官と民の認識の相違 ・ 調査従事者の認識不足 | ・ 十分な打ち合わせ |
| | 用品準備 | ・ 用品の誤発送、不足 | ・ 作業手順の作成と共有 |
| | 協力依頼 | ・ 周知不十分 | ・ 十分な協力依頼 |
| | 広報 | ・ 周知不十分 | ・ 十分な広報 |

| | | | |
|-------|---------|------------------------------------|---|
| 実地調査 | 調査票配布 | ・誤配布 | ・作業手順の作成と共有 ・チェック体制の確立 |
| | | ・調査対象への不適切な対応 (特に調査員調査の場合) | ・作業手順の作成と共有 ・調査従事者の十分な教育・訓練 ・実施中における指導・監督 |
| | 照会への対応 | ・調査対象への不適切な対応 | ・作業手順の作成と共有 ・調査従事者の十分な教育・訓練 ・実施中における指導・監督 |
| | 回収・督促 | ・督促不足による回収低下 ・調査対象への不適切な対応 | ・作業手順の作成と共有 ・調査従事者の十分な教育・訓練 ・実施中における指導・監督 |
| 審査 | 受付 | ・受付時のミス(紛失等) | ・作業手順の作成と共有 ・調査従事者の十分な教育・訓練 ・チェック体制の確立 |
| | 調査票の確認 | ・問題部分の見落とし | ・作業手順の作成と共有 ・調査従事者の十分な教育・訓練 |
| | データ入力 | ・誤入力 | ・チェック体制の確立 |
| | データチェック | ・エラーの見落とし ・調査従事者によるデータチェックのばらつき | ・作業手順の作成と共有 ・調査従事者の十分な教育・訓練 ・実施中における指導・監督 |
| | 疑義処理 | ・調査対象への不適切な対応 | ・作業手順の作成と共有 ・調査従事者の十分な教育・訓練 ・実施中における指導・監督 |
| 集計 | 集計(演算) | ・技術的な集計ミス | ・作業手順の作成と共有 |
| | 集計表審査 | ・集計表審査によるエラーの見落とし | ・調査従事者の十分な教育・訓練 |
| | 統計表作成 | | |
| 分析・公表 | 結果の分析 | | |
| | 公表 | | |

(備考) 着色部分は、官が実施主体となる部分を示している。実地調査、審査、集計についても官が実施主体となる部分は存在しているほか、企画、分析・公表等においても民が一部を実施する場合がある。

特に、統計調査の品質に大きな影響を与える部分は

- i) 照会への対応
- ii) 回収・督促
- iii) 調査票の確認、データチェック、疑義照会、集計表審査などの審査
- iv) 調査員関係業務

であると考えられる。これらの業務部分における留意点は以下のとおりである。

i) 照会への対応

- ・「照会への対応」については、「調査実施主体の確認」、「調査票の記入方法」、「調査票の提出方法」、「回答義務の有無」など多様な問い合わせが発生するが、全般に共通する作業手順（マニュアル）の作成・共有、教育・訓練の実施などのほかには、対応履歴の作成や照会内容の整理とその共有、十分な体制の確保（人員、電話回線数、PC端末等）を行う必要がある。
- ・また、民間事業者では回答が困難な照会に対しては、速やかに官に報告し対応策を協議することが重要である。

ii) 回収・督促

- ・「回収」については、回収状況を随時把握した上で、回収状況が悪い場合には原因を分析し、速やかに対策を講じる必要がある。
- ・「督促」については、全般に共通する作業手順（マニュアル）の作成・共有、教育・訓練の実施などのほか、調査客体によっては拒否のレベルに応じた対応を行う必要があり、「書面」、「電話」、「訪問」等の督促方法を使い分ける必要がある。
- ・また、民間事業者では対応が困難な状況が発生した場合には、速やかに官に報告し対応策を協議することが重要である。

iii) 調査票の確認、データチェック、疑義照会、集計表審査などの審査

- ・「審査」については、調査票に空欄がある場合やおかしな数値がある場合には、回答した調査客体に対して疑義照会を行うなどにより修正を行うが、全般に共通する作業手順（マニュアル）の作成・共有、教育・訓練の実施などを通じて、担当者によって大きく作業手順が異ならないよう配慮することが重要である。
- ・また、作業手順に従って実施されているかどうかを他の担当者が随時、確認することも重要である。

iv) 調査員関係業務

- ・「調査員関連業務」については、全般にも共通している履行能力を有する調査員の確保、教育・訓練の実施が極めて重要である。
- ・また実施中の指導・監督も極めて重要であり、作業手順に従って調査が実施されて

いるかどうかを確認するとともに、対応が困難な状況が発生した場合には、現場の調査員から報告が行われるとともに、調査責任者が速やかに対応に当たれる体制が構築されている必要がある。

③ 広報（官）

事前の広報も重要であるが、実施の段階における広報も重要である。例えば、調査期間中には「役所の名前を騙った虚偽の調査ではないか」という問い合わせも多く、調査実施の事実だけではなく業務の委託先や連絡先などについても十分な周知を図ることにより、調査客体の安心感・協力度合いを高めることが出来ると考えられる。

（3）事後の段階における取組

統計調査は基本的に継続的に行われることになるため、次の調査に向けた対応も重要となってくる。特に事後の段階においては、業務の実施状況を分析し、次回以降の業務に反映させていくことが重要である。

① 調査結果の還元（官あるいは民）

調査客体からは、「自分たちに身近な市町村の調査は自分たちにも影響があると考えられるため進んで協力するが、国への調査は協力のメリットがわからない」、「調査に協力したので調査結果を教えてほしい」といった意見が多く寄せられている。

調査客体の調査に対する理解を深め、調査客体から円滑な協力を得るためには、調査結果の還元や、調査結果の利活用事例に関する資料の提供が有効な手段であると考えられる。

ホームページ等における公表のほか、調査に協力した客体に対しては個別に結果等を送付する（あるいはホームページのアドレス連絡する）こと等も有効であると考えられる。

② 業務報告（民）

業務実施後、民間事業者は業務の実施について官に対して報告を行うが、その中で達成すべき品質を達成できなかった場合については、民間事業者に原因があるのか、そうでない要因があるのか分析を行う必要がある。また、継続性を維持する観点から業務記録を残し、引継ぎに関する資料を残しておく必要がある。加えて、今回の調査の課題等を整理して次回以降の改善につなげていく必要があり、改善に関する提案が行われることが重要である。

③ 事後評価（官）

民間事業者から業務報告を受けた官は、関係者（調査従事者等）へのヒアリング等の

調査の実施や、調査客体へのアンケート調査²⁰等の実施などにより全体の事後評価を行う。その中で失敗事例の要因を分析するなどして次回調査の業務全体の改善を進めていく必要がある。

²⁰ 調査客体へのアンケート等については負担感について十分な配慮を行う必要がある。質問項目の例としては「調査は適切に実施されていたか」、「調査従事者や調査員の対応はどうであったか」、「調査票の記入が難しかった点は何か」などが考えられる。

4. 秘密の保護

(1) 秘密の保護の重要性

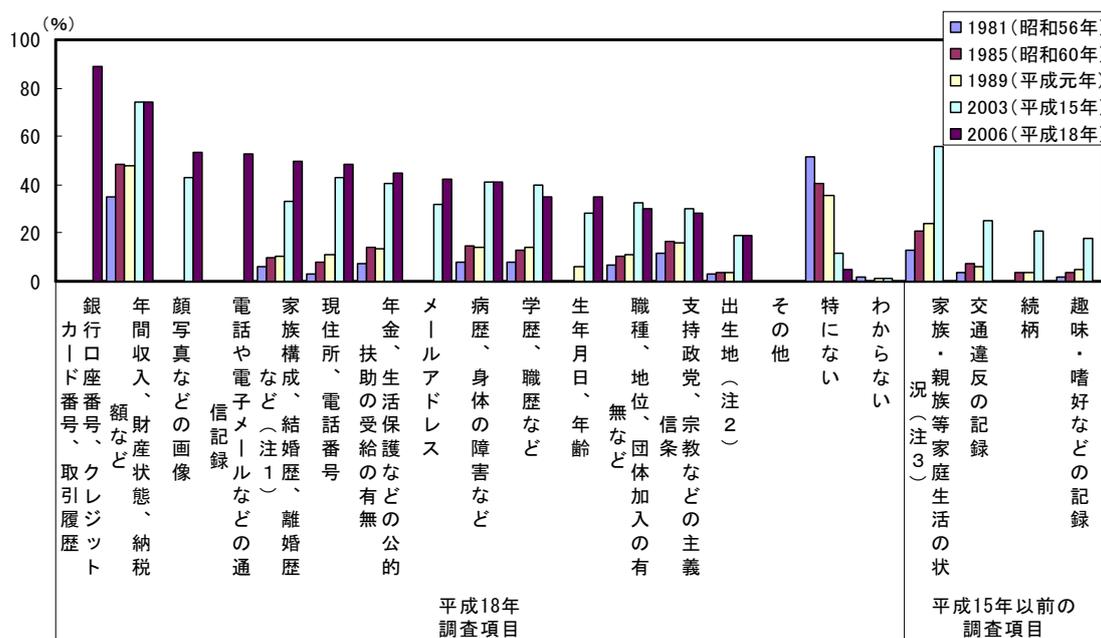
統計調査は、調査客体の協力により成り立っている。統計調査における調査票においては、調査客体（個人・世帯や事業所・企業等）が秘密にしたいと考える情報についての記入を求めていることから、秘密の保護が守られることが前提となる。

国が実施する場合についても秘密の保護が守られることが当然であるが、民間事業者の活用を行った場合でも、調査客体が安心して統計調査に協力できるよう、十分な措置を講じる必要がある²¹。

(2) 調査客体の秘密の保護に対する意識

「個人情報保護に関する世論調査」（内閣府）をみると、年を追うごとに個人情報保護の意識が確実に高まっていることが読み取れる。特に個人については、財産に関する事柄、顔写真などの画像が他人に知られたいくない情報として多く挙げられていることがわかる。

【図表 他人に知られたいくない情報】



（備考） 1. 「個人情報保護に関する世論調査」（内閣府）を基に作成。

2. （注1）平成15年調査までは、「結婚歴・離婚歴」となっている。

3. （注2）昭和56年調査では、「出生地・戸籍」となっている。

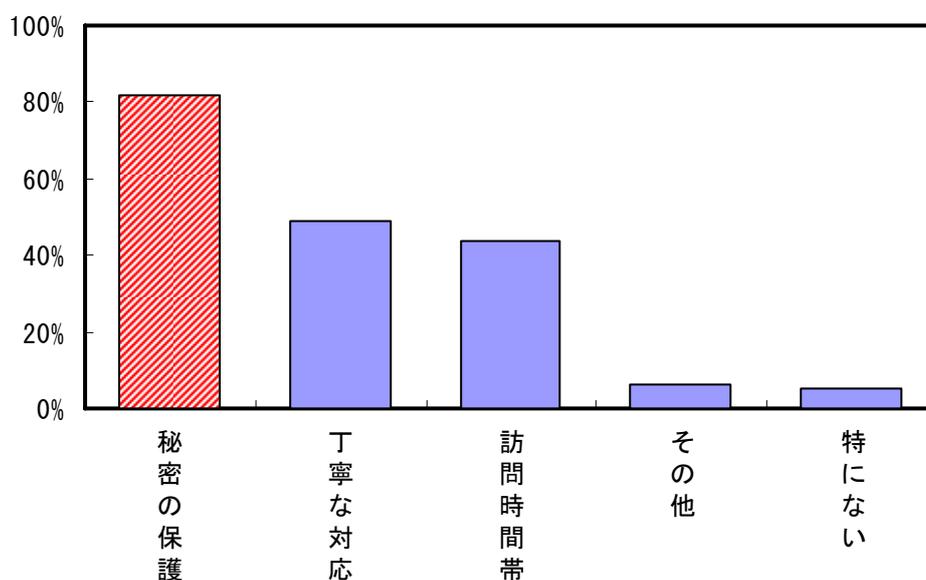
²¹ また、産業スパイの防止や国家安全保障の観点から秘密の保護が重要になるのではないかと指摘もあった。統計調査によっては個票レベルの情報には重要な企業秘密が含まれているため、特定の主体には極めて有益な資料となる可能性があり、そのような観点からも秘密の保護は重要な課題であると言える。また、このような要因から統計調査が調査対象としているデータの内容によって民間事業者を活用するか否かを検討すべきではないかという意見があった。

4. (注3) 昭和56年調査では、「家族・親族等家庭生活の記録」となっている。

統計調査業務における民間事業者の活用という観点で見た場合には、「労働力調査」に関する意識調査（総務省）や「科学技術研究調査に関する意識調査」（総務省）が参考になる。

「労働力調査」に関する意識調査（総務省）をみると、調査実施者が注意すべき点として、「秘密の保護」が最も高い回答割合となっている。

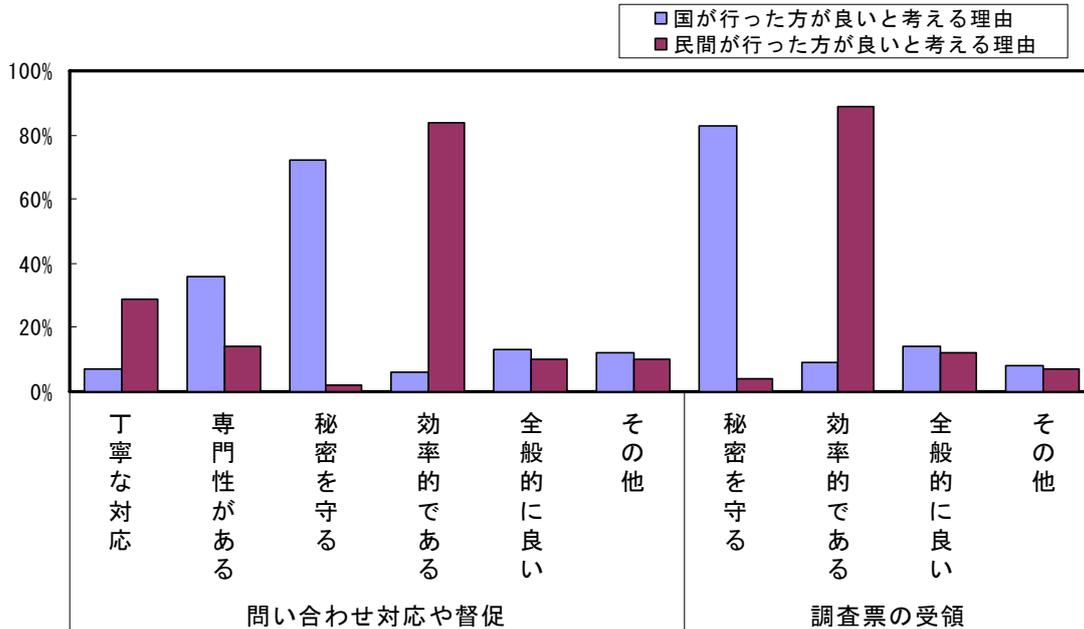
【図表 調査実施者が注意すべき点】



(備考) 「労働力調査」に関する意識調査（総務省）により作成。

また、「科学技術研究調査に関する意識調査」（総務省）をみると、国は「効率的である」とは認識されていないが「秘密を守る」と認識されている。一方、民間事業者は「効率的である」と認識されているが、「秘密を守る」とは認識されていない。

【図表 国や民間事業者はどのように調査客体から見られているか】



(備考) 「科学技術研究調査に関する意識調査」(総務省)により作成。

(3) 情報漏えいの要因

「平成18年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」(内閣府)によると、従業員からの個人情報の漏えいは主に「不注意」²²から発生していることがわかる。また、委託先の従業員や第三者からの漏えいは「意図的」²³である場合が多くなることがわかる。

【図表 情報の漏えい元、漏えいした者】

| 漏えいした者 | 従業員 | | | | 第三者 | | | | その他 | 不明 | 合計 |
|--------|------|-------|------|-------|-------|------|------|-------|------|------|--------|
| | 意図的 | 不注意 | 不明 | 計 | 意図的 | 不注意 | 不明 | 計 | | | |
| 事業者 | 0.7% | 55.1% | 0.6% | 56.3% | 11.3% | 0.0% | 0.1% | 11.4% | 0.4% | 0.8% | 69.0% |
| 委託先 | 4.1% | 18.4% | 0.1% | 22.6% | 5.6% | 0.3% | 0.2% | 6.2% | 0.6% | 0.4% | 29.8% |
| 不明 | | | | | | | | | | 1.2% | 1.2% |
| 合計 | 4.8% | 73.5% | 0.7% | 78.9% | 16.9% | 0.3% | 0.3% | 17.6% | 1.0% | 2.4% | 100.0% |

(備考) 1. 「平成18年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」(内閣府)を基に作成。

2. 平成18年度の事業者等の個人情報漏えい事件。

3. パーセントは全体(100%)に対する比率。

²² 紛失や置き忘れなどのケースがある。

²³ 盗難などのケースがある。

(4) 保護すべき情報

秘密の保護の対象となる情報としては「調査票」のほか、「調査対象名簿」、「疑義照会対応表」、「調査票情報（電子媒体化されたデータ）」など²⁴がある。また、「集計結果」や「概要（報告書などと呼ばれる場合もある）」など²⁵についても公表が行われるまでは秘密の保護の対象となる。

【図表 秘密の保護の対象となる情報】

| | |
|----------|---|
| 企画の段階 | 名簿作成に関する情報、調査対象名簿 など |
| 実査の段階 | 調査対象名簿、調査対象地図、調査票（配布前のプレプリントされた調査票、回収した調査票）、調査客体の情報が記された封筒、回収状況表（調査客体の情報が入っているもの）、照会への対応表、業務の過程で作成したメモ など |
| 審査・集計の段階 | 調査票、調査客体の情報が記された封筒、調査票情報（電子媒体化されたもの）、疑義照会対応表、集計結果 など |
| 分析・公表の段階 | 分析資料、公表予定資料（概要など） など |

(5) 秘密の保護に向けた対応策

秘密の保護の対象を保護するための対応策としては、以下の表に示す事柄について事前に取り決めを行うとともに、確実に実施すること、確実に実施されたことを確認することが重要である。

【図表：秘密の保護のための対応策】

| | |
|---------------------------|---|
| 管理・監督 | <ul style="list-style-type: none">・取扱いに関する規定（ルール）の整備・調査従事者、調査員からの誓約書の提出・内部監査の実施 |
| 研修・指導 | <ul style="list-style-type: none">・調査従事者・調査員に対する周知・徹底 |
| 複写、貸与、提供の禁止 | <ul style="list-style-type: none">・扱い人の特定、アクセス履歴の保存・物理的な管理（一元的管理、施錠可能な部屋） |
| 受払、搬送、保管、抹消 | <ul style="list-style-type: none">・受払、搬送や保管に関する規定（ルール）の明確化、徹底・保護すべき秘密の適切な抹消 |
| 再委託先等の管理・監督 (派遣の場合も同様) | <ul style="list-style-type: none">・契約上の取り決め・発注元と同様の措置・監査等の実施 |

²⁴ これらの情報に関しては漏えいした場合、個人情報の悪用による被害などが想定される。

²⁵ これらの情報に関しては漏えいした場合、公表される予定の結果を用いた不正な利益の取得（事前に統計調査結果を知ることにより、株取引等で不正に利益を得る）による被害などが想定される。

また、秘密の保護が担保されることは当然ではあるが、仮に情報の漏えいが発生した場合を想定して被害を最小限にとどめられるような方策²⁶についてもあらかじめ検討しておくことが重要である。

²⁶ 例えば、重要な情報に接する人数は最小限にとどめておき漏えい元を特定しやすくする、調査対象名を記号化しておき調査従事者に分らないようにしておく、作業を行う調査従事者をいくつかのグループに分けて全体像を統括するものを限定する、などの方策が考えられる。

5. 不正調査の防止

(1) 不正調査とは

不正調査とは、故意に調査方法や調査結果を改ざんまたは捏造することを指す。以下に示す事柄のうち、故意により個人的あるいは組織的に行われたものが不正調査である。単なる過失による場合は「ミス」となる。

- i) 当初の調査計画に基づかず、調査が実施された場合（調査方法、調査対象等）²⁷
- ii) 調査員や調査従事者により調査票情報等が捏造された場合（メイキング）²⁸
- iii) 誤った基準・方法により審査・集計が行われた場合²⁹

不正調査が発生すると、統計調査全体の信頼性が損なわれる事態になり兼ねないため、事前の防止が何より重要である。

(2) 不正調査が起きる背景

不正調査が起きる背景としては、

- i) 定められた期日までに要求された品質の水準に届く見込みがない、あるいは少しでも品質を良く見せようとするために不正行為を行う³⁰（※①品質に対する発注者側からの強い要求（プレッシャー）を背景に不正を行う場合と、②受注者側の業務計画・遂行に無理があり不正を行う場合がある）
- ii) 現場まで細かい監督・モニタリングが行き届いていないということが挙げられる³¹。

(3) 不正調査の防止策

不正調査は、余裕がない状況の中で、強い品質への要求から発生するために、不正調査の防止のためには、以下の措置を講じる必要がある。

- i) ゆとりがある無理のないスケジュールを立てる
- ii) 調査環境の変化等の現場の実態を踏まえて、要求すべき品質を設定する
- iii) 発注者側が受注者側に対して、監督・モニタリングを行う³²
- iv) 発注者側が受注者側に対して、不正調査が発覚した場合にはペナルティ³³がある

²⁷ 例えば、訪問して実際に会って調査すべきものを留置により調査を実施した、調査員調査を郵送調査により実施した、世帯主が答えるべき調査を世帯主ではない他の人が回答した、勝手に調査対象を変更した、といったことが挙げられる。

²⁸ 例えば、調査員が調査対象に確認することなく勝手に記入した、といったことが挙げられる。

²⁹ 例えば、調査客体への確認を行わず勝手に数値を修正した、結果が望ましいことではないため数値を修正した、といったことが挙げられる。

³⁰ 調査環境が継続的に悪化している中で強く前回並みの回収率を要求される、自分が担当している間に回収率を低下させたくない、もともと無理なスケジュールであるにも拘らず現場を無視して受注してしまう、などの実態があると考えられる。

³¹ そもそも、官が履行能力を有していない民間事業者を選んでしまったといったようなことも考えられる。

³² ただし、必要以上のプレッシャーをかけてしまうと不正調査を誘発する危険性がある。

ことを認識させる（民間事業者の信用問題に繋がることを認識させることで、不正調査の防止を促す）

- v) 受注者側が、現場（調査従事者や調査員）に対して必要以上のプレッシャーをかけて追い詰めてしまわない
- vi) 現場に対して、事前にリスクの所在や過去の事例を紹介し十分な情報提供を行うとともに、問題が発生した場合に報告されるような窓口の設置及び周知を行う
- vii) 受注者側が調査従事者や調査員に対して十分な教育・訓練を実施する

（４）不正調査発生時の対応

過去に、政府関係の調査において不正調査が発生した事例³⁴がいくつかあるが、その際には全調査対象に対して確認を行い、正しい調査方法により回答したことが確認できたデータのみを集計の対象とし、調査対象に連絡が取れなかった、記憶がはっきりせず分らなかったなど確認ができなかったデータを集計から除外して、再集計が行われている。

不正調査は事前の予防が重要であるが、発生した場合には全調査対象に対して確認を行い、不正が行われていないかを確認する必要がある。

³³ 統計法（平成十九年法律第五十三号：該当部分未施行）では、第六十条において「基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者」（第六十条第二項）は「六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する」とされている。そのため、一般統計調査において不正調査が行われた場合には、統計法による処罰の対象とはならず、刑法などの適用について検討が行われることになる（ただし、実際に適用の対象となるかは個々の事例による）。

³⁴ 不正調査の事例として、「家計消費状況調査」（総務省）、「地域再生に関する特別世論調査」（内閣府）、「生活意識に関するアンケート調査」（日本銀行）がある。

6. 統計調査への理解、協力の促進（調査環境、調査客体の意識への対応）

（1）調査環境、調査客体の意識

指定統計調査については統計法において申告義務と罰則が定められているが、実際には統計調査は調査客体の理解と協力により成立しており、申告しないことにより罰則規定が課せられるということは通常想定しがたく、強制力を前提にした統計調査は実施されていない。

調査環境をみると、世帯・個人対象調査では、個人情報保護法の施行などを背景にしたプライバシー意識の高まりや、オートロックマンションの増加、単身世帯の増加、ライフスタイルの変化等から調査環境が極めて悪化しているということが指摘されている。

一方、事業所・企業対象調査では、世帯・個人対象調査ほど調査環境は悪化していないと言われているが、以前と比較すると調査環境は悪化したと言われている。特に、

- ・統計調査に対する理解の低下（統計調査に協力してもメリットがわからない）
- ・財務等、企業情報の企業秘密に関する保護意識の高まり（企業秘密なので答えられない、企業秘密を外部に回答することに対する内部手続きの厳格化）
- ・調査票の記載内容の煩雑さ（中小企業などでは税理士などに依頼しないと回答できない調査項目があり数万程度の費用が発生する場合もある）
- ・様々な調査の重複³⁵（官と官の間だけではなく、官と民、民と民の調査も重複している）

などにより、統計調査に対する協力度合いは低下の傾向が続いているとみられる。

（2）調査環境、調査客体の意識に影響を与えている要因と対応の方向性

調査客体の意識に影響を与えている要因と対応の方向性を整理すると次の表のとおりとなる。改善できる部分については改善を図り、統計調査への理解、協力の促進を図ることが重要である。

³⁵ 調査客体の報告負担感については、平成 18 年 3 月に公表された「統計調査等の報告負担に関する調査」（総務省）が参考になる。この中において、以下のことがわかる。

- ・「国」以外の「シンクタンク、マスコミ、大学」や「業界団体」からの調査依頼が増加している
- ・「国」が実施する統計調査は、5 年前と比較して負担感については大きな変化は起きていない
- ・「国」、「シンクタンク、マスコミ、大学」の統計調査は負担が大きい
- ・「国」が実施する統計調査は、「国」にとっては役立っているものの、「企業」や「業界」にとっては役に立っていないと捉えられており、調査結果が企業の業務に役に立たないことは報告負担につながっている
- ・「国」が実施する統計調査については、個別調査では「調査票の記入に時間がかかる」、「調査事項が細かい」、「調査事項が多いから」といった理由から、調査全般では「繁忙期に調査が多く実施される」、「統計調査数や調査回数が多すぎる」、「統計調査間での重複が多い」、「行政関係報告と統計調査との重複が多い」といった理由から報告負担を感じる傾向がある

【図表 調査環境、調査客体の意識に影響を与えている要因と対応の方向性】

| | 影響を与える要因 | 対応の方向性 |
|------------------------------|---|--|
| 社会的背景 | <ul style="list-style-type: none"> ・統計に対する理解不足 ・情報保護意識の高まり ・単身世帯の増加、ライフスタイルの変化 ・オートロックマンションの増加 | <ul style="list-style-type: none"> ・統計の社会的意義や秘密の保護等に関する広報の充実 －適切な広報（時期・量） －教育現場における啓蒙 ・郵送調査やオンライン調査の積極的な活用 ・マンションの管理人等への協力の要請（統計法改正により対応） |
| 企画段階 （官の課題） | <ul style="list-style-type: none"> ・記入しづらい調査票（企業秘密に関する調査項目、項目の多さ、項目の細かさ等） ・調査の重複（主に国の調査間） ・調査の回数（国以外の民間調査も含めて） | <ul style="list-style-type: none"> ・調査票の改善、記入の手引きの充実など ・類似調査の重複排除（国）、母集団名簿の整備、行政記録情報の活用 ・類似調査の重複排除（国）、母集団名簿の整備、行政記録情報の活用 |
| 実査段階 ※民間事業者の活用を行った場合、民の課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査実施主体への信用度 ・接した調査従事者（督促・疑義照会担当者）の印象 ・接した調査員の印象 | <ul style="list-style-type: none"> ・秘密の保護に関する必要な措置など ・丁寧な対応（適切な調査従事者の選定、マニュアル類の整備、研修の実施等） ・丁寧な対応（適切な調査従事者の選定、マニュアル類の整備、研修の実施等） |
| 公表段階 （官の課題） | <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果の公表、還元 | <ul style="list-style-type: none"> ・国民・事業者にも意義がある形での調査結果の公表や還元 |

(3) 統計に関する広報、統計教育

(現状と課題)

調査環境の悪化がみられる中、国民の統計への理解、協力を深めていくことは極めて重要であると考えられる。

例えば、「自分に影響がある自治体の調査には協力するが、回答しても自分に影響がない国の調査には協力しない」といった調査客体の声が最近多く聞かれるようになったとする民間事業者の意見が寄せられているが、これは十分に国民の統計への理解、協力が得られていないことを示すものである。

また、

- ・調査期間のポスターを掲示するだけでなく、各行政機関のトップが統計調査の重要性を国民に説明するなど、広報のあり方について一層工夫する余地があるのではないか
- ・広報こそノウハウがある民間事業者の創意工夫を活用して実施すべきではないのか
- ・統計に関する教育が重要なのではないかと、統計は国家の基本的なインフラとして重要なものであるという意識を長い時間をかけて根付かせていくことが必要なのではないかと
- ・統計に関する情報提供のあり方に問題があるのではないかと、行政機関のための統計ではなく、国民に広く利用される統計を目指していく必要があるのではないかと
- ・調査結果の還元は極めて有効な手段なのではないかと、また、政策上このように役立てられているという利活用の事例が紹介できるともっと良くなるのではないかと
- ・統計データアーカイブの構築も重要なのではないかと

という意見があった。

(対応の方向性)

国民の統計に対する理解、協力を深めていくことは極めて重要な課題である。統計がどのような政策にどのような形で使われているのかなど、目に見える、分かりやすい形での統計結果の還元などの取組がより一層強く求められると考えられる。

また、長期的な観点から、学校教育の現場などにおいて統計の重要性について理解を深めてもらうことも有効であると考えられる。

従来からもこれらの取組は行われていたが、統計が「公共財」として、「行政のための統計」から「国民への統計」と役割の変化を遂げる中で、統計に関する広報、統計に関する教育等について、より一層充実させていく必要があると考えられる。

(4) 報告負担の軽減

(現状と課題)

前述のように、国や民間から事業所・企業に対して多くの調査が実施されており、調査客体の負担感は相当程度高まっていることが想定される。このような状況が続いた場

合、統計調査への協力度合いのさらなる低下が懸念される。

なお、

- ・国の統計調査においても類似する内容のものが多くあり、基本的な事柄（いわゆるフェイス事項）は違う調査で繰り返し記入を求められる
- ・国の統計調査は内容が複雑化する一方であり報告負担が大きい
- ・国は統計調査以外にも様々な調査を実施しており報告負担が大きい
- ・国の統計調査ではニーズに沿った情報を得られないため、民間の調査が増えているのではないか
- ・民間調査も増える傾向があり、民間調査の実態把握、場合によっては調整の可能性などについても今後の課題になるのではないか
- ・数値を聞いている項目は本当に全て数値を記入させる必要があるのか、何段階かに分けて選択式にさせるなどの工夫は出来ないのか
- ・調査客体から見ると、税務署等に報告しているのに何故統計調査でもう一度聞かれているのか分からないといった意識もあるようである
- ・相当な工夫がなされているとは思われるが、それでも依然として記入しづらい調査票、分かりづらい記入の手引きが多く存在しているため、改善を図るべきではないか

という意見があった。そのため、報告負担を軽減する方策について真剣に検討すべき時期に来ているのではないかと考えられる。

（対応の方向性）

報告負担の軽減については、

- ・国における統計調査間の重複の大胆な排除（重複する統計調査の廃止・合理化等）
- ・統計法、統計報告調整法に基づかず実施される調査への対応
- ・民間の利用者のニーズの統計調査への反映（ニーズを反映した調査を実施することにより、国や民間で実施される調査を少しでも減らす）
- ・行政記録情報の活用
- ・民間に蓄積されている業務記録（各種データ）³⁶の活用
- ・多くの統計調査に共通する情報のデータベース化（事業所母集団データベースの活用）
- ・記入しやすい調査票、分かりやすい記入の手引き等の作成
- ・プレプリントの活用
- ・民間調査の実態把握

を進めていくべきであると考えられる。

³⁶ 例えば、民間調査会社による企業データベース、民間地図会社による所在地情報などが想定される。

(5) 多様な報告方法の提供

(現状と課題)

統計調査への協力を促す手段の一つとして、多様な報告方法の提供が挙げられる。調査客体からは、統計調査員に調査票を提出するのは抵抗があり郵送で提出したい、調査票に記入するのではなくオンラインで提出したい、といったような意見が多く寄せられている。

(対応の方向性)

調査客体の利便性を考え、可能な限り郵送、オンラインなど多様な提出方法を提供すべきである。

(6) 調査拒否への対応について

(現状と課題)

調査拒否に関連して、

- ・ 指定統計において報告義務が掛かっていたとしても、現実問題として罰則が適用されることは通常想定されないことから、回答を拒否された場合、強く協力を求めることが難しい
- ・ 統計調査への協力を拒否した事業所・企業などについては、ホームページなどで公表してはどうか
- ・ 統計調査への協力を拒否した事業所・企業などについては、政府が実施する入札などに参加させないなどの制度上の工夫があっても良いのではないかと

という意見があった一方、

- ・ 調査拒否については、粘り強く説得するのが一番重要なのではないかと
- ・ 統計調査の報告負担感なども調査拒否の背景にあると考えられるため、統計調査において改善できることから着実に実施していくことが重要なのではないかと

という意見があった。

(対応の方向性)

調査拒否への対応については、まず現状改善すべき点について改善を図る必要がある。仮に、統計調査の重複などの報告負担感の軽減が図られないまま、強制力を伴った調査が前面に押し出されてしまうと、調査客体の強い反発を招くおそれがある。

その上で、調査拒否が看過できない状況にある場合には、調査拒否への対応について更なる検討を行う必要があると考えられる。

V 市場の形成と環境整備

1. 市場の形成と環境整備に向けた基本的な考え方

従来から、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）等の方針に基づき、統計調査業務における民間事業者の活用が行われてきたところである。

今後についても、民間事業者の活用が可能な業務については、積極的かつ戦略的な民間事業者の活用を進めていく必要があり、受け皿となる民間事業者による市場の形成と、環境の整備が行われることが重要である。

2. 民間事業者の現状と今後の見通し

(1) 民間事業者の現状

① 統計調査業務に関係する民間事業者

いわゆる「調査」には、民間事業者等が財やサービスの販売を目的に消費者の行動やニーズなどの把握を行う「市場調査」、学術機関等が社会や政治などに関する実態の把握を行う「社会調査」、官公庁やマス・メディア等が世論の把握を行う「世論調査」などが含まれる³⁷。

これらの「調査」業務に直接的に関係する民間事業者は、市場調査会社（全般）、世論調査会社（全般）、信用調査会社（全般：主に事業所・企業対象調査）、シンクタンク（企画や分析など）などがある。

また、これらの調査の業務の一部に関係する民間事業者は、データ入力会社（データ入力）、印刷会社（印刷）、コールセンター（疑義照会対応）、人材派遣会社（データ入力、審査など）、情報システム会社（システムの開発や運用）、物流会社（調査票配布）、データ保管会社（調査票情報の保管）などがある。

統計調査業務に関しては、これらの民間事業者が関係する可能性があると考えられる。

② 調査業界の現状

調査業界の現状については以下とおりになっている。

(業界の規模について)

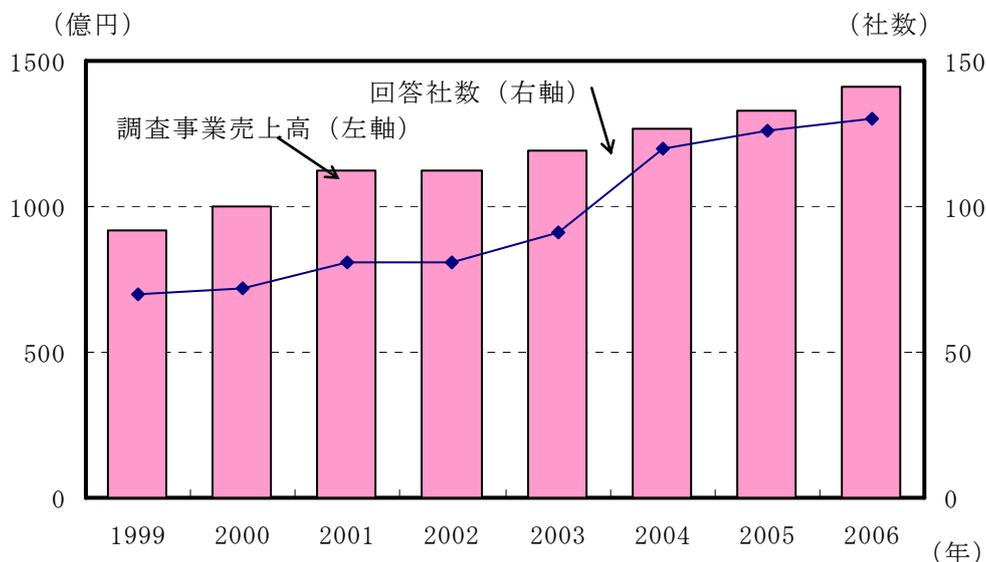
- ・ 業界全体の調査業務の売上高は約 1,400 億円
- ・ 業界団体への加入社数は約 140 社
- ・ 全体的に小さい規模の民間事業者が多く、調査業務の売上高が 21 億円以上あるのは 16 社
- ・ 視聴率調査など消費者行動を継続的にモニターするパネル調査専門の調査会社、広告等の事業効果測定に特化した調査会社、オンライン調査専門の調査会社などが存

³⁷ 調査の分類方法については必ずしも統一的な考え方があるわけではない。

在

- ・ある程度のまとまりをもった統計調査業務を受注する可能性がある（履行能力があるとみられる）民間事業者は10社程度

【図表：調査業界の売上高の推移】



(備考) 1. 「第32回経營業務統計実態調査³⁸⁾」((社)日本マーケティング・リサーチ協会)を基に作成。

2. 調査事業に関する売上。

【図表 調査業界の調査業務売上高規模別の売上高等：2006年】

| 調査売上規模 | 回答社数 (社数) | 調査売上高 (億円) | | 調査従事者 (人) | |
|----------|--------------|---------------|---------|--------------|---------|
| | | | 1社当たり平均 | | 1社当たり平均 |
| 1億円台以下 | 50 | 60.6 | 1.2 | 252 | 5.0 |
| 2億円台 | 16 | 40.7 | 2.5 | 400 | 25.0 |
| 3億円台 | 9 | 30.1 | 3.3 | 90 | 10.0 |
| 4-5億円台 | 8 | 36.7 | 4.6 | 104 | 13.0 |
| 6-10億円台 | 19 | 140.9 | 7.4 | 416 | 21.9 |
| 11-20億円台 | 11 | 175.2 | 15.9 | 403 | 36.6 |
| 21億円台以上 | 16 | 925.3 | 57.8 | 1,920 | 120.0 |

(備考) 「第32回経營業務統計実態調査」((社)日本マーケティング・リサーチ協会)を基に作成。

³⁸⁾ (社)日本マーケティング・リサーチ協会が、正会員社の業務内容及び経営実態を把握し、会社員の経営の指針にするとともに、協会運営の基礎資料とする目的により作成され、2007年7月時点の正会員社139社を対象として実施。郵送法により会社代表者の自記入回答で回収率は93.5%(130社)。調査時期は2007年7月1日～10月31日。

(業界の特徴)

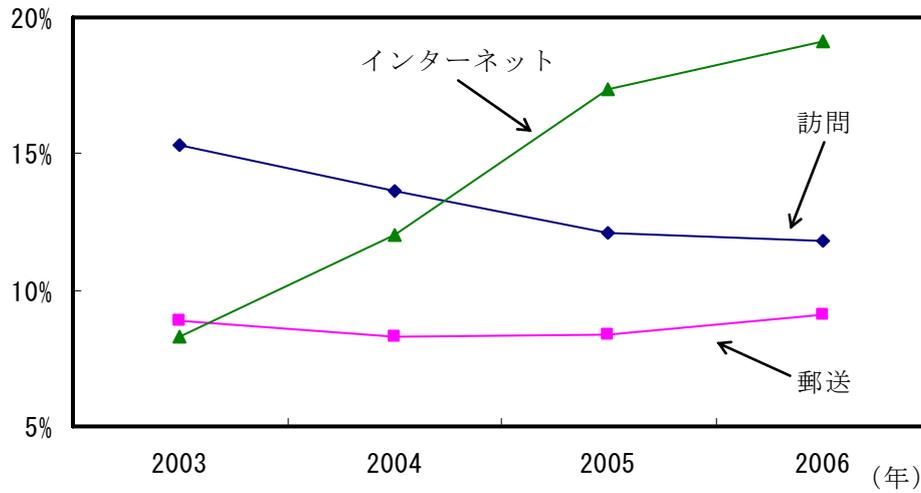
- ・取引先における官公庁のシェアは5%以下で、業界全体としては官需に依存していない、ただし一部の民間事業者は官公庁のシェアが高くなっている
- ・民間の取引先は広告代理店、製造業（食品）、製造業（化学・医薬品）、マスコミ（新聞・放送・出版業）などが大きなシェアを占める
- ・調査機関が取引先となるケースも約5%前後存在
- ・インターネット調査が増加傾向であり、訪問調査（調査員調査）は減少傾向
- ・業界全体としては、伝統的調査（調査員、郵送）がインターネット調査に置き換わり売り上げ単価が減少し、成長は鈍化している可能性
- ・業務内容としては報告書・勧告までや、調査に基づくコンサルティングなどで半分以上が占められており、調査の実査部分（調査票回収まで、データ納品まで、統計表作成まで）の割合は相対的に少ない
- ・継続的な付き合いによる案件の受注が多く、狭い業界でもあるため、取引先からの信頼が重要と言われている
- ・一人当たり売上高がほとんど伸びていない、売上高が伸びるためには人手が必要な業務構造であると言われている
- ・案件によってはシンクタンクが元請となるものがある、また調査会社は小さい調査会社や専門の民間事業者に再委託を行うことがある

【図表 調査業界の取引先業種別売上高：2006年】

| 取引先業種 | 国内 |
|---------------------|--------|
| 回答社数 | 99社 |
| 官公庁 | 4.6% |
| 製造業・食品 | 14.3% |
| 製造業・繊維 | 0.9% |
| 製造業・化学、医薬品 | 11.8% |
| 製造業・電気機器、機械 | 2.1% |
| 製造業・自動車 | 7.0% |
| その他製造業 | 4.9% |
| 流通業（卸・小売業） | 1.7% |
| エネルギー（電力、ガス、石油等） | 1.0% |
| 建設、不動産 | 2.0% |
| 金融、保険、証券 | 2.0% |
| マスコミ（新聞、放送、出版等） | 10.7% |
| サービス（シンクタンク、運輸、通信等） | 5.3% |
| 広告代理店（プロダクション） | 18.7% |
| 調査機関 | 5.5% |
| その他の民間企業・団体 | 7.6% |
| 合計 | 100.0% |

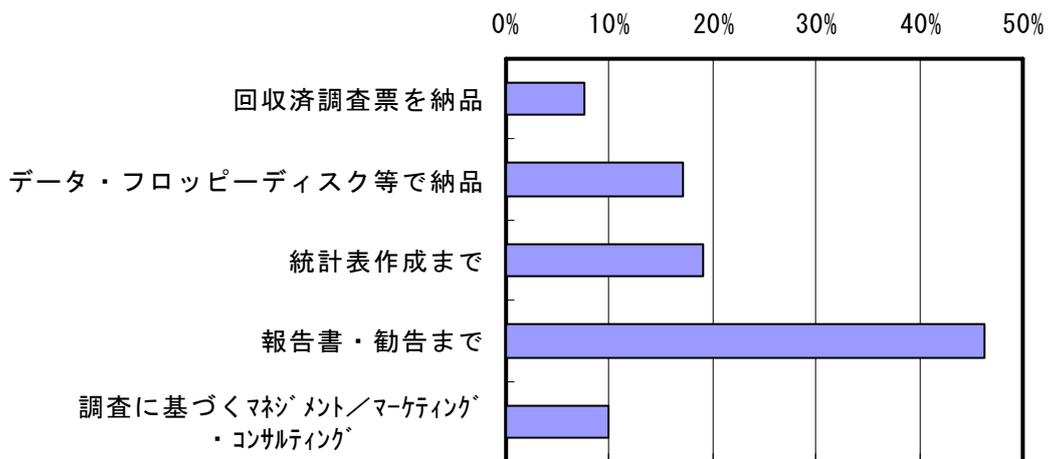
(備考) 「第32回経営業務統計実態調査」((社)日本マーケティング・リサーチ協会)を基に作成。

【図表 調査業界の調査手法別売上高】



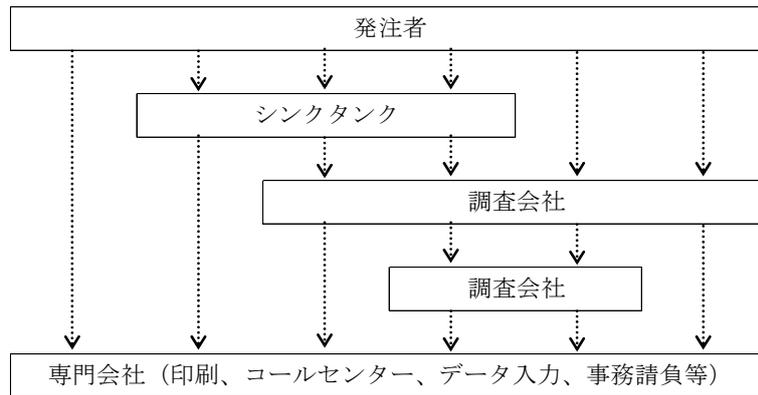
(備考) 「第3 2回経營業務統計実態調査」 ((社) 日本マーケティング・リサーチ協会) を基に作成。

【図表 調査業界の報告形態別売上高構成比】



(備考) 「第3 2回経營業務統計実態調査」 ((社) 日本マーケティング・リサーチ協会) を基に作成。

【図表 調査受注の流れ】



(民間調査員)

- ・ 業界全体の調査員数（専属、登録両方含む）は単純に足し上げた場合約 30,000 人、ただし、民間事業者の間で相当な登録の重複があると考えられるため、実態は 1/2 ~ 2/3 程度とみられる
- ・ 大手の調査員数は約 700 人～約 1,000 人³⁹
- ・ 専属調査員制をとっている民間事業者も存在するが、多くは他社との掛け持ちを容認する登録調査員制
- ・ 大都市では比較的体制が充実しているケースもあるが、地方の調査員数は少なく確保も困難
- ・ 拠点の所在地は地方の中心的な都市、県庁所在地が中心
- ・ 支社等はないが、地域の調査員を統括・指導する立場のスーパーバイザーと呼ばれる担当者を配置している調査会社も存在
- ・ 大都市では掛け持ちが少なくなり、地方では掛け持ちが多くなる傾向
- ・ 統計調査員の経験がある民間調査員は地域等によって異なるが 1～3 割程度、地方では約 7 割というケースも存在、国勢調査の指導員の経験がある統計調査員が民間調査員の指導的役割を担っているケースも存在
- ・ 調査員の中心は主婦という民間事業者が多く、一部民間事業者では学生も多い
- ・ 経験豊富な調査員は独自の調査員ネットワークを持ち、調査のために人手を集めることも可能
- ・ 調査員の研修は、年 1 回の情報保護に関する研修（プライバシーマークの関係）や調査員同士の意見交換会、調査実施前の調査に関する研修のパターンが多い
- ・ 特定の地域に調査員ネットワークを持つ地場の調査会社も存在
- ・ 人材確保は、給料面から他の業種との競争になる

³⁹ そのほか、約 80 の全国拠点で約 1,500 人の調査員を抱える信用調査会社も存在。

(2) 民間事業者の対応能力

民間事業者の統計調査業務への対応力（単独で実施する場合）については以下のとおりである⁴⁰。

(郵送調査)⁴¹

- ・既に調査対象 100,000～200,000 の統計調査業務の実績がある民間事業者が存在
- ・数万サンプルであれば、大手調査会社はほとんど対応可能

(調査員調査)

- ・通常の調査で動員できる調査員数は 700～1,000 人程度
- ・1,000 人を超えて調査員を動員する場合は新規に調査員の確保が必要
- ・調査の難易度、スケジュール等にもよるが約 10,000～15,000 程度の調査対象への対応が可能、特別体制を組んだ場合には約 50,000 程度までの調査対象への対応が可能
- ・既存の人的ネットワークを活用できれば、調査可能対象数は大幅に増加する可能性⁴²

⁴⁰ また、全省庁統一参加資格の取得状況から、「役務の提供」において「A」や「B」の等級を有している民間事業者の数は極めて限られているとみられる。

⁴¹ 全国に支社があり、地域の事業所・企業ともつながりがあると、郵送調査でも協力依頼がしやすく回収率向上に寄与するという民間事業者の意見もあった。

⁴² 一部調査会社が、宅配便業者と連携して統計調査業務を実施することを表明しているが、その場合の対応力については考慮していない。

(3) 民間事業者に対するヒアリング調査の結果

民間事業者に対するヒアリング調査の結果は次のとおり。

ヒアリングには以下の民間事業者から御協力を頂いた⁴³。

(主に調査を業務の中心としている民間事業者 (調査会社 (市場、世論、信用)))

I P S O S 日本統計調査 (株)

(株) サーベイリサーチセンター

(株) サーベイリサーチセンター九州事務所

(社) 新情報センター

(社) 中央調査社

(株) 帝国データバンク

(株) 西日本リサーチ・センター

(株) 日経リサーチ

(株) 日本リサーチセンター

(主に調査以外の業務を中心としている民間事業者 (シンクタンク、その他異業種))

(株) S B C

(株) ぎょうせい総合研究所

(株) コスモス

新日鉄ソリューションズ (株)

(株) ゼンリン

(株) 野村総合研究所

(株) パソナ

(株) 三菱総合研究所

ヤマト運輸 (株)

(株) ベルシステム 2 4

(業界団体)

(社) 日本マーケティング・リサーチ協会

(財) 日本世論調査協会

⁴³ 会社としての御回答を頂いた民間事業者と、担当者の個人的な見解として御回答を頂いた民間事業者があることに留意。

① 主に調査を業務の中心としている民間事業者

| | A社 | B社 |
|----------|--|--|
| 業務状況・連携先 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査業務がほぼ 100% ・官が 8 割、民が 2 割 ・最近 3 年間では微減 ・世論調査や大型案件が減少 ・調査員調査が約 7～8 割、残りは郵送調査 ・印刷、入力は再委託、P マーク保持が前提 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査関係業務がほぼ 100% ・近年の売上は横ばい ・官は約 30%、しかし案件によって増減が激しく、今後は入札の増加により減少見通し ・地方の 5 割以上は随意契約 ・調査員調査が 7 割、郵送調査が 1 割強、他に電話調査、ネット調査（再委託）、定性調査、集計・分析業務 ・訪問調査は減少傾向、郵送調査は官の実態調査、電話調査はネット調査に移行 ・印刷、入力を再委託、他には大手同業他社と取引関係、売上 1/3 が同業者による |
| 体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員約 30 人強 ・全国 15 箇所に支社 ・支社は社員 1 人＋調査員 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員は 20 人強 ・本社のほか営業所あり |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査員の数と質が確保できるものは積極的に参入したい ・身の丈にあったものに参入したい | <ul style="list-style-type: none"> ・売上状況からみて経営は悪化、粗利益率の低下もあって売上を伸ばすことに全力 ・受注する官の業務も拡大していきたい ・その他民間も拡大を検討 ・内部的には販売管理費の圧縮を検討 |
| 人材 | <ul style="list-style-type: none"> ・新人には調査の説明に 2 時間、あとは OJT | <ul style="list-style-type: none"> ・採用時に集中研修、以降は OJT ・P マークに基づく研修 |
| 調査員 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査員は約 750 人、常時稼働は 500 人 ・調査員は主婦層が中心で、新規は少ない ・調査員には向く人向かない人がおり、拒否されても引きずらない人が向いている ・個人情報保護や調査の留意点を年 1 回研修 ・調査員の登録は各社で重複している ・各社で調査の癖ややり方がある ・国の統計調査員を兼ねている人もいる | <ul style="list-style-type: none"> ・調査員は約 600 人、主婦が中心 ・調査員は新聞広告を出して、面接をして先行 ・毎回新規で 40～50 人ほど集まるが継続して残るのは 5～10 人 ・統計調査員経験がある人が約 7～8 割 ・新人以外は説明会における調査の説明、個人情報の取扱いについて |
| コスト・競争 | <ul style="list-style-type: none"> ・「事業費」だけが入札の予算として扱われており、「人件費」が積算されずに出てきている印象を受ける ・仕様書外のこともやられる ・調査票の確認負担が大きい | <ul style="list-style-type: none"> ・新聞社、出版社、製薬会社、シンクタンク、調査会社など ・コスト重視のものは質があまり良くなく、後で問題になることが多いと聞いている ・入札で受注できる割合は約 2 割 ・入札制度の見直しを要望、調査会社以外にも低価格で参加し、途中で仕事を放棄するケースもあり、資格審査をしっかりと欲しい ・一定の価格を割り込んだ場合は失格にするなど最低価格ラインの設定を希望 |
| 業務の感想 | <ul style="list-style-type: none"> ・回収率を無理してあげると問題が生じる ・仕様が固まっており創意工夫の余地がない ・調査会社による違いは「調査員の質」、「管理体制」が背景 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査員調査の回収率は通常 70～75% ・郵送調査の回収率は通常 40%、関心が高いものは 60%程度 |
| 要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・創意工夫の余地を柔軟にしていきたい ・試験調査を行い、実験することが必要では ・国の調査だからということでは協力は得られない、協力は市町村＞都道府県＞国の順 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治体は統計調査の民間活用の方針を決めかねているところも多く、こちら様子見になると思うが、方針を早期に決めて欲しい |

| | C社 | D社 |
|----------|---|--|
| 業務状況・連携先 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査業務がほぼ 100% ・ファシリティーターが充実しており、郵送センター、コールセンターを持つ ・国際関係の業務、顧客も多い ・官は約 2% ・郵送 4.5 割、ネット 2 割、電話 1.5 割 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査業務がほぼ 100% ・都市交通が 6 割、世論・計画が 3.5 割、市場調査が 0.5 割、都市交通は土木・建設コンサルからの交通量調査、世論・計画は自治体（調査関係で言えば約 3 割） ・最近 3 年間では微増 ・官は 9 割（元請 6 割、下請 3 割）、民 1 割 ・官の元請は入札 3 割、企画 4 割、随契 3 割 ・世論調査の大半は郵送 ・ネット調査、定性調査は年に数回、電話調査は実績が無い ・印刷入力に再委託、同業他社へは出さない |
| 体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員は約 90 人弱 ・支社あり | <ul style="list-style-type: none"> ・正社員 10 人、契約、アルバイトを含めて約 30 人弱 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・前向きに取り組むたいが、落札が難しい | <ul style="list-style-type: none"> ・官の仕事により調査員ネットワークを強化 ・民も拡大したい |
| 人材 | | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模案件は一時的雇用で補っている ・階層別研修 ・ISOに基づき業務対応を通じてOJT ・アルバイトは内勤、派遣は使わない |
| 調査員 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査員は登録制約 200 人 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査員のクオリティは高く今後の展開を考えたい ・市場調査では調査員調査が多いが、街頭アンケートが中心で訪問は少ない ・スーパーバイザー（経験が長く、調査員を集められる人）経由が基本で経験者に対して全体と個別の 2 段階の研修を実施 |
| コスト・競争 | <ul style="list-style-type: none"> ・価格競争はかなり厳しい | <ul style="list-style-type: none"> ・競争相手は出版、製薬、調査会社など ・出版や製薬はノウハウがなく再委託が前提だが、自治体の再委託禁止条項は運用が緩い ・自治体が動かせる予算は、調査員手当などの直接経費分、管理人件費などは含まれず ・人件費を一般会計で補填しないと適切な民間事業者の活用が不可能 |
| 業務の感想 | | <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な実施により協力も得やすくなる |
| 要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・価格以外の面も評価して欲しい ・アクセスパネルを有しており活用して欲しい | <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体職員人件費削減分を民間活用に当てるなど予算の流れを変えて欲しい ・ただし、移行期は官と民の人件費が重複するなど一定の投資（負担）は必要 |

| | E社 | F社 |
|----------|--|---|
| 業務状況・連携先 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査関係は 5.5 割、他はデータベースや出版物の販売 ・銀行や商社が大顧客だが、業界再編が進み顧客が減少 ・小口で売上を確保する戦略 ・民の需要減少が、官の業務参入のきっかけ ・民の割合が圧倒的だが、民間も頭打ち ・統計調査の割合は極めて少ない ・印刷、電話、システム設計などは再委託 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査業務がほぼ 100% ・行政計画策定業務が多い ・世論：交通：市場が 4：4：3 ・地方自治体数の減少により地方が減少、全体では横ばい ・調査員調査は約 10%、他に郵送とインターネット（ただしネットインフラは持たず） ・官は 7 割、他にはシンクタンクの再委託 ・印刷や入力、ネット調査などは再委託 |
| 体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国に 83 拠点 ・従業員数約 3,000 人 ・中核都市の従業員は多い | <ul style="list-style-type: none"> ・全国に事業所、地元出身者が地場業務を担当、正社員約 200 人弱、契約、アルバイトを入れると約 500 人超 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボリュームは魅力だが、収益性が低く赤字になることもあり取捨選択を強化したい ・経営層には撤退の可能性も含めて見直すべきとの意見もある ・会社にとってメリットがある案件は予算増額が見込めなくても参加する可能性はある | <ul style="list-style-type: none"> ・機会があるものは積極的に取り組みたい |
| 人材 | <ul style="list-style-type: none"> ・入社時研修を実施 ・重要業務は正社員が実施 ・派遣やアルバイトは本調査では使わず、後方支援が中心 | <ul style="list-style-type: none"> ・新人は実際の調査の研修、他には階層別 ・地域の拠点は地元出身者を採用 ・派遣やアルバイトを繁閑に応じて活用 |
| 調査員 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査員は約 1,500 人 ・調査員になる際に研修を実施 ・調査員研修は 3 ヶ月、ロールプレイやシステム入力、財務諸表の味方などが中心 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査員は約 1,000 人 ・調査の前の研修を実施 |
| コスト・競争 | <ul style="list-style-type: none"> ・赤字になるケースがある ・ある調査では 2 倍以上かかったケースも ・仕様書にない予想外の業務でコスト増 ・赤字でもプライドがあり受けたからには最後まで頑張る ・大規模案件は少しやり方が変わるとコストが大きく変動する ・継続案件の場合はコスト削減が可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・今の民間活用は労働集約型の部分が多く利益の確保が難しい ・審査・集計など業務範囲が広がれば利益が出る ・これまでの業務は基本的に赤字 ・初期投資の段階は参入してもいずれは採算が取れないと撤退が出る |
| 業務の感想 | <ul style="list-style-type: none"> ・官からの事業所名簿は情報が古い、誤りがあるなどデータのクリーニングが必要 ・仕様書に書かれていない想定外の業務が多く問題があると感じる ・ある程度の大規模な会社でないと参入が難しいと感じた ・国の業務が出来ることはモチベーションやインセンティブになる ・調査環境は非常に悪化している | <ul style="list-style-type: none"> ・郵送でも回収率が取れるものはある |
| 要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式でも、価格点と技術点を同じ基準で見ると、背伸びした企画が通りやすくなり、お互い出来ること、出来ないことを明確にした上で判断して欲しい ・価格が提示されないと背伸びをした仕事になるが、しばらくすれば背伸びはしなくなる | <ul style="list-style-type: none"> ・細かい地域単位の業務では採算がのらないので、ある程度まとめた単位で民間活用を行って欲しい |

| | G社 | H社 |
|----------|---|---|
| 業務状況・連携先 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査業務がほぼ 100% ・親会社関係 4 割、他 6 割（うち官 1 割弱） ・最近 3 年間で調査は数%程度伸びている ・調査員調査が 2 割、郵送が 4 割、電話が 1～2 割、他はネット調査、定性調査、CLT 調査など。ネットが伸びて、調査員が減少 ・再委託先は発送、印刷、入力など ・運送会社と連携 ・郵送なら約 100,000 の調査対象は普通にやっている | <ul style="list-style-type: none"> ・売上のうち 90%超が調査、残りは株主向けの社内報、販促ツールの作成など ・大学や官などで 15%前後 ・調査員調査が 4 割で、業界平均が 2 割なので調査員調査に強み ・調査員調査は、儲かる儲からないに関わらず、最後の一社になってもやりたい ・入力と発送を再委託、P マーク保有が前提 |
| 体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・正社員約 200 人弱、契約や派遣を入れると約 400 人 ・支社、海外拠点あり | <ul style="list-style-type: none"> ・社員約 100 人超、その他スタッフ約 100 人弱、全国 30 箇所にスーパーバイザー ・全国で 3 箇所に本社・支社 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・案件により選別、得意分野に参加 ・難易度が低い案件は競争が激しく価格面で厳しいため、難易度が高い（高い回収率や集計分析が求められるもの）ものに取り組む ・社内的に官の案件は採算が悪く立場も悪い | <ul style="list-style-type: none"> ・採算が合う形で参加していきたい |
| 人材 | <ul style="list-style-type: none"> ・入社して 2 回程度大きな調査を経験 ・新人教育も実施、社員教育を強化する予定 ・講師は内部人材 ・マネージャークラスはビジネスマンスキル ・派遣やアルバイトは短期ではなく、継続が中心となり主に内勤、集計や分析業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・長期のパートを検票や入力で活用 |
| 調査員 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査員は約 700 人、主婦層が中心 ・約 10,000 の調査対象に対応可能 ・稼働率は大都市圏が高い ・調査員業務だけでは生計を立てるのは困難 ・他社との件業務あるのではないか ・年 1 回研修、個人情報保護など ・コミュニケーション研修は調査ごとに実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査員は約 1,100 人、主婦層が中心 ・調査員調査の経験が長い方が地域の調査員を統括するスーパーバイザーとなっている ・他の調査会社との掛け持ちは相当ある ・官民の協力による調査員育成が重要ではないか |
| コスト・競争 | <ul style="list-style-type: none"> ・価格が合わなければ無理はしない ・他の業務と並行実施すればコスト削減可能 ・新しい体制を作る場合はコスト増 ・コスト増となっても仕様書に記載があれば最後までやる、無い場合は追加予算を貰う ・統計調査は利益率が低く、赤字もある ・国の業務は調査対象の安心感に繋がる ・価格情報は前年度の落札結果を参考 | <ul style="list-style-type: none"> ・価格だけの評価は正當ではなく、業者の基本能力や透明性は評価されるべき ・価格競争では変動費となる「調査員手当」にしわ寄せが行き、双方にとって不幸 ・官の仕事は赤字すれすれ ・プロジェクトとして収益確保が難しければ意味がないという意見も ・財団や社団はコスト構造が異なる |
| 業務の感想 | <ul style="list-style-type: none"> ・規模が大きい業務は調査期間で調整が出来るのではないか ・コストダウンしたから品質が維持できないということはあってはならないと感じる ・検票に大きなコスト | <ul style="list-style-type: none"> ・毎年業者が変わっては誰も責任を取れなくなるのでは ・国の調査の間で相当な重複がある、また民や大学の調査とも重複している |
| 要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書にない業務をお願いする場合には、追加予算を用意して欲しい ・地方案件では自治体の指導員コストなどを反映し、適切な人件費の積算をして欲しい ・督促などで 4 回目以降は官が協力するなど工夫が出来ないか | <ul style="list-style-type: none"> ・外国と比較では調査業界のステータスが低く、地位向上が課題 ・官民学が連携することが重要 ・統計教育や啓蒙が重要ではないか ・マイクロデータの活用を進めるべき |

| | I 社 |
|----------|---|
| 業務状況・連携先 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査業務がほぼ 100% ・大学等学術 3 割、国と地方で 2～3 割、親会社 1 割、残りが民間 ・最近 3 年間で売上は微減 ・大きな案件の有無で業績が左右される ・調査員調査にノウハウがあるが郵送調査が増えている、調査員調査が 7～8 割 ・電話調査、ネット調査は再委託 ・入力、発送、コールセンターは再委託 ・地方は調査員から郵送にシフト |
| 体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・正社員 40 人、契約社員は事務で活用 ・地方 3 社で正社員が数人+親会社で全国をカバー |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・統計調査業務は現在の業務と類似しており積極的に参入したい ・通常業務に支障がない形でやっていきたい |
| 人材 | <ul style="list-style-type: none"> ・外部の講座などを活用 |
| 調査員 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査員は約 800 人、うち 3 大都市約 300 人 ・月約 40,000 の調査対象に対応可能 ・平均年齢は 50 代後半と高い ・繁閑が激しく（下期は約 1.7 倍）、安定した収入の確保が困難であり、調査員のなり手が少ない ・年に 1 回研修・親睦会を実施 ・調査経験やマニュアルによる研修で育成 |
| コスト・競争 | <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約から入札になって地場の会社の落札が増えた ・継続事業所が多い調査は比較的協力を得やすくコストダウンが図りやすい |
| 業務の感想 | <ul style="list-style-type: none"> ・回収率向上のためにはパンフレットを同封するなど広報を充実させるなどがある ・官か民かの主体によって回収率は差がある |
| 要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・統計調査員という国の教育を受けた人を活用しないともったいないので、民間でも使えるようにしてほしい ・全省庁で調査スケジュールを公表してほしい（どういう案件があるか分かるため） |

② 主に調査以外の業務を中心としている民間事業者

| | a 社 | b 社 |
|----------|---|---|
| 業務状況・連携先 | <ul style="list-style-type: none"> ・実査（調査票配布、入力業務、問い合わせ対応）、審査等の調査業務に対応可能 ・官の売上は数% ・地方で調査業務経験あり ・国とも取引あり ・地域の会社とも連携がある | <ul style="list-style-type: none"> ・実査（調査員関係）の調査業務に対応可能 ・所在地情報は、都市部では1年に1度、地方では2～3年に1度は調査 ・事業者は看板、個人は表札や集合ポストにより所在地情報を更新 ・事業者の所在地情報については、開店はインターネット等の調査からも情報を収集、廃業は現地のローラー調査からしか分からない ・過去に総務省の調査員調査の入札への参加を検討 ・その他、国勢調査関係で総務省や地方とは付き合いがある |
| 体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・動かせる人は60～70万人 ・4～5割が首都圏 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国主要都市に支社・支店が80超、協力会社3社 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・一括受注の経験はなく、当面は部分的業務の受注を目指す ・自社で対応できる案件があれば参加する | <ul style="list-style-type: none"> ・自社に体制がないため、調査員調査への参入は積極的にはなっていないが、関心はある ・自社の業務を何らかの国の業務に生かせるらいいとは考えている。 |
| 人材 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定業務のための人材育成はあまりない ・研修が必要な案件は1～2日の事前研修を実施 ・通常の教育として情報の扱いを教えている ・適材適所が基本 | |
| 調査員 | | <ul style="list-style-type: none"> ・調査員は一日あたり1,000～1,200人稼働 ・本業との関係から問題が生じない範囲で調査業務への対応が可能 ・年間に一定の割合で回すことが重要 |
| コスト・競争 | <ul style="list-style-type: none"> ・価格だけの入札の場合、通常スタッフの待遇が悪化し、発注、受注側双方に良くない | <ul style="list-style-type: none"> ・調査の入札には参加を検討したが、自社の行っている調査と性質が異なるため、入札への参加を断念 |
| 業務の感想 | <ul style="list-style-type: none"> ・分類業務やコード化など高度な判断が必要な業務は難しく出来ないが、教育の時間やイレギュラー案件への職員の協力があれば可能 ・初回業務は難易度が高いが、マニュアルの理解が進み中身が分かれば難易度は下がる ・指示に従う単純作業のみでは創意工夫の余地なく、どういう人材が必要かということについて提案の余地があれば創意工夫ができる ・必要な人材が明確化されていると良い（簿記2級、入力スピードが速い） | |
| 要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・正しい考え方、理解をしてくれる業者に発注すべき ・複数年契約で4～5年でゴールビジョンがはっきりして対応できる方が良い ・発注者に教え方、指導が下手な人がいる ・最初の場合は引継ぎをしっかりと欲しい | |

| | c社 | d社 |
|----------|---|---|
| 業務状況・連携先 | <ul style="list-style-type: none"> ・実査（一部）の調査業務に対応可能 ・社会保険庁などの業務経験あり ・経済産業省の調査業務経験あり | <ul style="list-style-type: none"> ・企画、実査（一部）の調査業務に対応可能 ・官の比率は6～7割 ・純粋な調査業務は受注していない ・実査や集計は基本的に外注 ・連携は調査会社に一括（個人情報の扱いにメリット）か、印刷と集計を専門事業者（安価、問い合わせ対応は自社対応） ・外注先の選定は基本的に相見積もり ・専門の部署が集中して委託先を管理 ・中央省庁の統計調査の企画、審査の設計、分析などを担当 |
| 体制 | | |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似業務があれば取り組みたい | <ul style="list-style-type: none"> ・企画や分析など自分たちの経験・ノウハウが活かせる分野には積極的に参加したい |
| 人材 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務状況を見ながらリーダーの変更や適した人材の配置などを行った ・簿記に関する内容、調査票の説明、審査の進め方など、1日で研修 ・業務経験で担当者を選定 | <ul style="list-style-type: none"> ・自前の調査組織は有していない ・調査設計、標本設計は得意 |
| 調査員 | | |
| コスト・競争 | <ul style="list-style-type: none"> ・前回担当した事業者の業務に不備があり、修正コストが掛かったがこれは予想外 ・不落による随意契約だが、やはり赤字 ・内容が難しく、効率化も難しい | <ul style="list-style-type: none"> ・データ入力や集計などの業務におけるコスト競争力よりも、企画や分析などにおける提案競争力に優位性があり、総合評価などで競争力を生かすことができる ・コストと品質は分けて議論できない |
| 業務の感想 | <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルが細かく、それに合わせようとすると効率が上がらなかった ・改善を試みた結果、広汎は効率が上がった ・パソコン台数が少なく、オフラインであり手間が掛かった ・過去のクレーム履歴などを見るのに苦労 | <ul style="list-style-type: none"> ・統計調査に重要なのはデータの信頼性 ・統計調査業務は民間に責任を押し付けるだけでは終らず、国も責任を負う必要があり全てを任せるのは馴染まないのでは ・どこを任せてよいのか、どこを国が行うのかはっきり議論すべき ・統計調査員制度は一度壊すと後戻りが出来ないのでは、どうするか検討すべき ・国の人に蓄積しているノウハウをどのように活用するかが課題 |
| 要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業は資金繰りが厳しく、事後払いは苦しい、事前払いや分割払いに対応して欲しい | <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーは数字を信頼して使っているが、作成のプロセスが見えづらいことには改善の余地がある ・データを良く使う人が調査客体である場合もあり、統計の広報活動も重要 |

| | e 社 | f 社 |
|----------|---|--|
| 業務状況・連携先 | <ul style="list-style-type: none"> ・実査（審査など）の調査業務に対応可能 ・業者登録を行っていたら自治体から案内があり、受注できた ・官は約7%、市町村レベルは少ない ・地方の調査業務経験あり ・統計調査の審査は3～4ヶ月単位 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査会社から誘いがあり参入 ・実査（配布など）の調査業務に対応可能 ・他の調査会社との連携も検討 ・既存の業務インフラを活用することを目的 ・官を念頭においており、民は今後検討 |
| 体制 | | <ul style="list-style-type: none"> ・既存ネットワーク4～5万人の一部を統計調査に活用 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・常勤では派遣が難しい、主婦や高齢者層の働き先として魅力的であり、場所とマニュアルがあれば検討したい ・調査員の派遣なども今度検討したい | <ul style="list-style-type: none"> ・官を中心に考えたい、地方案件も検討 ・市場規模は広がることを想定 ・調査対象の多い少ないで、可能・不可能ということはないと考えている ・儲けながらも国に貢献したいという思い ・受け皿が無いから開放しないということ避けたいという思い |
| 人材 | <ul style="list-style-type: none"> ・マッチングを測定するテストをして、几帳面かどうかは事前にチェック ・Pマークの説明をしているほか、情報保護に関する誓約書を交わしている | |
| 調査員 | | <ul style="list-style-type: none"> ・数千人の規模で確保可能 ・教育を現在やっているところ ・礼儀作法、人格的素養がある方を選定 ・人員は業務委託している個人事業主 ・主婦が多く、地場の土地勘あり ・本来業務に溶け込ませる事が可能 |
| コスト・競争 | <ul style="list-style-type: none"> ・官の仕事はあまり儲からず、規模が大きい案件は良いが、小さいと厳しい ・しかし、赤字にはなっていない | <ul style="list-style-type: none"> ・調査会社の調査員とコストはそれほど大差ないと考えている |
| 業務の感想 | <ul style="list-style-type: none"> ・記入漏れや桁がおかしい等のチェック ・きれいな場所で作業しているが担当者の評判は良く、継続する人も多い ・職員が同席しているのですぐに聞ける ・検票は難しいことではなく誰でも出来る ・作業マニュアルがあり、比較的単純作業 | <ul style="list-style-type: none"> ・単にポストに投函するだけではなく、説明を行う必要があり、教育が重要 |
| 要望 | | <ul style="list-style-type: none"> ・品質維持のためのポイントややり方などを公開して欲しい |

| | g 社 | h 社 |
|----------|--|---|
| 業務状況・連携先 | <ul style="list-style-type: none"> ・実査（問い合わせ対応）や審査などの調査業務に対応可能 ・業界ではNO. 1 企業 ・全売上における官の割合は2～3% ・全売上における調査の割合は約 10%、官は1%ないのでは。 ・総務省、経済産業省、地方の調査業務経験あり | <ul style="list-style-type: none"> ・企画や分析などの調査業務に対応可能 ・調査関係で 10%弱 ・調査関係のうち 1/4 程度が官 ・純粋な調査は他の案件の付随的なもの ・総務省、地方等の調査業務経験あり ・調査の実査部分は外注 ・外注先は自社内でリスト化 ・選定は担当者の判断（柔軟性、信頼関係、スタッフの力量）、見積もりは複数から取る |
| 体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員 2,000 人超 ・全国に約 30 箇所の拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員 4,000 人超 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・案件はチェックしている ・やりがいがあり意識は高い ・採算が合えば参入したいが、赤字は無理 ・官公庁対応の営業部隊が専属ではないので、今後検討したいと考えている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存資産や経験・ノウハウが活用できる分野には参入したい ・他の業務への広がりが見えるものに参入したい ・政策への影響が大きいものに参入したい ・単純な作業には参入しない |
| 人材 | <ul style="list-style-type: none"> ・賃金は時間当たり 1,200 円～1,500 円、これより安いと優秀な人材の確保は困難 ・人材の確保は他の業種との競争も激しい ・競合他社が少ない地方は人材確保が容易 ・離職率が極めて高く、全く定着しない ・一人当たり採用費は上昇傾向 ・女性が約 9 割、学生、フリーター、主婦等 | <ul style="list-style-type: none"> ・チームプレーで対応したい |
| 調査員 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査員調査は実施していない | <ul style="list-style-type: none"> ・調査員関係は外注して実施 |
| コスト・競争 | <ul style="list-style-type: none"> ・官の仕事はイレギュラーの問題により想定外の業務が発生するためコストがかさむ（マニュアルの追加、研修の追加） ・一方、追加予算はほとんどもらえない ・金額勝負ではリスクの吸収が不可能 ・官の仕事は利益率が悪いが絶対額が大きい ・競合他社は 2/3 程度で落札しているが、人件費を相当削っている模様 | <ul style="list-style-type: none"> ・価格入札では勝てないので、企画提案力が問われる案件で勝負したい |
| 業務の感想 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政のサービスには改善の余地が多い ・回収した調査票の半分程度は何らかの不備があるためチェックが必要 | |
| 要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・官において提案を評価できる専門家が必要 ・ゆとりあるスケジュール ・官のサポート、フォローの充実 ・回収率を上げるための事前周知の徹底 ・民間も特定業務ではノウハウがある ・総合評価を希望 | <ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約はインセンティブになる ・規模大きく総合力が生かせる案件を出して欲しい ・仕様書、見積書を作るためにコストがかかっており、プロセスの短縮を ・縦割りの弊害で分割されているものでも、似たような案件はまとめて欲しい |

| | i 社 | j 社 |
|----------|---|--|
| 業務状況・連携先 | <ul style="list-style-type: none"> ・実査の一部、審査・集計の調査業務に対応可能 ・経済産業省の調査関係業務経験あり | <ul style="list-style-type: none"> ・調査業務の全般に対応可能 ・調査を含む地方の法定計画作成業務が 10%程度で純粋な調査は少ない ・調査関係については、地方 95%、国と民間で 5%程度 ・調査以外の業務も重要なので調査と他の業務あわせて地方営業を行っている ・地方の案件にはほぼ参加している ・地方の調査業務経験あり |
| 体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・案件ごとにチームを編成 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国で対応が可能、営業マンは全国で 50～60 人程度 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・対応が可能な業務に積極的に参加していきたい | <ul style="list-style-type: none"> ・自社で対応可能なものは参加したい ・自治体を中心 |
| 人材 | | |
| 調査員 | | <ul style="list-style-type: none"> ・調査員調査は年 2～5 回 ・調査員は支社単位でアルバイトを募集 ・アルバイトは学生が多いがなかなか集まらない |
| コスト・競争 | | <ul style="list-style-type: none"> ・価格入札が多く、コスト勝負が多い ・特定の地域ではダンピングが激しいところがある ・地域のコンサルタント、県の外郭団体がライバル |
| 業務の感想 | <ul style="list-style-type: none"> ・各府省で統一した窓口を有するとうことは大きなメリット ・民間事業者の作業履歴をチェックすることが重要であると感じる ・国のシステム設計の際には柔軟性が重要 ・国のシステムに馴染むためには 2～3 週間程度の研修が必要で、一定のコストが必要 ・データの入出力は一般に利用されている CSV 形式に対応しており、大きな問題はない | |
| 要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・作業を持ち帰りで行いたいという希望があり、自社内で複数の作業を流せると効率化でき、作業場所の指定は効率化の面からは課題 | |

③ 業界団体

| | (社) 日本マーケティング・リサーチ協会 | (財) 日本世論調査協会 |
|--------------------|---|--|
| 団体の現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・正会員社は約 140 ・会員社が増えているため業界の売上が伸びているように見えるが、全体ではこの数年は微増 ・正会員社は「伝統的調査会社」、「外資系調査会社」、「ネット系調査会社」に分けられる | <ul style="list-style-type: none"> ・団体会員は約 30 ・新聞社や通信社、テレビ局等の調査部門、調査会社 ・業界団体というより、学会としての側面が強い ・調査手法の調査研究を実施 |
| 業界の現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・「伝統的調査会社」は元気がない会社が多く、将来的には淘汰が進む可能性もある、良い意味での合併に期待したい ・「外資系調査会社」も縮小傾向、外資系調査会社は情報セキュリティの観点から問題があるのではないかとされているが、現時点では参入はほとんど想定されていない ・「ネット系調査会社」はこの数年で増大しており、売上に占める割合も約 20%弱となっている。もう少し伸び続けいずれ横ばいから下降になり、吸収合併等の淘汰が起きるのでは ・ネット調査が伸びている背景には、従来型の調査がネット調査にシフトしていることがある ・1社で出来ない場合は、ジョイントなどの工夫が必要 ・地方の会社が少ないが地方に根ざした仕事をするべき | <ul style="list-style-type: none"> ・世論調査における訪問調査の比率は低下傾向、それに代わり電話調査が増加 ・世帯を対象としたランダムサンプリングが出来なくなっている ・20年前の回収率は8~9割、それが7割、今は6割と低下している ・各新聞社やNHKは自前の調査員組織を持っている、選挙のときは学生も動員 |
| 民間事業者の活用等に関する感想・意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・官の仕事はある程度の規模がないと出来ない ・赤字を出してトントンでやるとは考えづらい ・現状対応可能なのは数社に限られる ・昔は国の仕事をやっているということはステータスになっていたが、今はそのようなことはない ・地方の調査予算も減少傾向 ・以前不正調査が起きたが、期間が厳しい中で回収率の縛りがある案件で、懸念が現実化した ・受注した以上、お金は別にして最大限の努力をすべきで、やるべきことをやらないのは問題 ・ISO 関係でダブルスタンダードとなるのが心配 ・今の時代に 95%、97%の回収率は神がかりで、本当に何にも不正等がないのか疑わざるを得ない、75%が実情だと感じる ・調査会社が変わるとデータも変わるのでは意味がない ・調査員調査を全国規模で受注するのは難しく、地域で分割するか、複数企業での分担をすれば可能性はある ・経済産業省との所管課とは必要に応じてコンタクトをとっているが広告関係が多く、調査関係は少ない ・官から「俺はお上だ、協力しろ」という姿勢で協力依頼があったが、そのような姿勢では強くお断りする ・ランダムサンプリングが危ないことに危惧している ・統計学者（学会）等との連携を図り教育・研修によるレベルアップを図りたい、官、民、学の連携が重要 ・ISO20252 を早く立ち上げ業界の地位向上を図りたい ・調査員／リサーチャーの資格認定は一時期真剣に検討されたが頓挫した、今はそれ以前に調査員の質、調査環境が悪い ・調査会社に共通する資格制度は個人、企業、発注者の3者にとって有益 ・苦情処理機関も将来的にはあったほうが良いと感じる | <ul style="list-style-type: none"> ・協会としては、会員団体への指導や教育は考えていない ・世論調査業界として官庁統計に対応することは想定しがたい ・統計調査の世界では大規模サンプルであり対応が困難 ・入札が増加しており価格が低くなった、国から出る世論調査の値段は「悲惨」の一言に尽きる ・社内で暇な人がいたら官庁の仕事でもやってもらえばいいじゃないか、という風潮さえある ・官の仕事は打ち合わせが多い |

(4) 民間事業者に対する意識調査の結果

民間事業者に対する意識調査の結果は次のとおり。

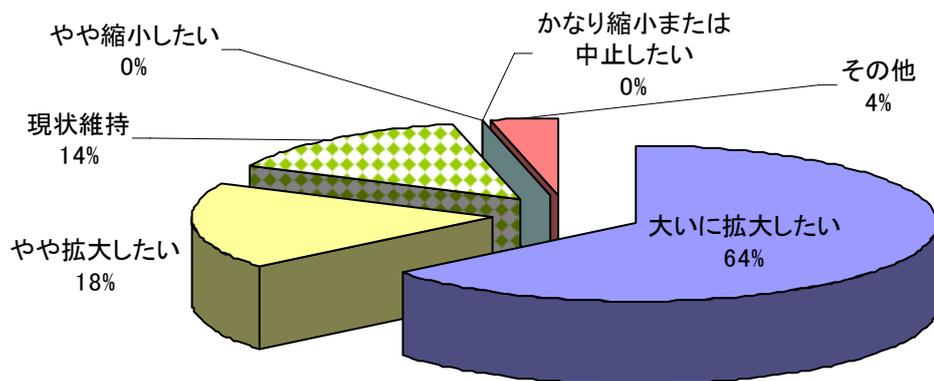
① 経済産業省など国の統計調査業務の経験がある企業の考え方について（問1～4）

i) 今後の参入意向について（問1、n=28）

問1 あなたの会社では、今後、経済産業省など国の統計調査業務への参入を拡大していこうとお考えですか。お気持ちに近いものを1つお選びください。

- | | |
|------------|-----------------|
| 1 大いに拡大したい | 4 やや縮小したい |
| 2 やや拡大したい | 5 かなり縮小または中止したい |
| 3 現状維持 | 6 その他（具体的に： ） |

アンケートの結果をみると、統計調査業務経験がある企業においては、今後についても統計調査業務への参入を「大いに拡大したい」という意見が多い。



ii) i) のように考える理由⁴⁴（問2、n=22）

問2 問1でお答えになった理由を、自由にお答えください。

アンケートの結果をみると、拡大を考えている理由としては、売上を拡大したい、社会的責任を生かしたいため、全国の調査員ネットワークを活用することができるため、業務の幅を広げるため、経験を活用したいため、他の業務の伸びが期待できないためなどがあることが分かる。

（「大いに拡大したい」あるいは「やや拡大したい」と回答した理由）

- 社会的責任があるため。
- 既にある全国調査員のネットワークを活用することができるため。

⁴⁴ 類似する内容の回答は一部まとめている。また、表現上の修正を行っている。以下同様。

- 売上を拡大したいため。
- 適度な規模の業務があるため。
- 市場調査などの経験を国の統計調査業務に活用したいため。
- 自社のみならず、業界全体の底上げを図りたいため。
- 得意先の偏りを減らしたい。業務の幅を広げるため。
- 経験を生かすことができるため。
- 品質維持を前提にしたコスト圧縮がどこまでできるかが課題。
- 現在中核としている他の世論調査業務の伸びが期待できないため。
- 官公庁と他の類似分野で取引があり規模が大きい基幹統計（指定統計）の長期受注に強い関心。
- 調査員調査は民間調査でも重要な手法であり、そのネットワーク維持に役立つ。
- 正しいリサーチの普及に貢献するため。
- 地域への調査の理解の促進。
- 体制・ノウハウなどへの投資に役立つから。
- 経営基盤の一つとなりうるから。
- 調査基礎力の充実。
- 経験により「はく」がつくから。

(現状維持と回答した理由)

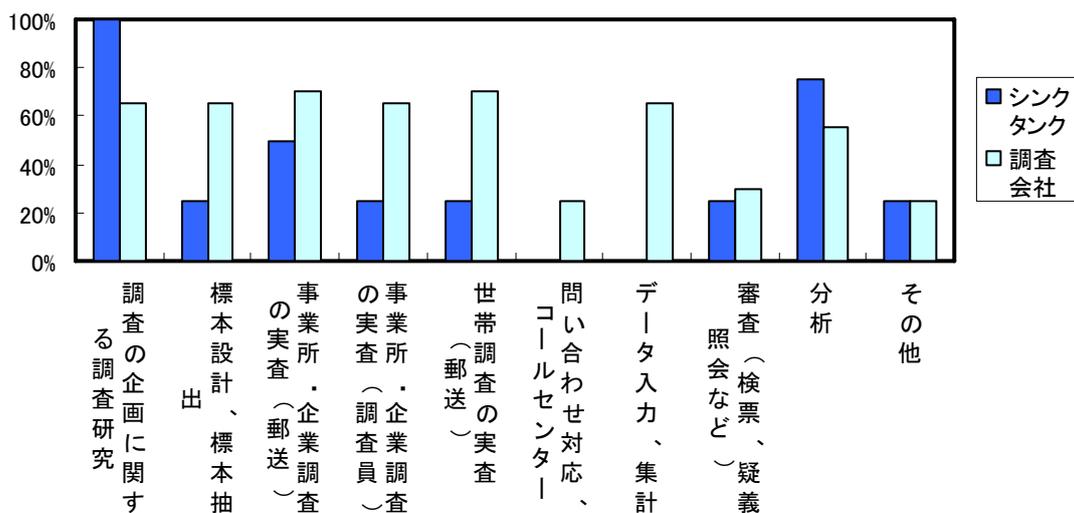
- 特になし。

iii) 拡大したい業務 (問3、n = 24)

| | |
|--|------------------|
| 問3 問1で「1 大いに拡大したい」、「2 やや拡大したい」とお答えになった企業にのみ伺います。拡大したいと思われる業務を、次の中からいくつでもお選びください。 | |
| 1 調査の企画に関する調査研究 | 6 問合せ対応、コールセンター |
| 2 標本設計、標本抽出 | 7 データ入力、集計 |
| 3 事業所・企業調査の実査 (郵送) | 8 審査 (検票、疑義照会など) |
| 4 事業所・企業調査の実査 (調査員) | 9 分析 |
| 5 世帯調査の実査 (郵送) | 10 その他 () |

アンケートの結果をみると、拡大したい業務については、調査会社については「問い合わせ対応、コールセンター」や「審査 (検票、疑義照会)」の部分の割合が少ないが、それ以外の項目については拡大したい業務として挙げられている。シンクタンクについては「調査の企画に関する調査研究」や「分析」の割合が高い。

なお、その他には「体系化等の全体の最適化、世帯調査の実査 (調査員)、インターネットによる調査、システム提供」という回答があった。



(備考) 問1に対して、「大いに拡大したい」、「やや拡大したい」という回答があった民間事業者のうち、示されたそれぞれの選択肢を回答した割合。

iv) 実施する上で課題となる事項（問4、n=21）

問4 経済産業省など国の統計調査業務を実施する上で課題となっていることがありましたら、自由にご記入ください。

アンケートの結果をみると、実施する上で課題となる事項としては、予算上に関する情報の開示、採算が取れるかどうか、企画内容を加味した入札、第三者委託の範囲の明確化、案件に関する情報提供の充実などが挙げられている。

(回答があった内容)

- 予算額の公表。
- 赤字にならない程度の予算の確保。
- 対象数が多い場合、調査員の動員が困難。
- 既存業務への悪影響や管理負担増大の回避。
- 経済産業省は敷居が高い。
- 入札から受注までの事務処理に関する時間的拘束が長い。
- 調査コストの積算、価格の妥当性。
- 入札における業者選定方法。
- 全国規模のネットワーク構築が課題。
- 入札方式ではなく、企画コンペ方式が望ましい。
- 既存経験・ノウハウの活用。
- コスト面の問題、採算。

- 地方関係業務は地方自治体との調整コストが大きいのではないか。
- 第三者委託が認められる範囲の明確化。
- 調査主体による詳細な調査仕様の事前の説明。
- 予算の単年度主義が課題。複数年契約が望ましい。
- 案件がいつ出てくるか分かりづらい。
- 入札や事業者登録のための書面や手続きが煩雑。
- ここ数年で同じような業務を行ったことがあるという条件が新規参入を妨げている。
- 様々な調査があり、複数年にわたる調査もあるが予算は単年度のため業務間の整合性が課題。
- 質の低い受託者による粗悪な品質の成果による、民間委託への懸念の増大。
- 統計調査員を民間が活用できる仕組みの構築。
- 全国調査では全国支社体制が不可欠といわれるが、中央集中でも対応は可能であり、入札、仕様書、評価等において機会均等にしていきたい。
- 秘密の保護。
- 回収率の確保。
- コストと品質のバランス。
- インターネット調査の活用。

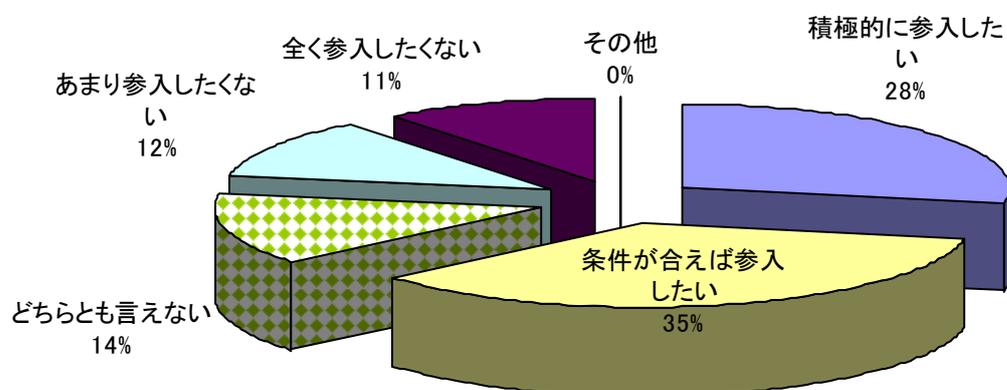
② 経済産業省など国の統計調査業務の経験がない企業の考え方について（問5～8）

i) 今後の参入意向について（問5、n=94）

問5 あなたの会社では、今後、経済産業省など国の統計調査業務へ参入しようとお考えですか。お気持ちに近いものを1つお選びください。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 積極的に参入したい | 4 あまり参入したくない |
| 2 条件が合えば参入したい | 5 全く参入したくない |
| 3 どちらとも言えない | 6 その他（具体的に： ） |

アンケートの結果をみると、統計調査業務経験がない企業においても肯定的に捉える企業が多く、今後、統計調査業務について「積極的に参入したい」、「条件が合えば参入したい」という意見が多い。



ii) i) のように考える理由（問6、n=81）

問6 問5でお答えになった理由を、自由にお答えください。

アンケートの結果をみると、参入したいと考えている理由として、売上や事業を拡大したい、業務変動に対応したい、国の業務に貢献したい、調査員ネットワークの維持に役立つ、民間調査の減少、自社の信頼性の向上に役立つ、採算が合えば参入する等があることが分かる。一方で、どちらとも言えないあるいは参入したくない理由として、企業規模が小さい、採算が合わない、業務領域が異なる、入札手続きが煩雑である、参入の仕方が分からない、ノウハウが他社に流出する恐れがあるなどがあることが分かる。

（「積極的に参入したい」あるいは「条件が合えば参入したい」と回答した理由）

- 売上の拡大を図りたいため。
- 事業の拡大を図りたいため。

- 定期的調査を増やしたいため。売上の季節変動への対応。
- 中央省庁との取引により、自社の信頼性が向上するため。
- 新たな分野への取り組みにより、能力の向上が見込めるため。
- 国益に貢献したい。社会的に有意義な業務に貢献したい。
- 調査業務に関する経験、ノウハウを活用したい。
- 最近増加している安易なインターネット調査ではなく、有意性の高い結果が期待できる本来の正当な調査を行いたい。
- 自社の力を試してみたい。
- 資金の回転に寄与。
- 調査員ネットワークの維持に役立つ。
- 民間の調査の減少。
- WEB調査の増加に伴う、ペーパー（調査票）調査激減への対応。
- 業務が安定しないため、人材育成面で課題。
- 自社社員の能力向上に役立つ。
- 以前から中央省庁との取引を行いたいと考えていたが手続きが分かりづらく、業者が決まっているのだろうという思い込みがあった。
- 参加手続きが煩雑である上に、利益が薄いことが課題。
- 民間調査より調査協力依頼がしやすいため。
- クライアントからの一方的な手法（命令）では難しい。
- 他の業務と並行して出来る内容であれば参入したい。既存業務に支障をきたす場合は参入できない。
- 実査集計業務が中心であり低コストというイメージがある。利益が確保できれば参入したい。
- コスト面で合えば考えたい。
- 営業人員を専業として配置できないため、業務内容の得手・不得手を踏まえテーマ・業務内容によって判断したい。
- 国が考えていることを知ることの魅力を感じる。
- 内容、予算を勘案して判断。
- 業務の再委託が容認されれば参入したい。
- 入札は利益が出しづらいため、小規模事業者には難しい。
- 規模が小さいため、小回りが生かせる業務であれば参入したい。
- 単価が安い反面、調査仕様が厳しくクオリティ確保に不安がある。
- 参入条件次第。
- 分析部分があればメリットが大きい。
- 統計調査の企画や改革などの業務においては魅力があるが、下請け業務には興味がない。

(「どちらとも言えない」と回答した理由)

- 小規模であり、キャパシティがない。
- 独自の解析手法を持ちコンサルテーションによるアプローチを行うことに加え、自社内で実査部分を持っていないため。
- 参入の仕組みが良く理解できないため。
- 具体的な業務内容が分からないため。
- 中央省庁との取引がないため。
- 予算と折り合いがつかない不安のため。
- 強みを生かせるか分からないため。
- 全く考えていなかったため。

(「あまり参入したくない」あるいは「全く参入したくない」と回答した理由)

- 定量的な調査ではなく定性的な調査が中心であるため。
- 小規模な会社であるため、下請けでないと現実的ではないため。
- 採算的に見合わないため。
- 手続きが煩雑であるため。
- 実務で活用した自社のノウハウが他社に流出する恐れがある。
- 過去の実績が考慮されない可能性があるため。
- 市場調査に特化しているため。
- 民間取引が中心であるため。
- 企画から分析まで一貫して行っているため、調査部分だけでは意味がない。
- 応じる体制がないため。
- 積算の基準が合わないため。
- 外部からの調査研究は受託しない方針であるため。
- 良い企画提案を行っても、費用のみで判断されそうだから。
- 民間調査や地方自治体の調査の方が経験・ノウハウを生かしやすい。
- 入札の手続きや、プレゼン等の時間的余裕がない。
- 業務領域が異なるため。

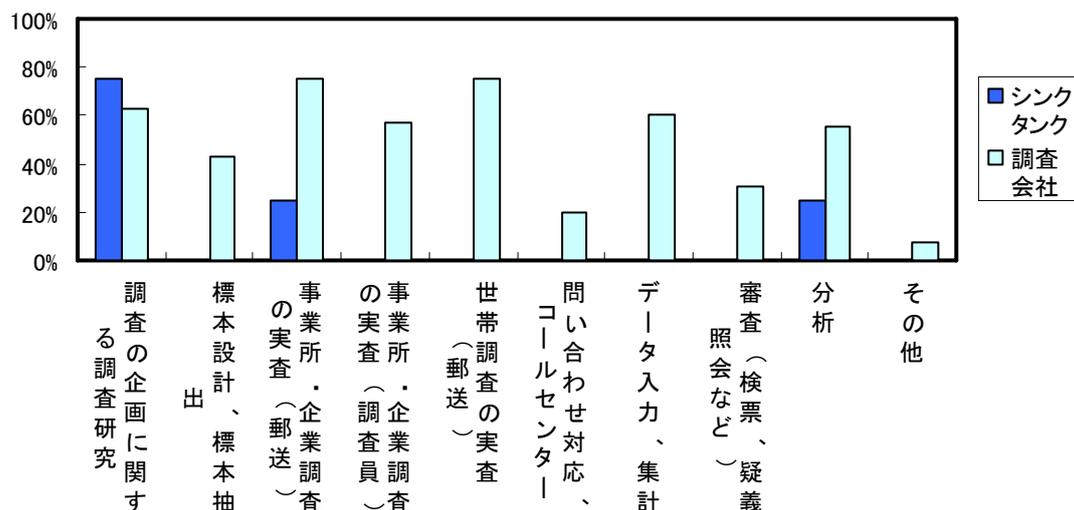
iii) 参入したい業務 (問7、n = 60)

問7 問5で「1 積極的に参入したい」、「2 条件が合えば参入したい」とお答えになった企業にのみ伺います。参入したいと思われる業務を、次の中からいくつでもお選びください。

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1 調査の企画に関する調査研究 | 6 問合せ対応、コールセンター |
| 2 標本設計、標本抽出 | 7 データ入力、集計 |
| 3 事業所・企業調査の実査 (郵送) | 8 審査 (検票、疑義照会など) |
| 4 事業所・企業調査の実査 (調査員) | 9 分析 |
| 5 世帯調査の実査 (郵送) | 10 その他 () |

アンケートの結果をみると、参入したい業務については、調査会社については「問い合わせ対応、コールセンター」や「審査（検票、疑義照会）」の部分の割合が少なく、シンクタンクについては「調査の企画に関する調査研究」の割合が高い。

なお、その他には「報告書作成、インターネット調査、計画作成に関する調査、グループインタビュー、街頭調査、自主データによる各種分析業務」という回答があった。



(備考) 問5に対して、「大いに拡大したい」、「やや拡大したい」という回答があった民間事業者のうち、示されたそれぞれの選択肢を回答した割合。

iv) 実施する上で課題となる事項（問8、n = 37）

問8 このような条件を整えば、参入したいという条件があれば、自由にお答え下さい。

アンケートの結果をみると、実施する上で課題となる事項としては、予算上に関する情報の開示、採算が取れるかどうか、第三者委託の範囲の明確化、案件に関する情報提供の充実、包括的な受注ができることなどが挙げられている。

(回答があった内容)

- 民間の市場調査の経験・ノウハウは統計調査へも活用が可能。
- 国の統計調査には旧態依然とした調査企画が多く、企画内容中心の入札には参入したい。
- 民間の訪問調査激減による調査不足。
- 一定地域でしか訪問調査に対応できない。
- 分析が中心の調査に参入したい。
- 入札などの複雑な手続きの簡略化。

- 日本を含むグローバルな同時調査を希望。(調査票設計～実査)
- 調査の全体の流れが分かるような業務に参入したい。(企画から分析まで)
- 調査内容、規模、価格等を統合的に判断したい。
- 調査上不足するリソースを他社との協業により実行してもよいという条件。
- 調査の企画から実査・集計・分析まで包括的にできること。
- 積算の基準を各組織の単価基準(規定)とする。
- 案件によって異なる部分が多い。
- エリアランダムサンプリングの活用。
- インターネットを活用した調査の導入。
- 仕様に見合った予算の確保。単純な価格競争でないこと。
- 定量調査は無理と思われるが、定性調査であれば可能。
- 決められた業者にしか参加する情報が与えられない
- 経費・予算で折合いがつけば参入したい。
- 同業他社との共同実施。
- 企画分析力中心なので、データ入力などで他社の協力を得て実施したい。
- 特定のテーマなら参加したい。
- 人件費が保証されるなら参加したい(見積競争では新規参入は難しい)。
- 不正なダンピングを防止し品質を維持するための、入札の際の最低価格の設定。
- 不当な参入を防ぐための、調査技術の資格認定制度。
- 年度単位の案件の発生時期の事前告知。
- 適切な再委託の容認(全国調査の場合の地方のフィールドワーク)。
- 地方業者なので、国の業務には対応困難。
- 人的パイプやコネクションがない。
- 調査員調査は管理体制が問題。
- 工程ごとの決裁のスピードアップ。
- 行政においては効率が低いため、社会貢献には意義を見出すが、利益面では期待していない。
- 統計調査の切り口が時代に合わず陳腐化している。過去との継続性は維持しつつ現代風にアップデートすることが必要。体系的な見直し。
- 調査仕様の詳細資料の提供。企画提案のウエイトの増大。新規参入のしやすい環境。

③ 国の統計調査業務の受託のメリットや受託を促進する方策など（問9～11）

i) 受託した場合のメリットについて（問9、n=123）

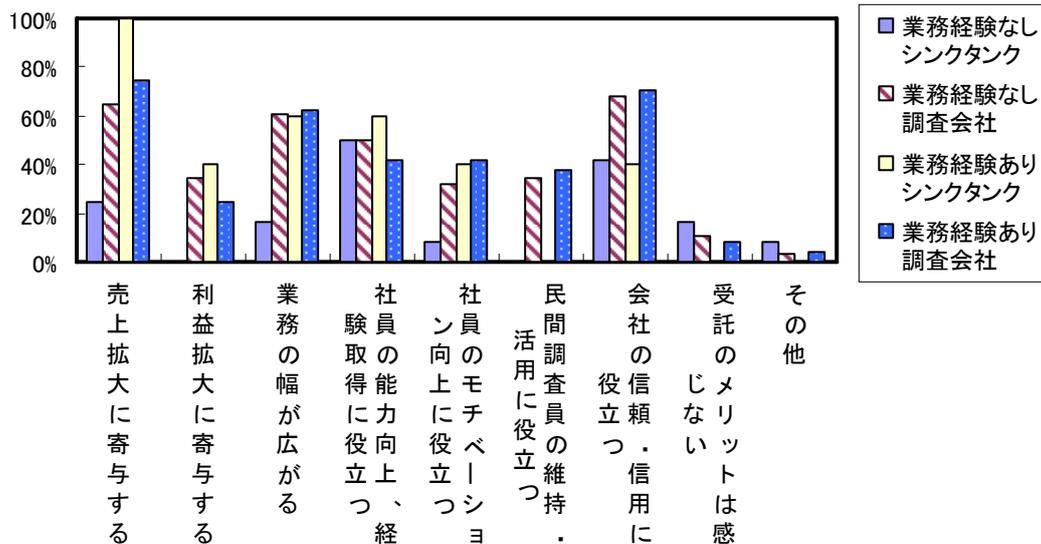
問9 あなたの会社で経済産業省など国の統計調査業務を受託した場合、考えられるメリットを次の中からいくつでもお選びください。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 売上拡大に寄与する | 6 民間調査員の維持・活用に役立つ |
| 2 利益拡大に寄与する | 7 会社の信頼・信用に役立つ |
| 3 業務の幅が広がる | 8 受託のメリットは感じない |
| 4 社員の能力向上、経験取得に役立つ | 9 その他（ ） |
| 5 社員のモチベーション向上に役立つ | |

アンケートの結果をみると、統計調査業務の受託メリットについては、シンクタンクと調査会社では若干異なるが、業務経験の有無の別では大きな違いは見られない。

受託のメリットとしては、「売上の拡大」、「会社の信頼・信用に役立つ」、「業務の幅が広がる」、「社員の能力・経験に役立つ」といったことが挙げられている。

なお、その他には「固定費となっている調査員の稼働率が上がる、市場を抜きにした生活者の姿を知りうる、国の重点政策を知りうる」という回答があった。



(備考) 示されたそれぞれの選択肢を回答した割合。

ii) 受託を促進する方策について (問10、n=121)

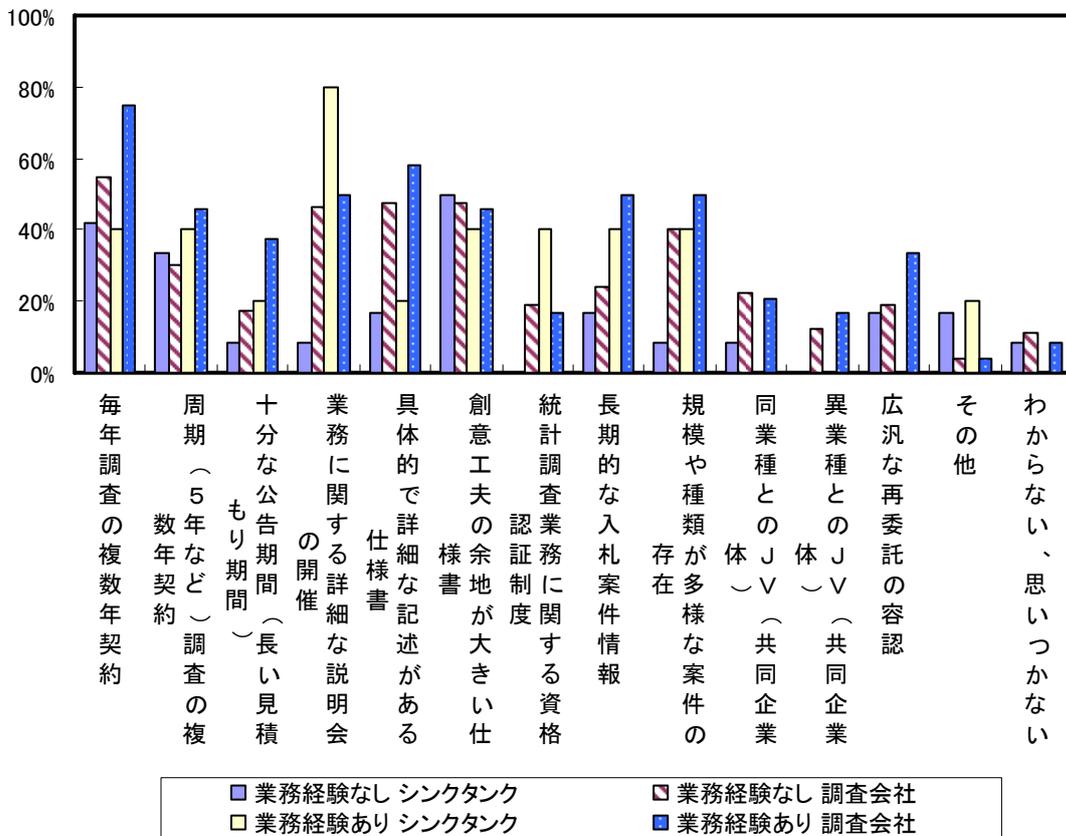
問10 以下の項目の中で、経済産業省など国の統計調査業務の受託を促進すると考えられるものがあれば、いくつでもお選びください。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1 毎年調査の複数年契約 | 8 長期的な入札案件情報 |
| 2 周期(5年など)調査の複数年契約 | 9 規模や種類が多様な案件の存在 |
| 3 十分な公告期間(長い見積もり期間) | 10 同業種とのJV(共同企業体) |
| 4 業務に関する詳細な説明会の開催 | 11 異業種とのJV(共同企業体) |
| 5 具体的で詳細な記述がある仕様書 | 12 広汎な再委託の容認 |
| 6 創意工夫の余地が大きい仕様書 | 13 その他() |
| 7 統計調査業務に関する資格認証制度 | 14 わからない、思いつかない |

アンケートの結果をみると、統計調査業務の受託を促進する方策については、i)(問9)と同様シンクタンクと調査会社では若干異なるが、業務経験の有無の別では大きな違いは見られない。

受託を促進する方策としては、選択肢として示したものについては多くについて受託を促進すると考えられているようであるが、「同業種とのJV」や「異業種とのJV」などについては回答割合がやや低かった。

なお、その他には「部分的再委託、請負契約、十分な予算、契約手続きの簡素化、企画内容を評価する外部コンサルの導入、海外調査を含む案件、委託者側のスキルアップ(企画評価、業務品質管理能力)」という回答があった。



(備考) 示されたそれぞれの選択肢を回答した割合。

iii) 民間事業者の活用に関する意見について（問 11、n = 45）

問 11 その他、経済産業省など国の統計調査業務における民間事業者の活用についてご意見があれば自由にお書きください。

アンケートの結果をみると、これまでに挙げられた意見のほかには、調査業界は官需に依存していない、統計調査員そのものの民間開放、業界団体への加入を条件とするべきなどが挙げられている。

（回答があった内容）

- 官の仕事は儲からないのは業界の定説。それをやらせるなら民間がメリットを感じられる仕掛けが必要。例えば複数年契約やパートナーシップの追及、契約で縛るだけではダメ。調査業界は官需に依存しておらず、建設業やシンクタンクとは構造が異なる。
- 民間事業者の活用の範囲、ペースを明確にしないと対応策がとりづらく、民間はついてこない。
- 前もって情報が提供されることが望ましい。
- 統計調査員そのものの民間開放を希望。
- 品質保持を目的とした、入札時の最低落札金額（下限）の設定を希望。
- 入札制度に関し、発注条件が金額だけではなく、受注企業の信頼性や成果物に対するリスク等々を重視して頂きたい。
- 登録制の入札案内を出して欲しい。
- 定量調査だけではなく、定性調査の活用。
- 入札に参加するための登録方法等基本的な手続きが分からない。
- 調査員制度は、国の文化であり、官民共にその信頼性の確保は重要なテーマであると考える。
- 地方自治体への法的義務付けと正当な予算編成が可能な国庫補助。
- 全国規模の案件における共同での受注。
- 企画内容を考慮した形にして欲しい。
- 大手に丸投げではなく、各社の特徴に応じた活用の仕方を検討して欲しい。
- 民間事業者の活用には大いに賛成。
- 異業種との連携は品質確保に課題が残る。
- 丸投げに繋がる再委託には反対。コンソーシアムやLLP等も有効な方法と考える。
- 幅広く公募して欲しい。
- 従前では、一社元受けとはいいいながら、実態は何段にも外注されており、志気の低下に繋がる。
- 単独では国レベルの業務を行える会社は存在しないため、JV等の導入により1社あたりの負担軽減を図ることが望ましい。

- 質の維持と価格のバランス（安ければいいというものではない）。
- 再委託の範囲を明確にして、入札を行って欲しい。
- 国の統計調査業務に民間の調査会社が関与することは、調査への国民の理解の促進、調査業界における優秀な人材の確保に役立ち、業界全体の信頼性向上にも繋がる。
- 企業の業態は複雑化しており、従来の調査のやり方では実態と乖離する。調査前の事前調査の実施を行って欲しい。
- 企画提案の段階から仕様を競わせる形式が望ましい。インターネット調査では民間活用の余地が大きい。
- 会社組織の大きさ、体制の大きさ等による受注が現状は大きいと感じるが、資金面等では有効だが、実地調査面では調査員に対する教育、指導、フォローなど現場レベルの対応が弱いのではないか。
- 管理者の強化、調査員のレベル強化のシステム化が必要。
- 大規模調査員調査では、多くを未経験者に頼らざるを得ない。
- 下請け業者としてではなく、パートナーとして活用して欲しい。
- データ精度を維持するためには、それに見合うコストが必要。仕様でも柔軟に対応して欲しい。
- 業者の選定には、業界団体の「(社) 日本マーケティング・リサーチ協会」加入を条件にする、同協会からの情報を参考にするなどして優良事業者を選んで欲しい。
- 入札の際にコストだけでなく、「調査の質」「管理」「過去の実績」についても考慮して欲しい。
- あまり利潤がない業務でも、会社の規模に応じた安定した業務量が受注できるようになるといい。
- 実情に即した予算設定。
- 品質維持のための民間事業者への官のノウハウの提供。
- 総合評価が良いが、条件該当企業が1～2社という条件では公平性に欠ける。公平な入札を希望する。

3. 入札に関する課題

(1) 基本的な考え方

統計調査業務においては、業務期間中に問題が発生した場合には一定の挽回は可能であるが、何らかの理由で契約不履行となる事態が発生してしまった場合、データが欠落する、公表が遅れるなど、金銭的な損害賠償などでは取り返しがつかない事態も発生しうる。そのため、事前に契約不履行となるリスクを可能な限り減らすことが重要である。

入札において契約不履行となるリスクを減らすためには、次の3点が重要である。

- i) 多くの履行能力がある民間事業者が入札に参加する
- ii) 履行能力がある民間事業者を選定する
- iii) 発注者（官）と入札者（民）の認識の相違を防止する

これらを実現するために、入札に関する課題について改善を図っていく必要がある。

(2) 入札の基本的事項

① 契約者を決める方法

統計調査業務において実査、審査・集計といった広い業務範囲にわたり包括的に民間事業者を活用する場合には、民間事業者の技術力や企画内容の創意工夫などの評価を行う必要がある。そのため、原則として「一般競争入札」の「総合評価落札方式」⁴⁵を活用することが望ましいと考えられる。

一方で、印刷や発送、データ入力など統計調査業務の一部などにおいて民間事業者を活用する場合には、作業手順をあらかじめ定めることが可能であり仕様のおりに実施することが求められるため、民間事業者の技術力や企画内容の創意工夫などの評価を行う必要がなく、通常は「一般競争入札」の「最低価格落札方式」で契約者が決定される。

② 入札の基本的な流れ

「一般競争入札」の「総合評価落札方式」は次表の流れで行われる⁴⁶。

⁴⁵ 国が契約者を決める方法には大きく「競争入札」によるものと「随意契約」によるものがある。「競争契約」については、不特定多数の者で入札を行う「一般競争入札」、国が指名する特定の者で入札を行う「指名競争入札」がある。「一般競争入札」においては、入札価格が最も低かった者を落札者とする「最低価格落札方式」と入札価格以外の要素も考慮して総合的に落札者を決定する「総合評価落札方式」がある。「総合評価落札方式」は価格のみではなく、技術力や企画内容の創意工夫などの諸条件を評価する必要がある場合（例：調査、広報、研究開発）に採用されている。「随意契約」については、案件の金額が少額である場合や特別な理由がある場合に活用されているが、様々な課題が指摘されている。なお、「随意契約」の場合であっても、通常は2者以上の見積もりによる「見積合わせ」、企画内容を競わせる「企画競争」などが実施されている。

⁴⁶ 案件が政府調達となる場合には手続きが異なり、入札に関する手続きに必要な期間が長く確保されている。

【図表 入札の流れ】

| プロセス | 概要 | 課題 |
|----------------------|---|--|
| i) 入札準備 | <ul style="list-style-type: none"> 入札に必要な資料の作成（入札公告、入札説明書⁴⁷、仕様書、評価基準など） 予定価格の積算⁴⁸（必要に応じて市場調査等を実施） | <ul style="list-style-type: none"> 仕様書の作成 評価基準の作成 予定価格の積算 |
| ii) 入札公告 | <ul style="list-style-type: none"> 入札を公告（主にホームページによる） | <ul style="list-style-type: none"> 公告期間や案件提示の方法 |
| iii) 入札説明会 ・質問の受付 | <ul style="list-style-type: none"> 入札に関する説明会を実施 入札に関する質問の受付 | <ul style="list-style-type: none"> 認識の相違の防止 入札説明会のあり方 |
| iv) 入札 | <ul style="list-style-type: none"> 入札者による入札書、提案書の提出 | <ul style="list-style-type: none"> 入札不調への対応 |
| v) 技術審査 | <ul style="list-style-type: none"> 提案書に対する評価 入札者による提案内容のプレゼンテーションを実施する場合もある | <ul style="list-style-type: none"> 提案の評価 認識の相違の防止 |

⁴⁷ 入札公告、入札説明書中に、必要な全省庁統一参加資格について示されることになる。一般競争入札は、公告により広く不特定多数の者の参加により競争を行い、国にとって最も有利な条件を提供としたもの間と契約を締結する。しかし、全く無制限に競争参加者を求めた場合、不信用、不誠実なものの参加を許し、契約履行の成否に重大な影響を与える可能性があるため、一定の基準に基づき競争参加の資格が制限されている。（予算決算及び会計令第七十条～第七十三条に規定されている。）競争参加の資格は全省庁統一資格として定められており、年間平均生産・販売高、自己資本額の合計、営業年数等によりランクの分類が行われる。ランクに応じて参加できる案件の規模が異なり、「役務の提供」に関しては、「A：3,000万円以上」、「B：1,500万円以上3,000万円未満」、「C：300万円以上1,500万円未満」、「D：300万円未満」となっている（ただし、案件等に応じて該当予定価格以外の等級も対象となる場合がある。）。

そのため、最低限の資格制限が設けられているものの、統計調査業務の履行に当たっては、業務の性質を考慮し他にも参加資格を定める必要があると考えられる。

⁴⁸ 予定価格とは、国が契約を行うに当たって、その契約金額を決定する基準として国があらかじめ作成する見積価格を予定価格と定め、最も経済的な調達を行うために、適正かつ合理的な価格として積算される価格とされており、入札価格は予定価格以下であることが最低限の条件となっている。予定価格については、競争に先立って作成されるものであるが、入札参加者が知ることにより競争について有利な基準を知ることとなるほか、談合の場合の協定価格に利用される等の弊害を生みやすいため秘密を保持すべきとされている。予定価格に関して、民間事業者からは「予定価格の積算に当たっては、複数の民間事業者から見積りを取るなどして十分な市場価格の調査を実施して欲しい」といった要望が寄せられた。

| | | |
|-------------------------|---|---|
| vi) 開札・落札 ⁴⁹ | <ul style="list-style-type: none"> ・入札書を開封 ・落札者の決定⁵⁰ | <ul style="list-style-type: none"> ・入札不調への対応 |
|-------------------------|---|---|

③ 入札する理由、入札しない理由

まず、民間事業者が入札する動機としては以下の動機が考えられる。

【図表 入札する理由】

| 動機 | 特徴 |
|-----------|--|
| i) 売上拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な案件でなくても赤字にならないことが見込まれる場合には、売上を確保することを目的に入札に参加 |
| ii) 利益拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・利益を確保することを目的に入札に参加 ・継続案件、規模が大きい案件などは利益を確保しやすい |
| iii) 実績獲得 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規に参入した民間事業者、規模が小さい民間事業者などが実績を獲得するため入札に参加 ・官の入札において過去の実績が重視される傾向に対応 ・実績の獲得により、民間案件における信頼性の向上にも貢献 ・しばしば採算面を度外視した入札が起きるため品質面で問題となりやすい |
| iv) 先行投資 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規の継続的な発生が見込める案件に対して、新規顧客の開拓、経験・ノウハウの蓄積を目的に入札に参加 ・次回以降の入札においても、先行者のメリットが活かされる場合が多い ・しばしば採算面を度外視した入札が起きるが、継続的な受注を目的としている場合は、信頼の確保のため品質面で問題が起きることは少ない |
| v) その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員のモチベーション向上、経験・ノウハウの蓄積や業務の幅を広げることなどを目的に入札に参加 |

また、民間事業者が入札しない理由としては、

- i) 案件に気づかなかった
- ii) 業務内容が曖昧であったため見送った

⁴⁹ 入札を行ったが入札者がいなかった、入札者はいたものの落札者がいなかったなど入札が不調となった場合には、以下のような対応がとられる。

- ・入札者がいない場合
再度公告入札（予決令第九十二条）、または随意契約（予決令第九十九条の二）を行う。
- ・入札者がいたものの落札者がいない場合
再度入札（予決令第八十二条）、または再度公告入札（予決令第九十二条）を行う。
- ・再度入札を行っても落札者がいない場合
再度公告入札（予決令第九十二条）、または随意契約（予決令第九十九条の二）を行う。

⁵⁰ 開札の結果、一定の条件を満たす案件については、契約の相手方となるべき者の入札額が極端に低かった場合、低入札価格調査が行われる場合がある（会計法第二十九条の六第一項、予決令第八十四条から第八十八条、第九十条）。契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合については、他の者が落札する場合がある。

- iii) 検討の時間が短く見送った
 - iv) (他の業務との兼ね合いから) 実施体制が組めないため見送った
 - v) 採算が見込めないため見送った
 - vi) 競合相手が多いことから見送った
- といったことが考えられる。

入札に関する事務自体がコストとなるため、民間事業者は早期に入札するかしないかの判断を行う傾向が強まっている。

(3) 入札における課題

① 仕様書の作成

(現状と課題)

仕様書には案件の詳細が記載されており、業務の目的、業務の概要、業務の方法や手順、業務の期間、確保すべき品質等が具体的に示されることになる。

民間事業者は、仕様書の情報を基に、入札するか否かの判断を行い、仕様書の内容に沿って企画内容の提案(業務の体制等を含む)、入札額の算出を行うことになる。また落札した場合には仕様書に沿って業務が進められることになる。

そのため、どのような業務が、どのようなタイミングで、どれだけ発生するかについて明確となっている必要がある。

また、

- ・従前の工数などについて情報を開示してほしい
- ・仕様書に示されていない業務が発生するため、コスト増となるケースが多い
- ・仕様書で詳細に規定しすぎると創意工夫の余地がなくなる
- ・要求される水準が明示されないと、どこまでやったらいいのかわからない
- ・どのような監督・モニタリングが行われるのかわからないとコストが算出できないという意見があった。

(対応の方向性)

民間事業者が、事前に業務内容を正確に把握し適切な見積もりを算出するため、落札後における認識の相違によるトラブルを避けるため、仕様書に置いては業務に関する具体的な情報の提供(前回実施時の実施体制や工数、業務マニュアル、要求される品質の水準等)が行われることが望ましい。また、想定されるリスクについても可能な限り仕様書中に記載することが望ましい。

その際には、

- i) 要求される品質の水準
- ii) (調査対象数、調査期間、実施体制や工数、用意する物品類の数等の)積算に大きく影響する事柄

- iii) 監督・モニタリング方法
 - iv) 発注者から提供されるマニュアル類（手順書等含む）
 - v) その他の注意事項、実施時に発生するリスク
- について明記する必要がある。

また、創意工夫の余地とのバランスについては、品質の要求水準が高くなるに従って規定すべき内容が増えることから、仕様書が詳細に規定されることはやむを得ない部分があると考えられる。しかし、民間事業者の創意工夫を活かすことが本来の趣旨であることを考えると、官側は従来からの手法に固執することなく、積極的に民間事業者の提案を受け入れる姿勢が必要であると考えられる。

【図表 仕様書の作成例】

| 項目 | | 留意点 |
|-----------|----------------|--|
| 調査の概要 | 調査の目的 | ・ 調査の趣旨が理解できるように記載する |
| | 調査対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象の定義を明確に記載する ・ 調査対象の名簿があらかじめ準備されるのか記載する ・ 調査対象の名簿に関して、何らかの修正業務が発生するかどうか記載する ・ 調査の対象数を記載する ・ 標本調査の場合は、どのように調査対象が選定されているのか、考え方も含めて記載する |
| | 調査時期 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査基準日、調査期間について記載する ・ 調査全体のスケジュールのイメージについて記載する（※官の業務の流れも含めた全体像を示すと、理解が促進される） |
| | 調査項目 | ・ どのような調査項目があるのか詳細に記載する（※調査票を示すことが望ましい（ない場合は前年度のもの）） |
| 各調査業務について | 企画 | ・ 事前に行う必要がある事柄について記載する（調査対象名簿の更新作業など） |
| | 実査（打ち合わせ会議～広報） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前打ち合わせの時期について記載する ・ 準備すべき用品の必要数、時期、配布先、配布する主体等について記載する ・ 事前の協力依頼はどのように行うのか記載する（時期、依頼方法、依頼文章） ・ どのような広報が行われる予定なのかを記載する（※他にどの程度の協力要請や広報を行えばいいのかわかりやすくなる） |

| | | |
|-----------|------------|---|
| | 実査(調査票の配布) | <ul style="list-style-type: none"> ・事前の協力依頼はどのように行うのか記載する(時期、依頼方法、依頼文章) ・調査票とともに渡すべき書類について記載する ・宛先不明等の場合の対応策について記載する |
| | 実査(照会への対応) | <ul style="list-style-type: none"> ・必要な体制等(人員、電話回線数、対応時間等)について記載する ・問い合わせ対応履歴の作成について記載する(指定の様式がある場合には提示する) ・過去の対応事例集やマニュアル類が提供されるのか明記する ・マニュアル類の作成方法について記載する(官から提供されたものを基に作成するのか、独自に作成するのか) |
| 各調査業務について | 実査(回収・督促) | <ul style="list-style-type: none"> ・調査票受付簿の作成方法について記載する(指定の様式がある場合には提示する) ・回収期限前後に行うべき督促について記載する (例) 文章で2回以上(公印なし×1回、公印あり×2回)、電話で3回以上、訪問して1回以上 ・重点的に回収すべき対象がある場合にはその旨記載する (例) 業務開始後に回収重点対象の名簿を貸与する(調査対象約100程度) ・問い合わせ対応履歴の作成について記載する(指定の様式がある場合には提示する) ・過去の対応事例集やマニュアル類が提供されるのか明記する ・マニュアル類の作成方法について記載する(官から提供されたものを基に作成するのか、独自に作成するのか) |

| | | |
|-----------|-------------|--|
| 各調査業務について | 実査（調査員関連業務） | <ul style="list-style-type: none"> ・必要となる調査員数の目安を記載する（※民間事業者によって1調査員が担当する調査対象数が異なることに配慮する。） ・1調査員が担当すべき調査対象数の目安を提示する（※一定の幅を示すか、目安となる数値を示す） ・不在時の対応方針について具体的に記載する （例）不在時は3回までは訪問 ・調査員からの報告方法について記載する ・調査員に対して実施すべき研修について記載する ・調査員の管理体制について報告するよう記載する ・過去の対応事例集やマニュアル類が提供されるのか明記する ・マニュアル類の作成方法について記載する（官から提供されたものを基に作成するのか、独自に作成するのか） ・回収した調査票の記入状況が良くない場合の対応策について記載する ・業務に従事する予定の調査員の状況（業務経験、既存の研修の受講暦）について報告するよう記載する ・調査が適切に実施されたかどうかを確認するか否か、確認する場合にはどのように行うか記載する |
| | 審査 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査の基準・方法について記載する ・過去の対応事例集やマニュアル類が提供されるのか記載する ・マニュアル類の作成方法について記載する（官から提供されたものを基に作成するのか、独自に作成するのか） ・システム等を用いる場合には、作業の方法等について記載する |
| | 集計 | <ul style="list-style-type: none"> ・集計の基準・方法について記載する ・マニュアル類が提供されるのか記載する ・マニュアル類の作成方法について記載する（官から提供されたものを基に作成するのか、独自に作成するのか） ・システム等を用いる場合には、作業の方法等について記載する |
| | 分析・公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・分析等に関して行うべき業務について記載する ・調査協力者への還元を行うのか否か、行う場合にはどのような形で行うのかを記載する ・報告書等にフォーマット等がある場合には記載する |

| | |
|-------------|---|
| 求められる品質の水準 | <ul style="list-style-type: none"> ・求められる品質の水準について記載する |
| 実施体制、工数 | <ul style="list-style-type: none"> ・可能な範囲で必要な実施体制や工数について記載する（※前回の実績等を示すと分かりやすい） |
| システム関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・システム等を用いる場合には、どのようなシステムでどのような作業が発生するのかについて詳細に記述する ・システム等の操作に慣れるまでの必要な期間等について記述する（※マニュアルの有無、説明会の有無等含む） ・システム間でデータの受け渡しを行うことが想定される場合には、入出力データについて記述する ・システムの開発等が伴う場合については、諸権利の帰属関係が明らかになるよう記述する ・システム等のトラブル発生時の発注者と受注者の連絡体制、発注者によるサポート体制について記載する |
| 官からの貸与・提供物件 | <ul style="list-style-type: none"> ・どのような物品類（印刷用の原稿）について官から貸与・提供されるのか明記する <ul style="list-style-type: none"> （例）調査票の原稿、調査対象名簿、前年度の業務記録、協力依頼状や督促状等の原稿、公印の印影、審査マニュアルや問い合わせ対応マニュアルなどの各種マニュアル類、昨年の問い合わせ内容事例集など ※提供時期・提供方法についても明記する ・官が業務に関して何らかの説明を行う場合は、時期、期間等についても明記する |
| 用意すべき物品 | <ul style="list-style-type: none"> ・どのような用品類を用意すべきなのか明記する（※予備も含めた必要数を明記する） <ul style="list-style-type: none"> （例）調査票、記入の手引き、協力依頼状、督促状、添付資料（説明パンフレット、前回結果等）など |
| 必要な設備・環境 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査実施事務局設立の要否 ・必要な設備（専用電話回線（※対応時間）、OA機器） ・作業のために必要なスペース（用品類の保管スペースや調査票の保管スペースも含む） ・防犯・防火対策 |
| 秘密の保護 | <ul style="list-style-type: none"> ・秘密の保護のために実施すべき措置等について記載する <ul style="list-style-type: none"> （例）情報を扱う担当者の特定、秘密の保護のマニュアルの作成・周知（研修含む）、施錠の状況、データの保管・取扱い方法、再委託先の監督・モニタリング等 |

| | |
|--------------|---|
| 監督・モニタリングの方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・報告すべき事項、報告の方法や様式を記載する（どの程度の頻度でどのようなことが求められるのかを明示、特に立ち会い、報告会等については構成員を示す） |
| 検査等の実施について | <ul style="list-style-type: none"> ・統計調査業務の品質の維持・向上のため行うべき検査（インスペクション）がある場合には記載する （例）不正調査を防止するため、調査対象の10%については回答者に調査が適切に実施されたか確認を行う |
| 再委託等の扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の承認条件等を記載する ・再委託先に講じさせる措置について記載する |
| 想定されるリスクについて | <ul style="list-style-type: none"> ・業務上想定されるリスクを前広に記載する（※過去の業務経験を踏まえ、想定されるリスクについて細かい事柄であっても明示する） |
| 名前の出し方 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査客体に接する際にどのような形で事務局の名称等を伝えるのか⁵¹考え方について記載する。 （例）「経済産業省からの委託を受けて、株式会社〇〇内に置かれている〇〇調査事務局」等 |
| 果たすべき責任 | <ul style="list-style-type: none"> ・果たすべき責任等について記載する （例）統計法の遵守、会計検査への対応等 |
| 引継ぎ | <ul style="list-style-type: none"> ・引継ぎのために必要な書類等の作成について記載する ・打ち合わせ等の形態で人的コストを要する場合には、その時期、構成員等について記載する ・次回以降の提案を業務に含める場合にはその旨記載する |

（備考）ここでは官側が示すことが想定される情報について網羅的に例示。案件によっては必要な事柄も存在している。

⁵¹ 名前の出し方によって調査客体の協力度合いに影響があるのではないかという意見があった。なお、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ、平成17年8月15日改正、平成19年5月30日改正）によると「①実査など報告者と直接接する事務を民間委託により行っている統計調査については、報告者に安心して当該統計調査に協力してもらえよう、インターネットのホームページ等を活用して、当該統計調査名、委託先の民間事業者名、委託業務内容、委託に当たって報告者の信頼確保等の見地から講じた措置等の情報を積極的に公開する。②報告者に対する調査の依頼文章等において、委託先だけでなく各府省の連絡先等を明記する。」とされている。調査客体が安心して回答できるよう、官と民が最大限の配慮を行う必要があると考えられる。

② 評価基準の作成、提案の評価

(現状と課題)

履行能力がある民間事業者の選定を行うためには、適切な評価基準の作成が重要である。総合評価落札方式⁵²においては、総合評価点の割合は「価格：技術＝1：2以内」という形で実施されているが、その範囲内において、履行能力の有無の判断に必要な項目を定める必要がある。

なお、

- ・履行能力があるかどうか、履行能力を実現に結びつける力があるか、実現できなかった場合はどのように挽回するのか、の3つ評価を行う必要があるのではないか
- ・履行能力を評価すべき主体として、企業、業務責任者、調査従事者、調査員が考えられるのではないか
- ・必須とする項目を増やしすぎてしまうと、競争を妨げてしまうのではないか
- ・既存の認証・資格制度などの活用を図る必要があるのではないか
- ・通常過去の実績・経験を聞かれるが、類似業務がどこまで認められるのか分からないので説明しづらい
- ・民間事業者の提案を評価する官も、評価に関する経験・ノウハウを今後蓄積していくべきではないか

という意見があった。

(対応の方向性)

民間事業者の活用を行う統計調査業務によって、評価すべき項目は異なるが、実施計画、実施体制、経営基盤、実績・経験、業務の実施方法などについて評価を行う必要がある。

⁵² 「総合評価落札方式」においては、「価格以外の要素に係る評価点（技術点）＋入札価格に係る評価点（価格点）＝総合評価点」により総合評価点が決定され、総合評価点が最も高い応札者が最終的な落札者として決定される。

「価格以外の要素に係る評価点（技術点）」には、要求されている最低限の水準である「必須項目（基礎点）」と、優れた提案に応じて与えられる「必須項目以外の項目（加点）」があり、「必須項目（基礎点）」については1つの項目でも最低限の要求水準に達していない場合には、業務の履行が危ぶまれる可能性があり直ちに「不合格」とされる。

「入札価格に係る評価点（価格点）」は、「 $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{入札価格}$ に係る得点配分」により自動的に得点が計算され、入札価格が予定価格を上回った場合には如何に「価格以外の要素に係る評価点（技術点）」が高くても、落札者とはならない。

なお、調査については、得点配分は「価格点：技術点＝1：2以内」とされている。

一方、「最低価格落札方式」においては、予定価格の範囲内で最も低い入札価格で入札した民間事業者が落札者となるが、一般競争入札参加資格以外の資格を必要とする場合には、応札者に対して適合証明書を提出させる事により、業務の実行について部分的な担保を行う場合がある。その場合においては、入札公告において明示するとともに、入札説明会においても周知徹底を図るとともに、公正な競争手続きを必要以上に阻害しないように留意する必要がある。

【図表 評価項目例】

| 評価項目 | | 評価の基準 | | |
|------|-------|---|---|--|
| 実施計画 | | <ul style="list-style-type: none"> ●業務遂行が可能となるよう策定されているか ・実施計画に工夫がなされているか | | |
| 実施体制 | 業務体制 | <ul style="list-style-type: none"> ●業務遂行に必要な人員が確保されているか (本務、兼務などの状況はどうか) ●人員の役割分担は明確か ●再委託がある場合は、再委託先の業務内容が明確になっているか、再委託先の監督・モニタリング方法が示されているか ●必要な連絡・報告体制となっているか ・業務体制に工夫がなされているか (柔軟性を有しているか、トラブル発生時の対応手順等) | | |
| | | 企業（組織）の履行能力 | <ul style="list-style-type: none"> ●十分な経営基盤があるか ・類似する業務経験があるか（例えばデータ XX 万件処理の実績があるか。新規業務の場合は、〇万件のデータ処理を行うだけの業務基盤が存在しているか。） ●業務遂行に必要な内部監督体制が構築されているか ・IS09001 を取得しているか | |
| | | | 業務責任者の履行能力 | <ul style="list-style-type: none"> ●業務遂行に必要な統計調査の経験・ノウハウを有しているか (（類似するものも含めた）業務経験年数、代表的な案件例、関連資格など) ●業務遂行に必要なマネジメント能力を有しているか (（類似するものも含めた）業務経験年数、代表的な案件例など) ●業務遂行に必要な指導能力を有しているか (（類似するものも含めた）業務経験年数、代表的な案件例など) |
| | | | | 業務従事者の履行能力 |
| | | 調査員の履行能力 | | |
| | 設備・環境 | | <ul style="list-style-type: none"> ●業務に必要な設備（場所、電話（回線数、対応時間等）、FAX、PC（台数、機能）等）を有しているか | |

| | | | |
|--|--|---|---|
| 実施体制 | 設備・環境 | <ul style="list-style-type: none"> 電話に関する設備が十分にあり、効率的に業務を遂行できる機能を有しているか（混雑時の対応メッセージ、録音機能、平均応答時間の測定等） | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 設備・環境の面で、工夫がなされているか | |
| | 研修 | <ul style="list-style-type: none"> ●業務遂行に必要な研修が実施されるか（当該統計調査の内容、秘密の保護、システム等の操作、統計法の遵守など） | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 研修に工夫がなされているか | |
| | 秘密の保護 | <ul style="list-style-type: none"> ●必要なセキュリティ体制を有しているか（施錠可能なスペース、マニュアルの策定・周知、情報を扱う担当者の限定など） | |
| <ul style="list-style-type: none"> プライバシーマークを有しているか | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証などと同等以上の情報処理の手法を確立しているか | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 秘密の保護に関し、工夫がなされているか（業務を分割して全体が分かりづらくなるような仕組みなど） | | | |
| 不正調査の防止 | <ul style="list-style-type: none"> 不正調査の防止のため、工夫がなされているか | | |
| 個別業務 | 企画 | <ul style="list-style-type: none"> ●要求されている内容を満たしている作業手順となっているか | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 要求されている内容に加えて、何らかの工夫がなされているか | |
| | 実査 | 事前準備 （協力依頼等） | <ul style="list-style-type: none"> ●要求されている内容を満たしている作業手順となっているか |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 要求されている内容に加えて、何らかの工夫がなされているか（回収率を上げるための工夫、効率的な作業手順等） |
| | | 調査票配布 | <ul style="list-style-type: none"> ●要求されている内容を満たしている作業手順となっているか |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 要求されている内容に加えて、何らかの工夫がなされているか（回収率を上げるための工夫、効率的な作業手順等） |
| | | 照会への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ●要求されている内容を満たしている作業手順となっているか（担当人員数、対応時間、対応手順、マニュアルの整備等） |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 要求されている内容に加えて、何らかの工夫がなされているか（対応人員が多い、夜間も対応する、土日も対応する等） |
| | 回収・督促 | <ul style="list-style-type: none"> ●要求されている内容を満たしている作業手順となっているか（回収受付簿の作成、督促手順、マニュアルの整備等） | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 要求されている内容に加えて、何らかの工夫がなされているか（効果的な督促等） | |
| 調査員関係 | <ul style="list-style-type: none"> ●要求されている内容を満たしている作業手順となっているか（人員数、作業手順、マニュアルの整備等） | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 要求されている内容に加えて、何らかの工夫がなされているか | | |
| 審査・集計 | <ul style="list-style-type: none"> ●要求されている内容を満たしている作業手順となっているか（人員、基準・方法、マニュアルの整備等） | | |

| | | |
|------|-------|---|
| 個別業務 | 審査・集計 | ・要求されている内容に加えて、何らかの工夫がなされているか |
| | 分析・公表 | ●要求されている内容を満たしている作業手順となっているか ・要求されている内容に加えて、何らかの工夫がなされているか |
| その他 | | ・その他の工夫がなされているか |

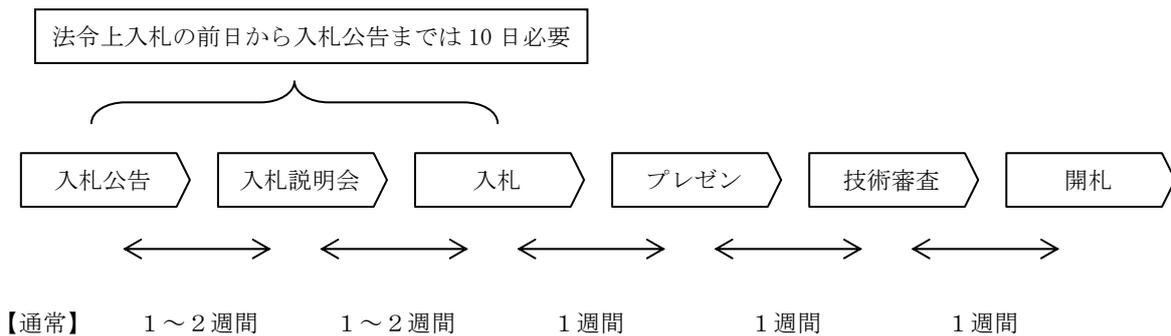
(備考) 案件によっては必要ない事柄等も存在している。「●」は必須にすべきと考えられる項目を示している。

③ 公告期間や案件提示の方法

(現状と課題)

民間事業者の入札への参加を促すためには、十分な公告期間が確保される必要がある。最近では、ホームページにおいて案件の公告が行われることが多く、公告期間については、法令上入札案件については通常入札の前日から入札公告までは10日必要とされており、通常は入札公告から入札までは2週間程度の期間が設けられている。

【図表 入札のスケジュール例】



なお、

- ・総合評価落札方式の一般競争入札に参加するためには企画書の検討のために最低でも三週間程度は必要である、特に新規案件の場合は十分な時間が必要である
- ・公告期間が短い案件は、十分な検討が出来ないため入札を見送る
- ・官の入札案件の提示の仕方は分かりづらい
- ・入札への参加が見込まれる民間事業者が所属する業界団体等が案件情報を取りまとめて示すべきではないか、案件情報の一元化が出来ないか
- ・案件の年間スケジュールなどがあると、人員配置等の計画を立てることができると、案件の検討がしやすい

という意見があった。

(対応の方向性)

民間事業者の入札への参加を促すためには、公告期間について十分なゆとりを持った上で設定する必要がある（最低でも3週間程度）。また、関係法令の遵守、公正な競争の確保を前提とした上で、年間スケジュールなど案件の提示に関する検討を進めることは有益であると考えられる。

④ 発注者と入札者の認識の相違の防止

（現状と課題）

民間事業者が落札後、業務の実施の際に、発注者と入札者の認識の相違からトラブルが発生するケースが多々発生している。

例えば、

- ・民間事業者が仕様を正確に理解しないことから、必要な実施体制や工数を低く見積もり落札してしまい、実施の際に認識の相違からトラブルになるケース（→結果的に品質が低下するケースが多い）
- ・官が業務の実施方法について、当然のこととして実施していた事柄が仕様書に記載されず、業務の実施方法を巡りトラブルになるケース（→品質確保のために民間事業者がコストを負担するケースもある）

といったケースである。

また、

- ・仕様書や事前の説明では想定されていない作業を依頼されるケースがある
- ・仕様書や事前の説明でリスク要因が明らかにされない場合には、安全のためリスクに関するコストを多めに見積もり入札額が2～3割高くなる（リスクに関して十分な検討を行った民間事業者の入札額が上昇し、リスクの十分な検討を行わなかった民間事業者の入札額が想定的に低くなり、履行能力が相対的に低い民間事業者が価格点で有利になる可能性）
- ・入札説明会は開催されない場合もあるが必ず開催して欲しい

という意見があった。

（対応の方向性）

前述の仕様書における必要な情報提供のほか、入札説明会の開催⁵³、公告期間中の入札案件に関する質問のやり取り、技術審査の民間事業者によるプレゼンテーション等を通じて相互に疑問点を解消し、発注者と入札者の認識の相違を防ぐことが重要である。

⁵³ 入札説明会については、「入札説明会への出席者を見れば、参加している民間事業者が分かる」、「発注者側が入札説明会に参加している民間事業者名の確認をどのように行うのかによって、有利不利が出る」、「地方自治体の公共工事などにおいて、談合を防止するためあえて入札説明会を実施せず、個別の質問受付で対応しているケースもある」といった指摘があり、公正な競争の確保に配慮した形で運用が行われる必要がある。

なお、入札については、「指定期日までに入札書、提案書を指定場所まで持参のこと」という形で行われることが一般化しているため、入札者が一堂に会することはないが、入札説明会では入札参加予定者が集まることになる。

⑤ 談合の防止

(現状と課題)

国などの公的な関与が高く、特殊な能力などが要求されるため受注者が限られているなどの特殊な市場については、民と民および官と民との間で談合が発生する可能性が考えられる。あるいは明確な談合とならない場合でも結果的に談合に近い状況が発生する市場となってしまう可能性が考えられる。

談合には、以下の表のような形態のものがある。

【図表 談合の形態】

| | |
|--------|---|
| 民同士の談合 | <ul style="list-style-type: none">・民間事業者の間で、公正な競争を回避しお互いに業務を分配することを狙いとして、あらかじめ入札価格などを協議し順番に受注者を決める(入札価格を協議せず、受注の順番のみを協議する場合も存在) |
| 官と民の談合 | <ul style="list-style-type: none">・(民と民との談合を成功させるため、)民間事業者が、退職後に自社に受け入れるなどの見返りを与えることによって官側の担当者から入札予定価格などをあらかじめ聞く。・入札の不調を恐れた官が、民間事業者に対して入札予定価格などを漏らすなどし、入札への参加、受注を促す。 |

また、以下のような場合に談合が発生しやすいと言われている。

- ・受け皿となる民間事業者の市場が、もともと寡占的な市場となっており、民間事業者の数が限られている場合(民間事業者の数が少ないため話し合いがしやすいという点と、不落の可能性が高まるため、発注者側と受注者側の関係が緊密になる点が背景として考えられる)
- ・市場が過当競争となっており、利幅を多く取りたいという民間事業者間の思惑が働く場合
- ・業界内の人間関係が濃い場合
- ・発生する業務が複雑であったり、専門性が求められたりなど難易度が高く、履行能力がある民間事業者の数が限られている場合
- ・発生する業務が大規模で一社で対応することが難しい場合
- ・あらかじめ一定期間に発生する業務量が想定しやすく、民間事業者がコントロールしやすい場合
- ・業務の説明が困難であるため、発注者側と受注者側が緊密な連携を図る必要がある場合

(対応の方向性)

談合が発生した場合には、課徴金や刑事罰などの厳しい措置が採られている。また、発注機関による損害賠償請求等を求められる可能性があり、経済的な損失も膨大なものとなる可能性がある。

そのため、談合を防止するためには、談合は犯罪である、談合は決して得にならない、という意識を官と民に根付かせることが重要である。

4. 契約に関する課題

(1) 基本的な考え方

発注者と受注者とは、お互いの信頼関係に基づいて円滑に業務を実施することが重要であるが、契約書は紛争を予防できるように、明確かつ目的を達成できるように記述されるべきである。

一方で契約書は、業務の実施中に何らかのトラブルが発生した場合や契約不履行が起こった場合などには、契約書の文言に基づいて解決が行われるよう契約不履行時等の対応など⁵⁴について、予想される事態を整理し、契約条項に漏れがないかをチェックしながら、明確かつ詳細に記述することが重要である。

なお、統計調査業務においては、「統計調査業務の民間委託に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申し合わせ、平成17年8月15日改正、平成19年5月30日改正）において、契約書に盛り込むべき事項として以下の内容が掲げられており、この内容を踏まえた上で、民間事業者の活用を円滑に行えるような契約を結ぶことが望ましいと考えられる。

⁵⁴ 債務不履行責任、瑕疵担保責任、違法な行為の責任などが想定される。

・債務不履行責任

債務不履行時に、どのようなペナルティが発生するかなどについて盛り込む。仮に盛り込まれない場合は、民法の一般原則が適用されることになる。しかし、損害が発生したかどうかや損害の額について当事者間で合意できない場合には、最終的には裁判所が判断することになる。そのような場合には、紛争が長期化したり訴訟経費が発生したりするなど債務不履行責任の追及が困難となるケースも想定される。そこで、債務不履行時の損害賠償額の予定・違約金条項などを明記すると共に、債務不履行責任の追及と同時に契約解除も行えることや、契約解除を行ったとしても損害賠償請求できることなど両者の関係などについても明記する。

・瑕疵担保責任

統計調査の結果等にメイキングなどの瑕疵があった場合に、どのようなペナルティが発生するかなどを盛り込む。瑕疵担保責任（民法五百七十条）とは、一般的には債務不履行責任とは別の民法が定めた法定責任と考えられている。債務の履行は一応なされているが、履行の目的物に瑕疵があった場合にどのような責任が発生するかという次元の異なる問題だからである。この場合にも契約上の定めがない場合には、民法の一般規定が適用されることになるが、民法は「瑕疵を知ったときから1年以内」に責任追及をするということになっている（民法五百六十六条第三項）。しかし、統計調査ではどのような期間が必要なかなどを検討しておく必要がある。

・違法な行為の責任

秘密の保護規定に反した場合の責任や、独占禁止法などの規定に反した場合の責任とその内容を盛り込む。特に、統計調査の納品後に談合行為があったことが発覚した場合などは、発注者は談合行為によって損害を受けたことになるが、その場合の損害賠償額の予定額をあらかじめ契約条項中に明記しておき、紛争解決の迅速化を図るべきであると考えられる。

【図表 契約書に明記すべき事項（統計調査業務の民間委託に係るガイドライン）】

| 契約書に明記すべき事項 |
|---|
| 1 各府省は、委託先との契約書または覚書等において、以下の事項について明記する。 (1) 善良なる管理者の注意義務に関する事項 (2) 秘密保持義務に関する事項 (3) 適正管理事務に関する事項 (4) 調査票情報等の複写、貸与及び提供の禁止に関する事項 (5) 調査票情報等の集計のための作業の過程で作成し、不要となったデータの消去及び入出力媒体の廃棄に関する事項 (6) 再委託に関する事項 (7) 業務の実施状況についての監査に関する事項 (8) 事故または災害発生時における報告に関する事項 (9) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項 (10) 瑕疵担保責任に関する事項 |
| 2. 各府省は、統計調査業務に係わる作業を派遣労働者に行わせる場合は、派遣事業者と秘密保持及び調査票情報等の適正な取扱いに関する事項を労働者派遣契約書に盛り込む。 |

(2) 複数年契約

(現状と課題)

国の予算は原則として単年度主義であるため、年度内に執行する必要があり、年度単位で契約を行っていく必要がある。しかし、一定の手続きを経た上で、5年を上限に年度を越えて予算の執行を行う国庫債務負担行為が法令上規定されており（財政法第十五条）、複数年契約も可能である。

また、公共サービス改革法に基づき民間事業者の活用を行った場合には、国庫債務負担行為の上限を10年とすることが出来る（公共サービス改革法第三十条）。

複数年契約の期間については、

- ・なれ合い等を防止するため3年程度が適当ではないか
- ・3年程度あればコストメリットも生まれるのではないかと
といった意見があった。

なお、複数年契約を活用した場合の、官側と民側のメリット、デメリットは次の表のとおりである。

【図表：複数年契約を活用した場合のメリット・デメリット】

| | メリット | デメリット |
|----|---|---|
| 官側 | <ul style="list-style-type: none"> ・同一の民間事業者を活用している期間中は、継続性を確保しやすい ・民間事業者における経験・ノウハウの蓄積によるコスト削減が期待できる ・入札や契約に係る事務コストの低減を図ることが出来る | <ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約により、民間事業者のモラルハザード、開き直り等が懸念される ・業務を担当する民間事業者が固定化し、参入障壁となるおそれ ・統計調査を大きく変更する際の業務内容の変更が難しくなるおそれ |
| 民側 | <ul style="list-style-type: none"> ・長期的な事業計画を立てることが可能であること、経験・ノウハウの蓄積が行われることからコスト削減、品質の維持・向上が期待できる ・創意工夫を行う時間的ゆとりが生まれる | <ul style="list-style-type: none"> ・業務の「慣れ」によるミスが発生しやすくなる ・業務を担当する民間事業者が固定化し、参入障壁となるおそれ |

なお、

- ・複数年契約は民間事業者の創意工夫を促進し、統計調査業務を魅力的なものにするため積極的な導入が必要である
 - ・長期的なスケジュールを立てられることにより、計画的な人材配置などが可能となることから民間事業者にとってのメリットは相当大きい
- といった積極的な意見がある一方、
- ・単年度で業務が完結する案件を、あえて複数年契約で実施する必要があるのか
 - ・毎年入札を行った方が、緊張感の維持、癒着の防止に役立つ
 - ・民間事業者のモラルハザードなどが起きるのではないか
- といった消極的な意見もあった。

(対応の方向性)

複数年契約は、コストの削減、統計調査の継続性という観点から一定のメリットがあり、導入について前向きに検討すべきである。しかしながら、単年度で完結する業務をあえて複数年契約で実施することについては疑問を唱える声があった。

そのため、コストの削減、統計調査の継続性からメリットが大きく、かつ懸念されたデメリットが発生した場合の影響度を最低限に抑えることが可能な統計調査業務において試験的に複数年契約を導入し、その効果を毎年実証した上で検証がなされるべきであると考えられる⁵⁵。複数年契約の期間は3年程度が適切と考えられる。

⁵⁵ 特に複数年契約の場合、官からは実際にどのような形の業務が行われているのか見えづらくなり、実態上丸投げの状態に近くなってしまいうことも想定されるため、どのような形で官が業務に関わり、PDCAサイクルを継続していくかと言うことが重要となる。

なお、複数年契約を行う際には、1年後との報告事項、評価の手順などについてあらかじめ契約書等（仕様書等含む）において盛り込んでおく必要がある。

（３）契約不履行

（現状と課題）

契約不履行については契約書における契約事項とも関係するが、一般的に想定される契約不履行については次表のとおりである。なお、契約不履行は認知された時点が遅くなるほど修正が困難になり、影響度合いが大きくなる。

【図表：契約不履行の種類】

| 内 容 | 影響 | 予防策（案） | 不履行発生時の留意点 |
|--|----|--|---|
| 事業期間中における受託事業者の倒産・廃業 | 甚大 | <ul style="list-style-type: none"> ・履行能力がある民間事業者の選定（特に、経営基盤を確認） ・監督・モニタリングの強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償等の法的措置 ・迅速な代替民間事業者の選定 ・調査票等の保全措置 ・統計への影響度合いの検討 |
| 品質に関わる不正行為 ・不正調査（メイキング） ・データ改ざん ・不適切な審査 | 甚大 | <ul style="list-style-type: none"> ・履行能力がある民間事業者の選定（特に、内部監査体制の状況を確認） ・監督・モニタリングの強化 ・研修の実施 ・無理のないスケジュール | <ul style="list-style-type: none"> ・不正行為の状況の把握、原因究明 ・（必要に応じて）公表等 ・統計への影響度合いの検討 ・収集したデータ等が全く使用不能であれば、損害賠償等の法的措置 ・民間事業者に必要な限りの対応を取らせる ・民間事業者に再発防止策を提出させる ・（必要があれば）迅速な代替民間事業者の選定 ・監督・モニタリングを強化する |
| 秘密の保護に関わる不正行為、情報漏えい | 大 | <ul style="list-style-type: none"> ・履行能力がある民間事業者の選定（特に、プライバシーマーク保持等を始めとするセキュリティ体制や内部監査体制の状況等を確認） ・秘密の保護の対策を提示させる ・研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報漏えいの状況の把握、原因究明 ・公表、関係者への連絡、謝罪 ・（必要があれば）損害賠償等の法的措置 ・民間事業者に必要な限りの対応を取らせる ・民間事業者に再発防止策を提出させる ・監督・モニタリングを強化する |
| 品質（回収率、記入率）の未達成 | 中 | <ul style="list-style-type: none"> ・履行能力がある民間事業者の選定 ・調査客体への十分な広報 ・協力依頼・督促等における工夫 ・調査客体と直接接する業務の指導、立会い ・回収率等に応じたインセンティブ・ディスインセンティブの導入 ・研修の実施 ・監督・モニタリングの強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者に必要な限りの対応を取らせる ・民間事業者に改善策を提出させる ・監督・モニタリングを強化する |
| スケジュールの遅延 | 低 | <ul style="list-style-type: none"> ・履行能力がある民間事業者の選定（特に、実施計画を確認） ・監督・モニタリングの強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者に必要な限りの対応を取らせる ・民間事業者に改善策を提出させる ・監督・モニタリングを強化する |

(対応の方向性)

契約不履行が起こった場合の対応策については事前に検討しておく必要があるものの、影響が甚大な契約不履行を起ささないため、事前段階の履行能力を有する民間事業者の適切な選定、実施段階の監督・モニタリングによる早期修正が極めて重要である。

なお、実際に契約不履行が発生した際には、対応可能な手段を速やかに実施することが求められる。

(4) 契約の変更

(現状と課題)

官と民が結ぶ契約書の中には、通常「双方の合意に基づき契約の変更が可能である」という趣旨の条文が盛り込まれているが、実際は事務手続きの煩雑さなどから迅速な契約変更が行なわれているとは言い難い状況である。

また、一般競争入札が一般化した状況下においては、入札時に示した仕様が後で変更されることについては公平な競争の観点から問題がある可能性があり、金額の変更等を含んだ契約の変更は困難であると言われている。また、民間事業者からは「民同士の契約関係の業務と官と民の契約関係の業務で最も大きな違いは契約変更の柔軟性であり、民同士の契約関係は状況の変化に対応しやすい」という意見があった。

(対応の方向性)

入札案件として仕様が公表された後の業務内容の変更は極力避けられるべきであり、可能な限り事前にリスクを想定し仕様書中に盛り込むことが重要である。

また、追加してコスト負担を行う必要がある業務が発生した場合には、通常は別途入札が行う必要があると言われている。

(5) 民間事業者が共同で事業に当たる方法

(現状と課題)

民間事業者が統計調査業務に当たる場合には印刷、発送、データ入力業務については、通常は再委託という形で専門の業者に外注されていることが多い。

再委託については、業務の全部又は大部分を一括して再委託することは通常禁じられているが、印刷、発送など内製化されていない業務や、再委託を行うことにより業務を効率的に進めることが可能でありコスト削減に結びつくような場合には再委託が行われている。

一方で、大規模統計調査業務の実施に当たっては、単独での対応が難しいため民間事業者が共同で事業を実施することが良いのではないか⁵⁶という意見がある。その場合は、

⁵⁶ 民間事業者の間に大規模案件についてはリスクが大きいため単独の民間事業者で実施するよりも複数の民間事業者で実施したほうがリスクを分散できる、という意識があることが背景にあるとみられる。

再委託⁵⁷により共同で事業を実施する事が考えられる。

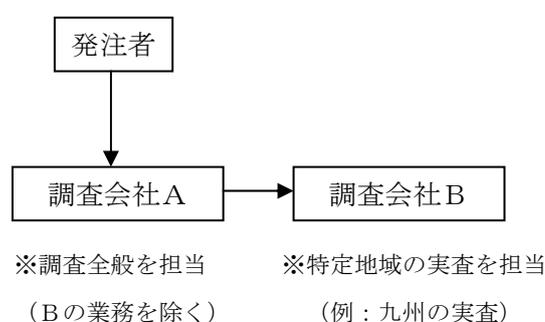
これに関連して、

- ・ 1つの民間事業者で対応できないような事業はそもそも民間事業者の活用に馴染まないのではないか
 - ・ 発注者側が、業務の範囲などを工夫して民間事業者の活用を行うべきではないか
- という意見があった。

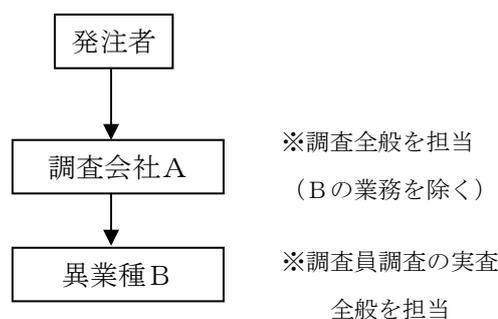
なお、共同で事業を実施する場合には、調査会社同士で連携する場合（水平的な連携）と、調査会社と異業種が連携する場合（垂直的な連携）が考えられる。

【図表 民間事業者が共同で事業を行う例】

（調査員調査において、共同で事業に当たる場合 1）



（調査員調査において、共同で事業に当たる場合 2）



⁵⁷ 再委託以外には、公共工事などで見られるジョイントベンチャー（JV）などの形態がある。再委託は、発注者と受注した民間事業者との契約になり、受注した民間事業者が再委託を行う民間事業者との契約を行うという関係になる。一方、ジョイントベンチャー（JV）は発注者とジョイントベンチャー（JV）の各民間事業者との契約になるため、各民間事業者が責任を分担する形となるが、公共事業などの建設工事と比較して比較的規模が小さい業務においては通常用いられないため、本当にその形態が適しているのか更なる議論が必要であると考えられる（なお、再委託もジョイントベンチャーも民法第六百六十七条以降の民法上の取引契約となる。）。

また有限責任事業組合方式（有限責任事業組合（LLP）法）もあるが、あえてこの形態を取る必要性は低いと考えられる。

(対応の方向性)

民間事業者の活用の際に、民間事業者の間で連携が行われる場合には再委託の形態が想定される。

なお、何らかの必要性により再委託が行われる場合には、元の受注者と再委託先の業務の分担の状況、再委託先の履行能力の把握、再委託先に対する監督・モニタリングなどが重要である。また、再委託先が元の受注者と同じ基準・方法で業務に当たることが必要となる。

5. 認証・資格等に関する課題

(1) 基本的な考え方

統計調査業務が適切に履行されるためには、民間事業者が十分な履行能力を有していることが重要となる。そのため、企業、業務責任者、業務従事者、調査員のそれぞれについて、外形的に履行能力の判断が可能な認証・資格等があると有益であると考えられる。

(2) 履行能力の判断の対象と求めるべき履行能力

履行能力の有無を判断すべき対象として

- ・企業（民間事業者の組織そのもの）
- ・業務責任者（業務全体の実質的な指導的立場にある人）
- ・業務従事者（電話による督促や疑義照会、審査などの業務を担当する人）
- ・調査員（調査員調査において調査票の配布や回収を担当する人）

が挙げられる。それぞれに求められる最低限の履行能力は次表のとおりである。

【図表 求められる履行能力】

| 対象 | 求められる履行能力 |
|---------------|--|
| 企業 | <ul style="list-style-type: none">・統計調査業務に関するノウハウ・知見・業務を履行可能な実施体制・十分な財務基盤・情報漏えいや不正調査などを防ぐシステム |
| 業務責任者 | <ul style="list-style-type: none">・統計調査業務に関するノウハウ・知見・マネジメント能力・業務従事者や調査員に対する指導に関する能力 |
| 業務従事者 | <ul style="list-style-type: none">・統計調査業務を行うための基本的能力（調査内容・方法の理解）・調査客体などへのコミュニケーション能力 |
| 調査員 ※調査員調査 | <ul style="list-style-type: none">・統計調査業務を行うための基本的能力（調査内容・方法の理解）・調査客体などへのコミュニケーション能力 |

(3) 認証・資格制度等の現状

統計調査業務に何らかの関係がある認証・資格制度は次表のとおりである。

【図表 既存の関係する認証・資格制度】

| 対象 | 認証・資格制度 | 統計調査業務における活用について |
|------------|--------------------|---|
| 企業 (組織) | ISO9001 | <ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステムに関する認証 組織内プロセスの明確化による品質確保が期待できる 品質に関する基準となり得る |
| | ISO20252 | <ul style="list-style-type: none"> 調査に関する国際規格 我が国にはまだ導入されておらず普及に時間が必要 将来的には、品質に関する基準となり得る |
| | プライバシーマーク | <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取扱いに関する認定制度 事業所・企業は対象となっていないことに注意 情報の取扱いに関する基準となり得る |
| | ISMS 適合性評価制度 | <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティマネジメントに対する評価制度 情報の取扱いに関する基準となり得る 売上高、資本金、営業年数等によりランク付け |
| | 一般競争入札参加資格 | <ul style="list-style-type: none"> 全省庁統一の資格 入札における最も基本的な基準 |
| 個人 | 統計士 | <ul style="list-style-type: none"> 民間の統計講座修了者に対して資格認定 主に統計学に関する内容 毎年、一定数が認定される 社会の認知度は低い 実際の業務経験等は資格認定の要件ではない 現状では基準としての活用は困難 |
| | 社会調査士 (専門社会調査士) | <ul style="list-style-type: none"> 大学の標準カリキュラム履修により取得 実地調査に関する内容も含まれる 社会人も審査により取得が可能、ただし少数 社会の認知度は低い 現状では基準としての活用は困難 |

しかしながら、統計調査業務における民間事業者の活用において履行能力の判断に活用できるものにはなっていない。

また、認証・資格制度に関連して、業界団体への加入も履行能力を示す基準になるのではないか、という意見があった。ある業界団体への加盟が必須条件であるというような評価基準を設けることは公平な競争という観点から適切ではなく、ある業界団体に加入していることのみをもって、評価を高くするということは困難であると考えられる。

しかし、その民間事業者が、提案書などの中で、(業界団体への加盟の際に) どのような基準が必要で、その基準を満たしているということがどのような形で認められているのか、といったような形で具体的に履行能力の判断に関する客観的な事実が示された場合には、履行能力を考慮する際の参考材料となる可能性は否定できない。

なお、認証・資格制度に関しては、

- ・業界全体として、認証・資格制度について検討を行うべき時期に来ているのではないか
- ・まずは、研修などの形から始めて、認証・資格制度につなげていくという考えもあるのではないか
- ・官や民などそれぞれに活用できる、(民間事業者における) 調査に関する人材育成のカリキュラムがあってもいいのではないか

という意見があった。

(4) 認証・資格制度等のメリット・デメリット

認証・資格制度は、官にとっては、民間事業者の履行能力の評価に活用できるというメリットがある。民間事業者にとっては、履行能力を示す基準として他社との差別化に貢献する、目指すべき水準が明確化される、組織の内部改善の機会となる、社員(業務責任者、業務従事者、調査員)の教育・訓練への活用、業界全体の社会的地位の向上、調査客体からの信頼確保など多くのメリットがある。

一方、認証・資格の取得や維持には一定のコストがかかること、認証・資格を持たない民間事業者にとって参入障壁となりうる可能性があることなどが、認証・資格制度のデメリットであると考えられる。

(5) 対応の方向性

統計調査業務の履行能力を示す外形的な認証・資格制度が存在することは、民間事業者の評価の際に極めて有益な指標となる。そのため、統計調査業務の履行能力を示す適切な外形的な認証・資格制度が整備されることが期待される。

なお、当面は民間事業者の評価の際に、既存の認証・資格制度や他の情報を有効的に活用することが求められる。

【図表 求められる履行能力と評価基準例】

| 対象 | 求められる履行能力 | 認証・資格制度を活用した評価基準例 |
|-------|--|---|
| 企業 | <ul style="list-style-type: none"> ・統計調査のノウハウ・知見 ・実施体制 ・財務基盤 ・情報漏えい、不正調査防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・(類似業務も含めた) 業務経験 ・人員数、体制図 ・経営状況に関する指標 ・内部チェックシステムの状況 ・ISO9001 等 ・プライバシーマーク ・ISMS 適合性評価制度 (・一般競争入札参加資格) |
| 業務責任者 | <ul style="list-style-type: none"> ・統計調査のノウハウ・知見 ・マネジメント能力 ・指導能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務経験 (年数 (部門等)、案件例) (統計士や社会調査士などを有している場合は、業務経験などにおいて肯定的考慮を行うことも可能か) ・マネジメント経験 (案件数、年数) ・指導経験 (案件数、年数) |
| 業務従事者 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務履行の基本的能力 ・コミュニケーション能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務経験 (年数 (部門等)、案件例) (統計士や社会調査士などを有している場合は、業務経験などにおいて肯定的考慮を行うことも可能か) ・研修等の受講の有無 (業務実施に当たって研修等を実施するか否かも含まれる) ・業務マニュアル整備の有無 |
| 調査員 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務履行の基本的能力 ・コミュニケーション能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務経験 (年数、案件例) ・研修等の受講の有無 (業務実施に当たって研修等を実施するか否かも含まれる) ・業務マニュアル整備の有無 |

6. 市場形成に関する諸課題

(1) 業者切り替え時の課題（継続性の確保）

(現状と課題)

統計は時系列の比較などの観点から継続性が重要であるが、入札により民間事業者の選定を行った場合、同一の民間事業者が継続して続けるとは限らず、毎年民間事業者が変わる可能性がある。そのため、民間事業者の切り替えがあった場合でも、継続性が確保されることが重要である。

その場合には、

- i) 統計調査業務の品質を維持するために、どのような作業手順（ノウハウ）を引き継ぐのか、どのように引き継ぐのか（主体が異なった場合、どのように品質を維持するのか）
- ii) (年に1度の調査において毎年民間事業者が変更になった場合、) 前年業務における課題を、どのように次年度業務に引き継ぎ、統計調査業務の継続的な改善に結び付けていくのか(主体が異なる中でどのようにPDCAサイクルを確立するか)
- iii) スケジュールが厳しい毎月の動態統計において、どのようにすれば円滑な引継ぎが行われるのか

といったことが課題となる。

また、

- ・仕様書中に、引継ぎの業務の発生、引き継ぎのために作成すべき資料を明記すべきである
- ・次の調査に向けた改善の提案を行うことを、仕様書の中で業務として位置付けるのが良いのではないか
- ・引き継ぎには、実施した業務の内容を記録した文章を作成することが有効である
- ・引継ぎには十分な期間と担当者の配置が必要となるため、予定価格の積算上考慮しておくべきである
- ・作業手順（ノウハウ）が不当に他の民間事業者に流出することがないように、扱いについて明確にして欲しい
- ・業務中に民間事業者が実施した作業手順（ノウハウ）に対する対価は支払われることになり、同じ統計調査の次回以降の業務においても継続性の観点から作業手順（ノウハウ）が継承されていくよう、官と民が契約を結んでおくべきではないか
- ・官は業務の実施状況や引き継ぎ書類、民間事業者の改善提案等を踏まえて、統計調査業務の継続的な改善につなげていくことが重要である

という意見があった。

(対応の方向性)

仕様書において引継ぎ業務、次年度に向けた改善の提案業務が発生することを明記するとともに、予定価格の積算の上でも一定の考慮を行う必要がある。

なお、作業手順（ノウハウ）の扱いについては、あらかじめ仕様書に明示しておくことが重要である。

また、官は民間事業者の業務の実施状況や引き継ぎ書類、民間事業者の改善提案等について十分な検討を行い、次回以降の業務の改善に活用していく必要がある。

（２）新規参入

（現状と課題）

調査業界自体は比較的規模が小さい業界であり、ある程度のまとまりをもった統計調査業務を受注する可能性がある（履行能力があるとみられる）民間事業者の数も 10 社程度と非常に少ない。そのため、新規参入等による履行能力のある民間事業者の増加が期待される。

しかしながら、統計調査業務については品質の維持・向上が重要な課題となるため、適切な履行能力を有する民間事業者であるか否かを適切に見極める必要がある。

なお、

- ・ 調査業務において何らかの失敗が発生してしまうと（品質が大きく低下する、調査従事者が不正を働く、調査員が犯罪行為を働くなど）、業界全体の信用問題にもなり兼ねず、他の調査業務にも大きな影響が発生することから、特に履行能力があるか否かは慎重に判断する必要がある
- ・ 民間事業者の活用への過渡期においては、統計調査業務の経験を有している民間事業者は多くないことから、チャレンジを促す意味でも国の統計調査業務経験が必須という形で極端な限定をかけてしまうのではなく、類似する業務も含めて実績や経験を見ていくべきではないか

といった意見があった。

（対応の方向性）

新規参入の過度な障壁となるような、評価基準を設定することは公平な競争の観点から望ましくないと考えられる一方で、統計調査の品質の維持・向上については担保される必要がある。そのため、履行能力がある民間事業者の選定が可能となるよう民間事業者の評価の際に最大限注意を払うべきである。

なお、評価に際しては、新規参入する民間事業者は国の統計調査業務そのものには実績を有していないため、類似する調査業務経験（民間調査における実績）や実施体制の状況等により履行能力の有無の判断を行うことになると考えられる。

（３）インセンティブ・ディスインセンティブのあり方

（現状と課題）

民間事業者の活用において、成果に応じたインセンティブ・ディスインセンティブを付与することは、民間事業者のモチベーションを維持するために有効であると考えられ

る。

一方で、国の契約においては金銭的なインセンティブを付与することが通常難しく⁵⁸、どのような形でインセンティブ・ディスインセンティブを付与することができるかということが課題である。

また、インセンティブ・ディスインセンティブについては、

- ・直接金銭的なインセンティブを付与⁵⁹することについては、実態上予算資源の制約等から困難である場合が多いと考えられるため、要求すべき品質を満たしている場合には、国への報告回数や報告内容を減らすなどして、事務負担の軽減を図るといったことが良いのではないかと（費用の低下による間接的な金銭的インセンティブとなる）
- ・直接金銭的なインセンティブを設定すると、やり方次第では記入率（記入状況）より回収数を優先するなど品質を歪めてしまう恐れがあるのではないかと
- ・インセンティブ・ディスインセンティブを付与するための評価は総合的な観点から行われる必要がある
- ・優秀な成果を出した民間事業者、そうではなかった民間事業者について行政機関内で情報共有を図り、次回以降の入札時の評価において考慮すべきではないかと
- ・優秀な成果を出した民間事業者、そうではなかった民間事業者について一般に公表することでインセンティブ・ディスインセンティブを付与することはできないかという意見があった。

（対応の方向性）

インセンティブ・ディスインセンティブについては、目標を達成できなかった場合のディスインセンティブばかりではなく、インセンティブの仕組みを構築することが重要である。

その一つとして、品質に応じた事務負担の軽減が考えられるほか、民間事業者の実施の結果について事後的に評価を行い、次回以降の入札で考慮する、一般に公表するなど取組について検討を行うことは有益であり、今後検討すべき課題である。

なお、インセンティブの仕組みの構築に当たっては、どのような指標をもって評価するのかについても留意することが重要である。

（４）コストに関する課題

（現状と課題）

統計調査業務においては、民間事業者において採算割れが発生しているケースが多く

⁵⁸ 金銭的なディスインセンティブについては、契約書において取り決めがなされることが多く、達成すべき品質を達成していない場合には契約金額を減額する、品質を達成するまで作業に当たるなどの措置が取られることになる。

⁵⁹ 公共サービス改革法に基づく民間競争入札の実施要項において、求人開拓事業、国民年金保険料収納事業、キャリア交流プラザ事業などでは直接金銭的インセンティブを付与している。

みられる。今後も採算割れが多発する場合には、いずれ民間事業者の撤退が始まり、入札が不調に終る案件が続発すると考えられる。

なお、採算性の問題、コストに関する問題に関しては

- ・民間事業者は、株主に対する説明責任を負っているため、経営陣は採算性を度外視してまで国への協力を続けるということはなく、少なくとも赤字を出さないことが重要
- ・国の業務なので、利益はさほど期待していないが、採算割れとなるならばどの民間事業者もいずれ協力しなくなる
- ・利益率が悪くても、国の業務は規模が大きいので、採算割れさえしなければ業務は受注していきたい
- ・予定価格の積算がおかしいのではないか、人件費などは考慮されているのか、事業費だけで委託されていないか
- ・仕様書に記載されていない業務が多すぎるのではないか、文章に示すのが難しい事柄もあると思うが、実施の段階になって思わぬところからコスト増になるケースがあまりにも多い
- ・最初は、投資的な考え方から参入していくが、今後は採算重視になっていくのは間違いない
- ・事前に十分な情報提供が行われなかったため、リスク要因を過大に見積もってしまい、予定価格をオーバーするケースも多く存在している
- ・業務の要求水準を満たしている範囲内で、業務の効率化などを図り工数を短くして利益を出していくことになるのであり、利益は民間事業者の努力の結果である
- ・過当競争になってしまうと、コストは下がるが品質も下がるということも懸念される
- ・一定の品質を出すためには一定のコストを掛ける必要がある、積算が正しく行われないと、後で深刻な結果を招く可能性がある

という意見があった。

民間事業者が統計調査を受注するために算出する「標準的な見積もり」⁶⁰は、「人件費」、「物件費」、「一般管理費」から構成されている。

「人件費」は、その民間事業者の社員がその業務のために稼動するための費用である。通常は社員のランクに応じた単価が設定されており、社員がその工程のためにどれだけ働く必要があるのかという日数（時間）を掛けることにより人件費を算出する。人件費単価と工数は民間事業者によって全く設定が異なる場合がある。

「物件費」は、調査票や封筒の印刷等の費用、発送や返信のための費用、調査データ

⁶⁰ 民間事業者の「標準的な見積もり」と「入札額」は異なっている。民間事業者が置かれた状況や案件の性質によって、採算性よりも実績作り、先行者利益の獲得などが優先される場合があり、その場合には「入札額」は「標準的な見積もり」を大きく下回ることがある。また、競合他社を意識して「標準的な見積もり」をある程度減額して「入札額」とすることもあ

のパンチ入力費や審査などの業務を外注するための費用（派遣職員やアルバイト等を活用する場合もある）等が含まれている。物件費は民間事業者によって大きく異なることは通常想定されない。

「一般管理費」は、光熱費、総務等の管理系部署の人件費など、その事業者が活動するために発生する費用である。一般管理費は概ね人件費・物件費の10%~15%であるが、民間事業者によって若干異なっている。

そのため、民間事業者によって見積り額が異なる要因は、主に「人件費」の単価と日数（時間）、「一般管理費」であると考えられる。

コストの削減効果としては、継続して実施することにより業務の効率化が図られる、どのようなリスクが存在するかが明らかになるなどにより、「人件費」の日数（時間）が削減される可能性が考えられる。案件によって異なるが、数%程度のコスト削減効果が発生する場合もあると考えられる。

なお、コスト削減効果について検討するため、4つのパターンを想定して、簡易的な見積もりを作成した⁶¹。これによると、継続して実施することにより、最大で2割程度のコスト削減効果があることが示された。（ただし、初回については、リスク要因が多く発生すると想定しているため、日数が多めに見積もられている点に留意する必要がある。）

【図表 4つのパターンによる簡易的な見積もり例】

| モデル | 状況 | 地域 | 調査対象 | 回収率 | 方法 | 調査票 | 金額例(税込) |
|-----|----|----|-----------|-------|-----|-----------|------------|
| A-1 | 初回 | 全国 | 5,000 事業所 | 約 70% | 郵送 | A 4 で 5 P | 20,448,697 |
| A-2 | 継続 | 全国 | 5,000 事業所 | 約 70% | 郵送 | A 4 で 5 P | 16,988,328 |
| B-1 | 初回 | 全国 | 5,000 事業所 | 約 90% | 調査員 | A 4 で 2 P | 24,094,381 |
| B-2 | 継続 | 全国 | 5,000 事業所 | 約 90% | 調査員 | A 4 で 2 P | 19,216,764 |

(注1) いずれも、業務内容は、実査（調査票の印刷、郵送調査の場合は発送、督促、審査など、調査員調査の場合は調査員集会、調査員活動、調査員との連絡など）、データ入力、集計プログラム作成、集計などが含まれる。調査票の設計、集計後のデータ分析などは含まない。

(注2) 人件費は、社員（プロジェクトマネージャー）を68,000円/人日、社員（実務担当者）を58,000円/人日、派遣社員を22,000円/人日、パート社員を9,000円/人日とした。

(注3) 郵送調査（A-1、A-2）については、業務期間は3ヶ月（3か月分の値）、人員はプロジェクトマネージャー（専任）1名、社員（実務担当者：兼任）2名、問い合わせ担当の派遣社員（専任）3~4名、パート社員A-1：4~5名、A-2：3~4名とした。

(注4) 調査員調査（B-1、B-2）については、上記見積もりは、いずれも1か月分の値（業務期間は、B-1で2ヶ月、B-2で1.5ヶ月を想定）、人員はプロジェクトマネージャー（専任）1名、社員（実務担当者：兼任）2名、調査員250名（1人1地点20サンプルと想定）、派遣社員

⁶¹ 本調査研究の委託先である（株）インテージによる簡易的な見積もり。

(専任) 1名、パート社員 1~2名とした。

(対応の方向性)

統計調査業務について求める品質の水準を達成するためにどのようなコストがどれだけ発生するかについて適正な見積もりを行い、予算上手当てしていくことが重要である。

また、仕様書等における情報提供のあり方についても改善が図られる必要がある。

(5) 政府システム等既存資産の活用

(現状と課題)

現在、いくつかの統計調査においては、経済産業省において開発したシステムを活用してオンライン調査を実施している。このような経済産業省など政府において開発したシステム(以下、「政府システム」と言う)を活用して業務を実施している場合には、民間事業者の活用の際にシステム等の扱いが課題となる。

このような場合には、

- ・民間事業者が保有しているシステムと、政府システムとの親和性(データの受け渡しなどに関する技術的なものも含む)
 - ・民間事業者が政府システムを使用する場合の教育・訓練等
 - ・民間事業者が政府システムを使用する場合の作業場所(庁舎内か否か)
 - ・政府システムの内容を修正する必要がある場合の修正コスト(予算的、人的、時間的負担、負担主体など)
 - ・仕様書等における政府システムに関する詳細な情報提供(技術的なものを含む)
- といったことが課題となるという意見があった。

また、政府システムを活用せずに実施する統計調査の場合には、民間事業者が保有しているシステムを活用、または民間事業者が新たにシステムを開発して業務の実施に当たる場合があるが、民間事業者が開発したシステムの扱い等が課題となる。

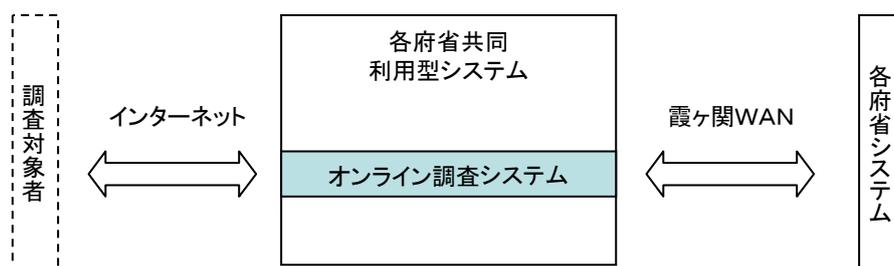
このような場合には、

- ・民間事業者が開発したシステムの所有権等の扱い
- ・民間事業者が開発したシステムの内容を修正する必要がある場合のシステム修正コスト(予算的、人的、時間的負担、負担主体など)
- ・異なる民間事業者が受注した場合に、再度民間事業者がシステムを開発する必要がある場合の)システムの再開発に伴い発生するコスト
- ・異なる民間事業者が受注した場合に、前の民間事業者が開発したシステムを使用する場合の)システムを使用するための教育・訓練等
- ・(最初にシステム開発を行った民間事業者が有利となるため)受注する民間事業者の固定化

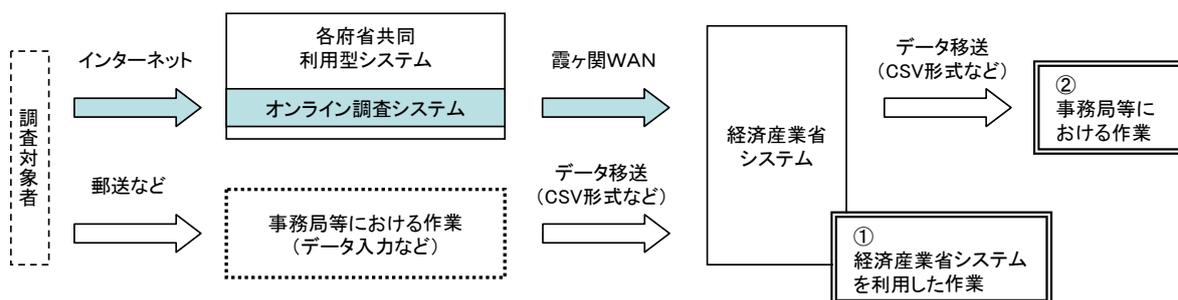
といったことが課題になるという意見があった。

なお、「統計調査業務等の業務・システム最適化計画」⁶²（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成18年8月31日一部改定、平成19年8月31日一部改定）に基づいて、現在政府において統計調査業務等の業務システム最適化が進められているところである。その中で、オンライン化についても定められており、今後各府省は、総務省が開発中の各府省共同利用型システムのオンライン調査システムを活用することになる予定である。

【図表 オンライン調査システムのイメージ】



【図表 郵送調査とオンライン調査の併用例】



⁶² 計画における記述は以下のとおりである。

5. 統計調査のオンライン化

各府省で行う統計調査の実査に関し、2008年度（平成20年度）から（中略）各府省で整備する情報システムを集約し、政府全体として（中略）効率化を図るものとする。

- (1) 郵送調査にあつては原則すべて、調査員調査にあつては（中略）オンライン化がなじまないものを除き（中略）オンライン調査を順次導入するものとする。
- (2) 国民、企業等を対象とする統計調査（国の行政機関及び地方公共団体を主に対象とする統計調査を除く。）のオンライン化については、次のとおりとする。
 - ＜1＞各府省は、統計調査をオンラインにより行う場合は、各府省共同利用型のオンライン調査システムの認証機能、オンライン調査機能その他必要な機能を利用するものとする。
 - ＜2＞各府省は、オンライン調査システムと連携するため必要となる審査、分析等を行うシステムの改修等の必要な措置を講ずるとともに、オンライン調査機能を有する各府省の既存システムについて（中略）同システムに順次移行する。

（以下、略）

(対応の方向性)

政府システムを使用する必要がある業務について民間事業者の活用を行う場合には、作業場所、教育・訓練に必要な期間、他のシステムとのインターフェイス（どのような情報の出力・入力が可能なのか）などシステムに関する事前の詳細な情報提供が重要である。また、政府システムの設計に当たっては、事後的に修正が比較的容易に行えるよう一定の柔軟性に配慮することが必要である。

また、政府システムを活用していない統計調査については、コスト等の観点からシステムのあり方について検討を行う必要がある。民間事業者のシステムを活用する、あるいは民間事業者にシステムを開発させる場合には、コスト面での課題やシステムの所有権や利用権、システムの柔軟性、システムを使用するための教育・訓練等の課題について対応を行う必要がある。

(6) 民間の調査員ネットワークのあり方

民間事業者が有する調査員は、大手であっても1社当たり700人～1,500人である。この場合、調査員一人当たりの調査対象数を20とした場合、1社単独で対応可能なサンプル数は20,000程度である。仮に、これよりも大きな調査対象数の調査について民間事業者の活用を行う場合は、民間事業者において現状の調査員ネットワークを拡大するなどして対応能力を向上させる必要がある。

しかしながら、民間市場において調査員調査は減少傾向にあり、官の業務が大幅に増えることが見込まれない⁶³限り、民間事業者が現状の調査員ネットワークを拡大するなどして対応能力を向上させることは想定しがたい。

なお、民間事業者による調査員ネットワークの構築については、以下のような選択肢があると考えられる。

i) 既存民間事業者が、単独で調査員ネットワークを拡大する

規模が大きい民間事業者が単独で調査員ネットワークを拡大する場合、民間においても調査員調査が減少傾向にあることから、官の調査員調査に関する業務の受注が相当程度見込まれる⁶⁴ことが必要である。しかし、経営体力が磐石とはいえない民間事業者が多いため、既存の調査員ネットワークを単独で拡大することは極めて大きな経営上のリスクを伴っている。

ii) 一時的な雇用により補う

既存の調査員ネットワークで対応できない大規模な調査員調査については、調査員を

⁶³ 例えば、大規模な周期調査の調査員調査関係業務が年に数回、あるいは毎月調査の調査員調査関係業務の受注が見込まれることが必要である。

⁶⁴ 仮に専属制ではなく登録制であった場合でも、教育・訓練に関するコスト、維持・管理に関するコスト等が発生するほか、業務が十分に与えられない場合には、モチベーションの観点からも問題が発生する。

一時的に募集して対応を行うという可能性も想定されるが、この場合には調査員の質が課題となる。調査員の選定、教育・訓練を十分に行わないと調査の質を大きく低下させてしまう可能性がある。また、景気情勢などによっては十分な報酬を用意しない場合、人が集まらない可能性がある。

iii) 民間事業者間の調査員ネットワークの連携を行う

複数の有力な民間事業者が協定を結び、案件ごとにそれぞれが保有する調査員ネットワークを提供し協力して事業に当たることも想定されるが、民間事業者により調査員の教育・訓練や実務経験、調査の方法（微妙な説明の言い回しなどを含む）が異なることが想定されることから、水準を合わせるが重要な課題となる。また、調査員の監督・指導の体制の一元化を行わない場合は管理上の問題が発生する可能性もある。加えて、多くの民間事業者に登録を行っている調査員も存在することから、どの程度の調査員ネットワークを構築できるかという点については課題が存在する。

iv) 既存大規模人的ネットワークを持つ異業種の民間事業者が参入する

全国に大規模な人的ネットワークを持つ異業種（運輸業など）の民間事業者が参入する場合には、いかに教育・訓練を行うかということが重要になる。しかしながら、別の業務を担当している中で、コミュニケーション能力などについては一定の教育・訓練などを受けていることが想定されているため、統計調査業務に関する教育・訓練を上手く行うことが出来れば、現実的な対応の選択肢となり得る可能性がある。

v) 人材関係の民間事業者による調査員ネットワークの構築

人材関係の民間事業者（人材派遣業など）が調査に関する人材ネットワークを新たに構築し、その人材ネットワークを既存の調査関係の民間事業者が活用するという2層構造も可能性として想定される。その場合には、いかに教育・訓練を行うかということが重要になる。このような形態の調査員ネットワークが構築されるためには、調査員調査に関する業務の受注が相当程度見込まれること等が必要である。そのため、国の統計調査業務のみならず、民間の調査業務にも対応可能な調査員ネットワークとして機能すれば、現実性を帯びてくると考えられる。

vi) 業界団体等において、所属民間事業者が活用できる調査員ネットワークを構築する

調査関係の業界団体等において、所属する民間事業者の協力を得て、現在の統計調査員における登録調査員制度のようなシステムを構築する方法も可能性としては考えられる。しかしながら、競争原理の下で、民間事業者が保有する資産である調査員ネットワークを進んで提供する理由は見つからないほか、ノウハウなどの企業秘密に関する情報が流出可能性も否定できないことから、現実的には課題も多い。

一方で、調査員調査部分における民間事業者の活用を検討するに当たっては、統計調査員との関係性の整理が必要である。現在まで実施されてきた統計調査は、優秀な統計調査員の熱意と努力によって成し遂げられてきたことも事実であり、これまで国の統計調査に協力してきた統計調査員の意欲・モチベーションに最大限配慮すべきである。そのため、民間の調査員と統計調査員の関係性の整理にあたっては、地方自治体関係者及び統計調査員の意見を充分踏まえた上で、検討を進めるべきである。

また、統計調査員の高齢化や確保の困難性などは、民間事業者においても同様にみられる事象であり、単に統計調査員の確保が難しいから民間事業者を活用するという考え方は間違った方向に進む可能性も否定できない。

なお、これらの課題の解決を前提とした上で、仮に調査員調査部分で民間事業者の活用を行う場合、民間の調査員と統計調査員の関係性の整理にあたっては、民間事業者が統計調査員を活用するなどの可能性が考えられるが、検討すべき課題⁶⁵は多い。

仮に、大規模な調査員調査による民間事業者の活用を行わない場合でも、官と民の両方の調査に対応可能な、民間の調査員ネットワークが構築されることは我が国の調査業界全体にとって有益なものとなる可能性があり、今後、民においても検討が進められることを期待したい。

(7) 官の担当者における民間事業者の活用に関する経験・ノウハウの蓄積

随意契約の見直しに伴い一般競争入札が一般化する中で、統計調査業務における民間事業者の活用を促進するという過渡期においては、官も民もある種の手探り状態の中で試行錯誤しながら業務に当たっているのが現状である。

官の担当者における民間事業者の活用に関する経験・ノウハウが十分に蓄積されていなかったために、民間事業者の評価を適切に行わず履行能力がない民間事業者を選定してしまったケース、余裕のないスケジュールを組んでしまったケース、仕様書等における説明が不十分で実施の段階において多くの疑義が生じたケースなども発生している。

そのため、今後、官において民間事業者の活用に関する経験・ノウハウを蓄積し共有していくことも重要であると考えられる。

(8) その他の課題

その他の課題としては、入札結果の分析、民間事業者の活用に関する事後評価や実証のための試験調査等の実施なども重要であると考えられる。

⁶⁵ 統計調査員に関するインフラについては、国の予算により整備されており、受益と負担の観点から公平性が保たれる必要がある。また、モチベーションの維持等も課題となると考えられる。

VI 地方自治体経由調査

1. 地方経由調査の特徴

(1) 法定受託事務

統計調査業務は、統計法施行令第八条第一項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計調査員の設置に関する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く）については、地方自治法に基づく第一号法定受託事務として、地方自治体において実施されている。

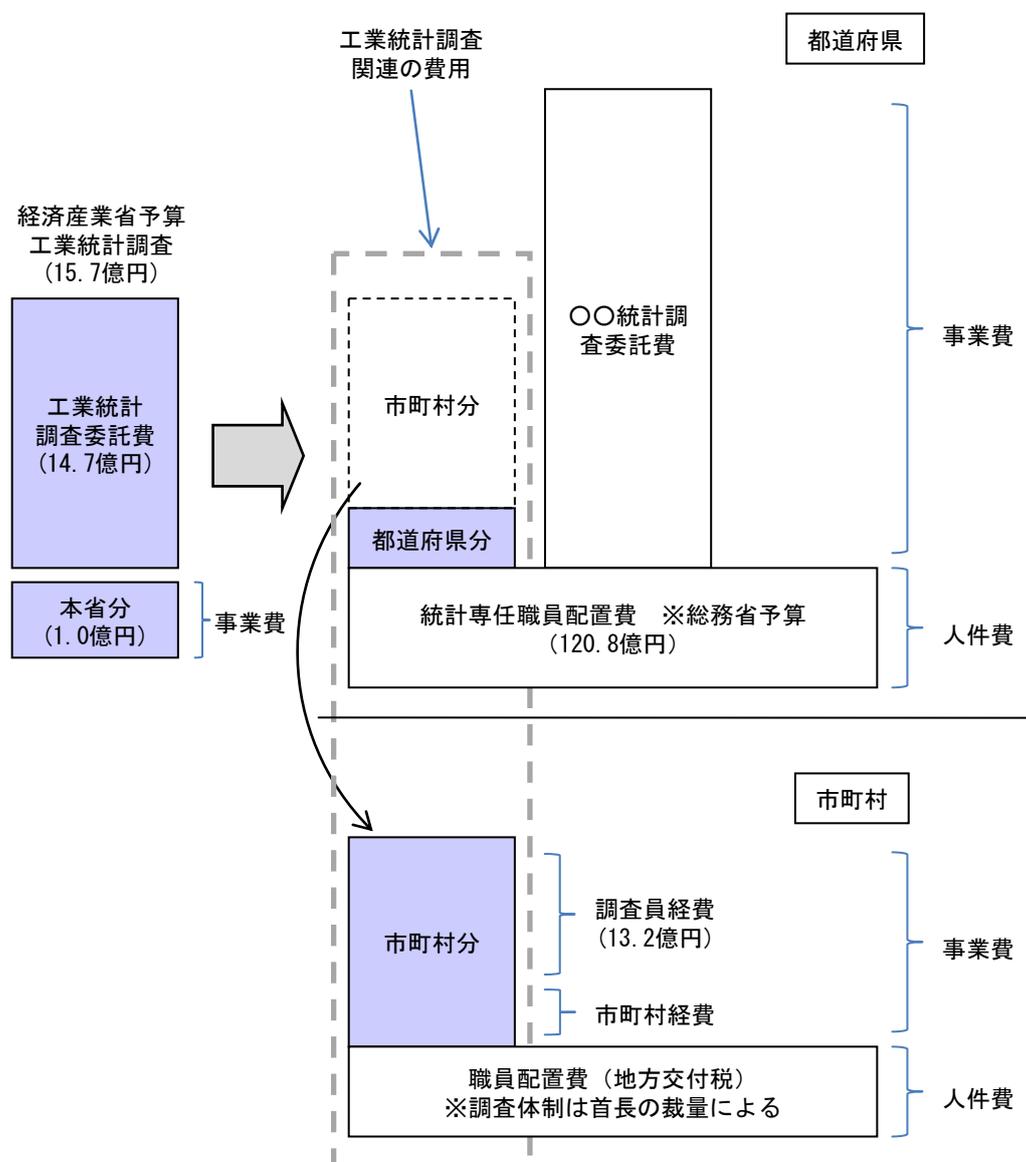
(2) 予算の流れ

地方経由調査の予算の流れについては、都道府県分については、職員の人件費については統計専任職員配置費として総務省から約 120 億円が交付されている。また、各統計調査の事業費については統計実施主体の各府省から委託費が交付されている。

市町村については、職員の人件費については地方交付税を財源としている。また、各府省から都道府県に交付された委託費の一部が市町村に交付される（市町村経由調査の場合）。

なお、調査員手当については各府省からの委託費の中に含まれている。

【図表 地方経由調査の予算の流れ】



(備考) 予算数値は平成 18 年度、上記の事業費には人件費の一部（残業手当）が含まれている。

(3) 統計調査員制度

① 統計調査員とは

統計調査員は、国や地方自治体が行う統計調査の実施に関して、調査対象となった事業者や企業、世帯や個人を訪問するなどし、調査への協力を依頼するとともに、調査票の配布や収集その他の業務に従事する人である。

② 統計調査員確保対策事業

統計調査員の選任が困難になっていることから、昭和 47 年以降総務省により統計調査員確保対策事業⁶⁶を実施している。平成 19 年 3 月 31 日現在、登録調査員は 110,992 人となっている。

③ 統計調査員の主な業務

統計調査員の主な業務は、以下のとおりである。(ただし、統計調査によって異なる)

- ・ 都道府県・市町村が実施する事前の事務打ち合わせ会（説明会）への出席
 - －用品類の受領、調査内容、調査方法等の説明
- ・ 調査の準備
 - －資料等による調査内容、調査方法の理解、用品類の確認
- ・ 調査対象の訪問
 - －調査対象への説明、協力の依頼
- ・ 調査票の記入依頼
 - －調査票の配布、記入の依頼、調査内容等の説明、回収方法の説明（日時等）
- ・ 調査票の回収・点検
 - －訪問による回収、調査票の点検
- ・ 都道府県・市町村への調査票の提出
 - －期日までに調査票を都道府県・市町村に提出、都道府県・市町村による確認

④ 統計調査員に対する研修

登録調査員に対して、総務省や地方自治体から研修が行われている。また、統計調査の実施前には地方自治体により説明会が開催される。

⑤ 統計調査員の待遇

身分は非常勤の国家公務員又は地方公務員である。報酬については、統計調査員の種類（指導員か）、日数などを考慮して定められている。公務災害補償の適用、統計調査員に対する表彰等も行われている。

⁶⁶ 人口 5 万人以上の市・町を対象に、統計調査員希望者の登録、統計調査員通信の発行、統計調査員のしおりの配布、研修の実施を行うもの。平成 18 年度の事業費は 60,280 千円となっている。

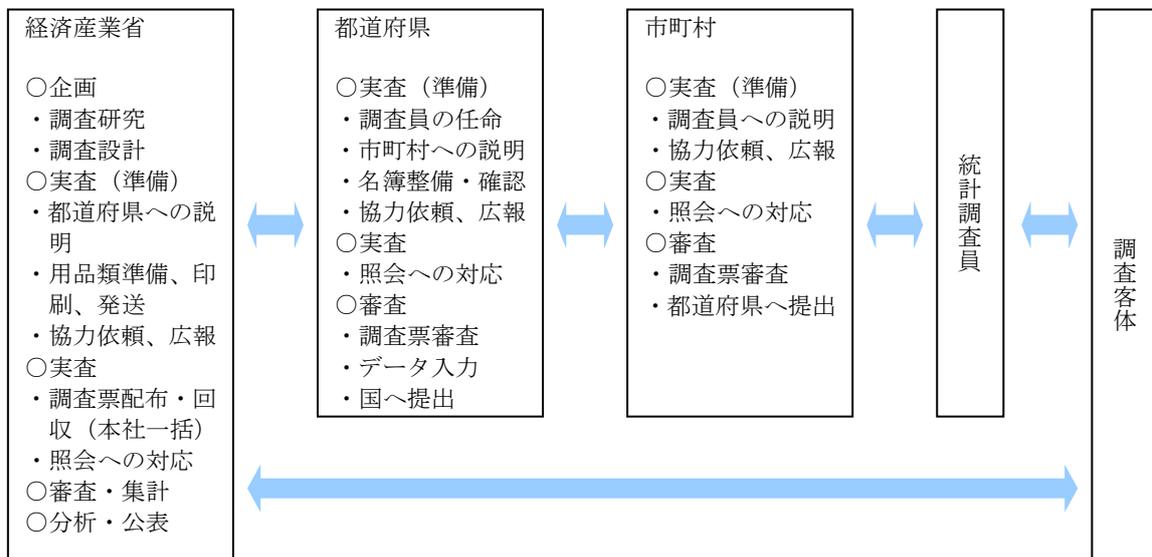
(4) 経済産業省が実施する地方自治体経由調査

経済産業省が実施している地方自治体経由調査には、

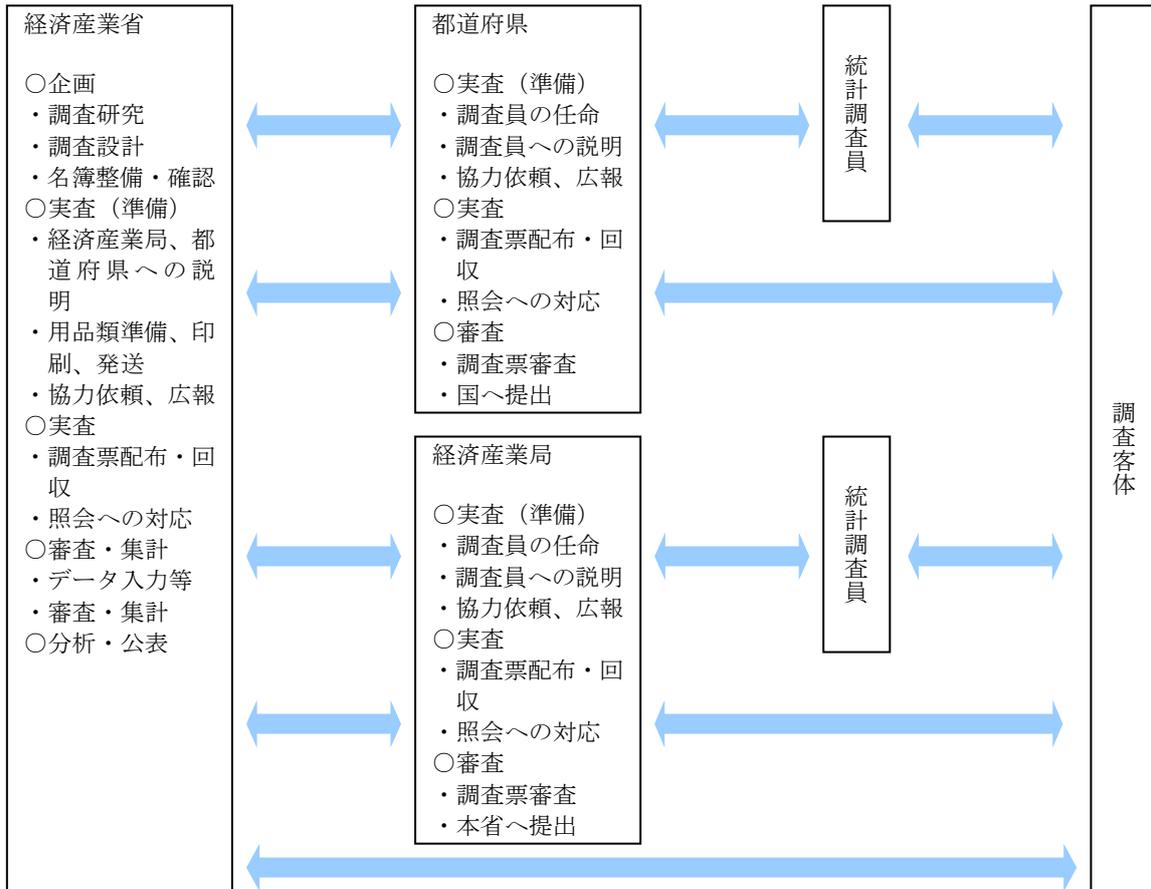
- ・工業統計調査
- ・経済産業省生産動態統計調査
- ・商業統計調査
- ・商業動態統計調査
- ・特定サービス産業実態調査

がある。

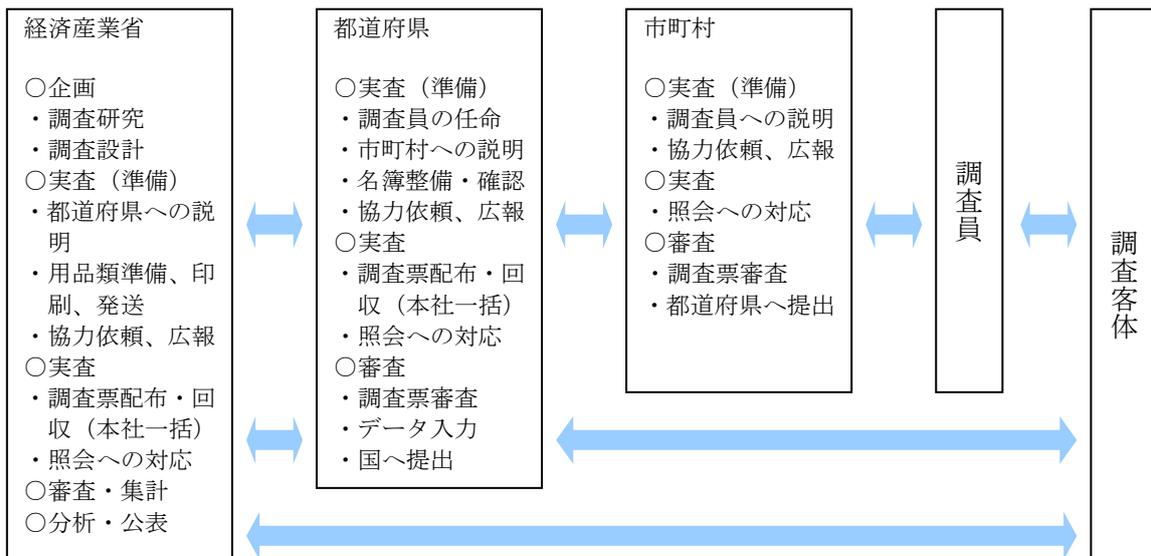
【図表 工業統計調査の業務の概略】



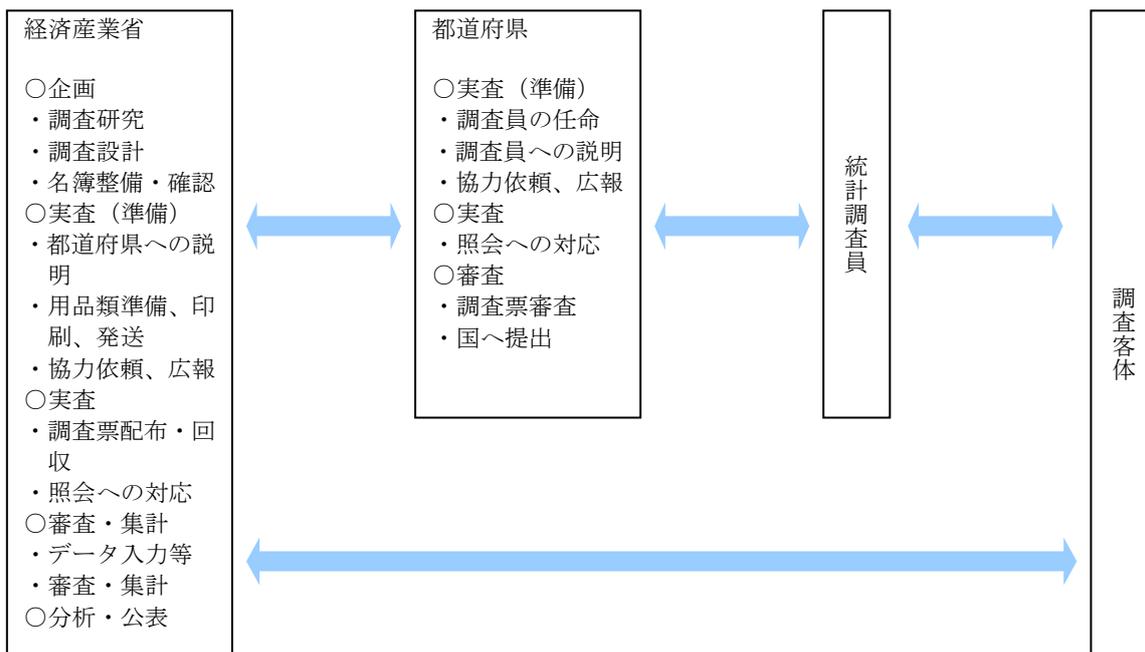
【図表 経済産業省生産動態統計調査の業務の概略】



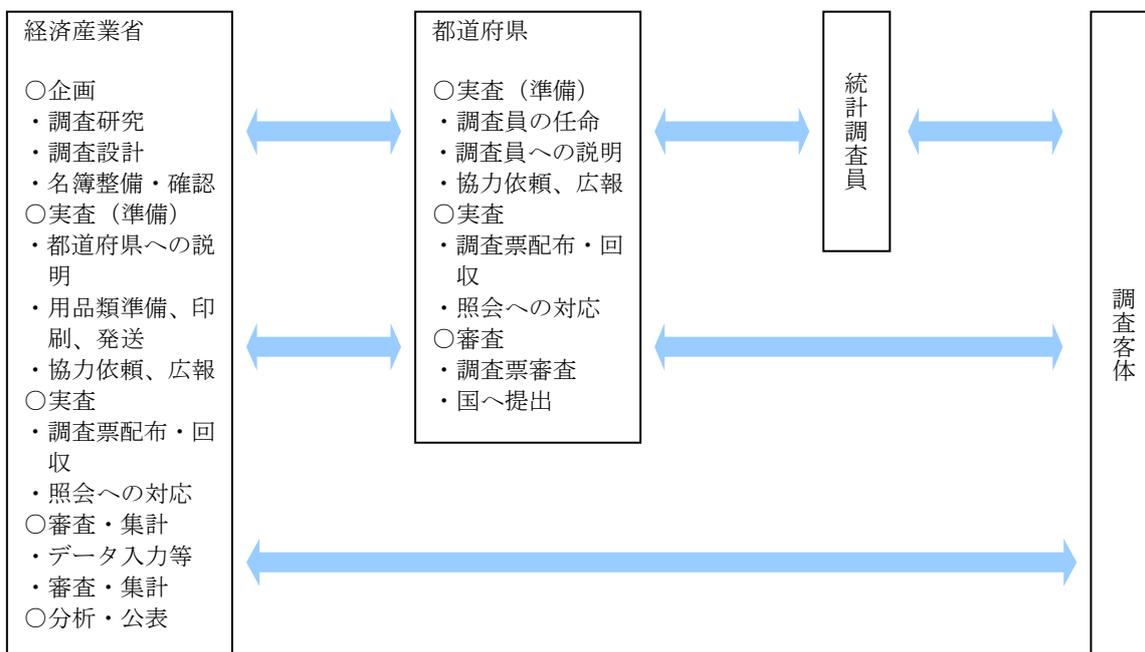
【図表 商業統計調査の業務の概略】



【図表 商業動態統計調査の業務の概略】



【図表 特定サービス産業実態調査の業務の概略】



2. 地方自治体に対するヒアリング調査の結果

民間事業者に対するヒアリング調査の結果は次のとおり⁶⁷。

ヒアリングには以下の地方自治体から御協力を頂いた。

(都道府県)

東京都
千葉県
福井県
大阪府
高知県

(市町村)

西東京市（東京都）
市川市（千葉県）
我孫子市（千葉県）
越前市（福井県）

(1) 経済産業省の統計調査業務における民間事業者の活用状況について

- ・経済産業省の統計調査業務について、調査用品の発送業務やデータ入力業務では民間事業者を活用しているケースが多い。
- ・経済産業省の統計調査業務については、審査業務に関して空欄のチェックなど比較的簡単なものはマニュアルを整備することによりアルバイトや人材派遣会社から臨時に職員を雇っても対応が可能であると考えている。もちろん最終的な部分については職員が見る必要があると考えている。
- ・経済産業省の統計調査業務について問い合わせ対応、疑義照会など調査客体と直接接する業務については、職員が直接対応することが重要だと考えている。アルバイトでは回答できず、最終的には職員が責任を持つ必要がある。

(2) 経済産業省の統計調査業務における課題

(督促関係)

- ・非協力・未提出の調査客体への督促業務についても地方自治体は苦勞している。
- ・拒否の調査客体が年々増加している。拒否の理由として類似調査が多いということがある。

⁶⁷ なお、本結果については各都道府県・市町村の意見を、(意味を変えない範囲で修正の上、)調整・集約せずに掲載していることから、相反する意見もそのまま掲載されている。また、組織としてではなく、担当者としての意見も存在している。

(審査関係)

- ・経済産業省の統計調査業務において負担が大きいのは審査のプロセスである。

(場所、セキュリティ、スケジュール関係)

- ・商業統計調査のような周期調査については、一時的な業務の増加にどのように対応するのが課題。また、大規模な調査ではセキュリティが確保されているスペースの確保も課題。周期調査が重なる場合には、十分な時間的余裕がない場合がある。
- ・統計調査員の方にはボランティア精神でやっただいていて高齢者の方が多い。

(統計調査員関係)

- ・統計調査員については高齢化が進んでおり将来について現在の統計調査の調査手法で調査を実施できるのか懸念される。
- ・統計調査には個人情報保護法などは適用されないようになっているが、調査客体から言えば、そのようなことは関係なく調査拒否が非常に増加している。
- ・調査拒否など調査環境の悪化により新たな統計調査員のなり手も減っている。
- ・近年は統計調査員業務をアルバイト感覚で捉えている登録調査員も多く、任命後すぐに退職を願い出るケースが増えている。統計調査員の確保の際には業務内容を十分に説明し理解してもらうことが必要。
- ・担当する調査区が明らかになってから断られるケースや急遽キャンセルされるケースの場合には問題が生じる。
- ・統計調査員の方に、調査票のチェックを厳しく要求する、あるいは難しい調査項目の説明を求めたりすることは現実的には困難である。統計調査員の仕事を願う立場としては、統計調査員の方に辞めないで気持ちよく仕事をしていただくことも重要だと考えている。
- ・統計調査業務の中で統計調査員が作成する書類が多くその事務手続きの負担も相当多くなっていると聞いている。調査票などの改善を図り調査員の作業負担を減らすことを考えて欲しい。
- ・調査票が複雑化している中で、統計調査員のレベルを維持することが難しい。

(統計調査員関係：報酬)

- ・優秀な統計調査員を確保するためには調査員報酬は相当アップすべき。

(統計調査員関係：都市部)

- ・都市部では調査区が狭いため、たくさん回ることができる。
- ・都市部では住んでいる人の所得も高いため、(他の仕事と比較して報酬が安いこともあって) 統計調査員のなり手が少ない。

(統計調査員関係：地方部)

- ・地方は移動にコストがかかる場合がある。

(統計調査員関係：個別調査)

- ・工業統計調査は毎年実施しているが統計調査員も慣れていてる方ばかりで、つい分かる方をお願いしてしまう傾向があるが、若手の育成という観点からは課題がある。
- ・商業統計調査など手間がかかる調査では統計調査員が集まりにくい。
- ・商業動態統計調査などでは、本社一括経理を背景に調査拒否事業所が増えており事務負担が増している。
- ・特定サービス産業実態調査では、調査対象が広域に点在しており調査が難しい。
- ・特定サービス産業実態調査では、調査票の内容が複雑であるという理由から希望者が集まらない状況。職員や統計調査員の負担も大きい。郵送調査をより拡大していく必要があるのではないかと。また、配布のみを郵送で行い、回収や督促（電話も活用）を統計調査員が担当するという考え方もあるのではないかと。
- ・特定サービス産業実態調査では、調査内容が煩雑なことから調査拒否が増えている。
- ・経済産業省生産動態統計調査では、従業者数が基準を下回らない限り半永久的に毎月調査が継続するため、統計調査員と調査客体との信頼関係が構築されることになり高い回収率に貢献していると考えられる。

(調査手法関係)

- ・悉皆調査については、統計調査員調査に優位性があるのではないかと。一方、サンプル調査では、コストの問題から郵送やオンラインに優位性があるのではないかと。
- ・小規模な事業所ではオンラインの導入は困難。
- ・法定受託事務でオンラインを導入するのであれば、その部分は国が直接実施して欲しい。
- ・ITの利用により効率化できる部分は当然あるが、審査などは効率化に限界がある。
- ・封入提出や郵送提出を導入することで回収率の向上が図られるのではないかと。
- ・郵送調査やオンライン調査に切り替えた場合、回答する人が偏る、未提出が増える、空欄が増えるなど統計の品質が落ちることが懸念される。
- ・郵送調査で拒否となった事業所でも、調査員調査では協力を得られる場合がある。また、オンラインによる提出を希望する事業所もある。様々な提出手法を確保する必要がある。
- ・本社一括調査により効率化できる部分もあるのではないかと。

(3) 経済産業省の統計調査業務における民間事業者活用に対する考え方、課題

(品質)

- ・民間事業者の活用を行った場合でも最終的な部分は行政で対応を行う必要があり、民

間事業者の活用により行政のノウハウが損なわれた場合最終的な部分の対応が行えなくなるのではないかと懸念している。

- ・現在のコストで、民間事業者が赤字を出さず業務ができるのか懸念している。赤字が発生しそうになれば、民間事業者は品質を落として対応することになるのではないか。
- ・民間事業者にも能力の差があり、時系列・地域別に調査結果にバラつきが生じることが懸念される。
- ・回収率や記入率（記入状況）などが仕様書の基準を下回った場合の許容範囲について基準を提示することが必要。

（コスト削減・業務効率化）

- ・規模が小さな地方自治体の場合は、予算規模が小さいことや入札や契約などに係るコストを考慮した場合、民間事業者を活用するより職員が実施した方が効率的な場合もあるのではないか。規模が大きい地方自治体ほど民間事業者の活用のメリットが大きくなるのではないか。
- ・1つの地方自治体ではなく、ある程度まとまった単位や都道府県単位で民間事業者を活用した方が経費削減や業務効率化などのメリットがあると考えている。
- ・契約事務なども含めた全体の業務効率化が前提。
- ・入札や契約に関する事務、監督に関する事務等が増加すると見込まれることから、業務の効率化にもつながらないと考えられるなど、民間事業者を活用するメリットが地方には感じられない。
- ・質の担保を前提した場合の、民間事業者の活用による経済的効果、人員削減効果を明確に地方自治体に示す必要がある。

（受注可能性）

- ・受け皿となる民間事業者の数が十分とは考えられないため、限定した地域で何とか国と同じレベルでの調査が行えた場合でも、それが全国でということになった場合は受注可能性の問題が生じるのではないか。地方自治体によっては応札者が集まらないケースも想定される。
- ・民間での統計調査の市場が整備されない限り地方の統計調査業務が安定して受注されるとは思えない。
- ・民間事業者の活用を地方レベルで行うならば、新規参入業者の増加や調査会社の技術向上が必要である。
- ・個人・世帯調査は個人情報保護の関係で調査環境がかなり厳しくなっているが、事業所・企業調査は比較的民間事業者の活用に向いている面もあるのではないか。
- ・地方で人口が少ない場所ではそもそも調査会社が存在しないため、入札に参加する民間事業者がいるのかどうか疑問。都市部の方が成立しやすいのではないか。
- ・一度民間事業者の活用を行うと、応札者が無い等何らかの理由で、自前でやらざるを

得なくなった場合、地方自治体では対応が困難である。

(秘密の保護)

- ・ 調査客体の個人情報保護が保障されていないと民間事業者の活用はできない。
- ・ 調査客体からの信用を得ることが重要。
- ・ 民間事業者が回収を行う場合には、密封等の措置も検討すべきではないか。
- ・ 統計調査員の身分の明確化などにより不信感を払拭し、理解を含めていく取組を全国規模で行うべきではないか。
- ・ 機密情報を伝えたがらないため、調査客体と接する部分は公務員とした方が良いのではないか。

(インセンティブ)

- ・ 支払額を基本的な部分と成果に応じた部分に分けて、インセンティブを持たせる必要があるのではないか。

(統計調査員)

- ・ 調査員の身分が民間になった場合、様々な弊害が起こることが懸念される。
- ・ 地方自治体ごとにバラバラにできるところから民間事業者の活用を行った場合、対応がまちまちになる。地方自治体が違うと、統計調査員の業務内容が違うといったことが起きた場合、統計調査員の方も気持ちよく仕事を行うことができない。
- ・ 統計調査員を民間で活用するという意見もあるが、これまで非常勤地方公務員として調査に関わってきた統計調査員が、民間の調査員として気持ちを切り替えられるかどうかという問題がある。

(責任の所在)

- ・ 民間事業者を活用する場合には、問題（事故等も含む）が発生した場合の責任の所在（国、地方自治体、民間事業者）や対応策について整理しておく必要があるのではないか。

(統計調査への協力)

- ・ 罰則の執行により調査客体の非協力を削減することが可能なのではないか。
- ・ 督促業務を民間事業者が行った場合、協力が得られにくくなるのではないか。

(地域経済への波及)

- ・ 雇用情勢が悪い地方では、統計調査員の仕事も貴重な就業機会である。
- ・ 統計調査業務が自分の都道府県外に出る場合、地域経済にとってもデメリットがあるのではないか。

(環境整備、その他)

- ・現状での民間事業者の活用は困難であり、民間事業者を活用する場合には、様々な前提条件が必要となる。
- ・条例改正などが必要になるため、スケジュールについては十分なゆとりをもって対応を検討して欲しい。
- ・現在は民間事業者の活用が困難であるが、将来的には考えなければならない課題ではないか。
- ・統計調査業務を国に引き上げた上で、民間事業者の活用を行ってほしい。
- ・仮に、国に引き上げずに現在のシステムの中で行うのであれば、国と地方と民間の役割分担、メリット等を明確にした上で、審査業務を含めた包括的な業務の範囲での民間事業者の活用を行うべき。加えて、スケジュール等も明示すべき。
- ・民間事業者の活用を地方で行う場合には、国は基本的な考え方、条件など事細かに示す必要があるのではないか。
- ・民間事業者の活用を地方で行う場合には、地域によって差が生じないように、内容が明確な仕様書や調査実施要領、予定価格作成のための積算基準資料等を作成し、都道府県に提示すべきである。
- ・民間事業者の活用を地方で行う場合には、都道府県で特例条例等を制定しなくても、市町村が希望すれば民間事業者の活用ができるよう、政令等の改正で手当てを行うべき。

(業務範囲)

- ・調査用品の発送、事業所の所在確認、対象事業所名簿の補正作業、事業所への調査票の配布、調査協力依頼、回収した調査票の経済産業省への送付業務等は民間事業者を活用できるのではないか。
- ・審査業務の比較的難易度が低い部分は民間事業者を活用できるのではないか。

(4) 経済産業省の地方自治体経由の統計調査業務に関するその他の指摘事項

(広報)

- ・統計調査の実施の前に十分な広報（統計調査の意義・目的など）を行うことで地方自治体における業務が円滑に進むのではないか。
- ・現在の統計調査における様々な課題を民間事業者の活用により解決しようという発想は間違っていると感じる。国において事務の再検討、分かりやすいマニュアル類の整備、国のトップによるPR活動など他にやるべきことがあるのではないか。

(報告負担の軽減、効率的な統計作成)

- ・税務記録など行政記録により効率的な調査が期待できる。
- ・国は類似する統計の整理・統合や合理化、周期調査の調査時期の改善、調査項目の簡

略化を図って欲しい。

- 統計調査の検討を行う場（統計審議会や各種研究会）では、学識経験者が多くユーザーの視点の意見から調査項目が増加しているが、調査客体や統計調査員など調査の現場を知っている人からの意見も十分聞いた上で議論を行うべきではないか。

Ⅶ 今後の取組等の方向性

1. 統計調査の品質

(1) 統計調査の品質

統計調査業務の品質としては、回収率、記入率（記入状況）、審査におけるエラー発生数、問題のない業務遂行、調査客体の満足度を指標として活用することが有益である。

(2) 統計調査の品質の維持・向上

統計調査の品質の維持・向上については、従来の実施事例等を踏まえると、必要な予算を確保した上で、

- i) 業務設計
 - ii) 事前の仕様書等における正確な情報提供と認識の相違の防止
 - iii) 事前の民間事業者の選定
 - iv) 民間事業者に対する監督・モニタリング
- を着実に行うことが重要であると考えられる。

しかしながら、民間事業者が履行能力を超える範囲の業務を担当した場合、民間事業者が採算に見合わない形で業務を担当した場合などにおいては、統計調査の品質の維持・向上を実現できない可能性が高まることに留意する必要がある。特に、一定の品質を確保するために、どの程度コストを必要とするのか適切な算出が行われるべきである。

また、統計調査の品質の維持・向上に関して、例えば回収率などについては、「調査の企画」の段階なども大きな影響を与えていると考えられるため、官の役割も重要である。

2. 民間事業者に期待される役割

(1) 履行能力のある民間事業者の増加による市場の形成

統計調査業務における民間事業者の活用が成功するためには、多くの履行能力のある民間事業者により市場が形成されることが重要である。

しかし、調査に関係する民間事業者は総じて規模が小さく経営体力も磐石とは言い難いのが現状であり、相対的に規模が小さい案件であっても履行能力があると考えられる民間事業者の数は限られている。また、規模が大きい案件（特に規模が大きい調査員調査）への対応能力には限界があると言わざるを得ない。

そのため、履行能力がある民間事業者の増加、調査に関係する業界全体の成長が期待される。

しかしながら、既存の統計調査業務において民間事業者が採算割れをするケースが多く発生しており、このような状況が続いた場合には、統計調査業務から民間事業者が撤退していく可能性が高い。

今後も統計調査業務における民間事業者の活用を進めていく場合には、統計調査業務

が民間事業者にとってもやりがいがある魅力的な仕事と受け止められるよう、官においても仕様書の改善や必要な予算の手当てなどの必要な取組を実施していくことが重要である。

(2) 民間事業者における認証・資格制度等の確立・普及

発注者側が適切な履行能力を有する民間事業者を選定する際に、外形的に履行能力を示す認証・資格制度等を活用することは有益であると考えられる。

そのため、現在普及しているプライバシーマークのような、統計調査業務に関する履行能力を外形的に示す認証・資格制度あるいは研修制度などが、今後民間事業者の間で確立・普及することが期待される。

(3) 民間事業者の創意工夫を活かした業務効率化

官が単に官のやり方、官の枠組みを民間事業者に押し付けるような形の民間事業者の活用ではなく、民間事業者の創意工夫が活かされるような形での建設的な民間事業者の活用が行われるようことが重要である。

そのため、民間事業者から官に対して、説得性の高い提案が行われることにより、官の業務効率化が達成されることが望ましい。

3. 官が実施（あるいは深く関与）すべきコアとなる業務の範囲

官は、

- i) 統計調査業務の円滑な実施（→毎回適切に実施することができる）
- ii) 統計調査業務の改善（→継続的な改善を行うことができる）

について責任を負う必要があるが、官が最低限実施（あるいは深く関与）すべきコア（核）となる業務として「企画」や「分析・公表」、（目視による空欄のチェックや機械的な審査などを除いた）「審査の最終的な確認部分」が考えられる。

「企画」に関する業務は、全工程について検討を行い、実施に必要な調査概要、作成・提供する統計データ、業務計画の検討・策定、行政組織内における調整等を行うが、統計調査のあり方を決定するものであり、最終的な責任を負う国が実施すべき業務であると考えられる。

「分析・公表」に関する業務は、公表用資料を作成するための分析（解釈・評価）、統計調査の結果の公表（説明）を行うが、国は統計調査の結果を利用者に対して公表する責任を負っており、国が実施すべき業務であると考えられる。

「審査の最終的な確認部分」に関する業務は、統計調査の結果が正しく得られているか、信頼できるものとなっているかを確認するために重要となっている。「審査」業務の全てを官が実施する必要はないと考えられるが、品質の維持・向上のため最終的な部分は官が最終的な責任が持てるよう何らかの関与は行うべきだと考えられる。

これ以外の業務については、民間事業者の活用が可能なものについては、民間事業者の活用について積極的に検討を進めるべきであると考えられる。

なお、コアとなる業務においても、民間事業者の活用が可能な部分的な業務においては民間事業者の創意工夫を活用して業務を進めることは有益であると考えられる。このことは民間事業者のやりがいを喚起するという観点からも重要であると考えられる。

4. 調査員調査に対する考え方

現時点において、大規模な調査員調査について履行能力がある民間事業者が存在しないことから、履行能力がある民間事業者が現れない限り大規模な調査員調査における民間事業者の活用は困難であると考えられる。

そのため、調査員調査における民間事業者の活用の方針については、

- i) 民間事業者の活用を一切行わない
- ii) 小規模な統計調査に限定して調査員調査における民間事業者の活用を行う
- iii) 小規模な統計調査に加えて、大規模な統計調査においても地域単位での民間事業者の活用から始めて、段階的に拡大していく

といった選択肢が考えられる。

i) については、国で統計調査員のネットワークを維持し、調査員調査に対応するということになるが、統計調査員の確保が難しくなったと言われる中で、統計調査員をいかに確保していくかが課題である。また、統計調査員が確保できない場合には、調査員調査を郵送調査やオンライン調査に切り替えるという対応を行う必要がある。

ii) については、「家計消費状況調査」（総務省）の例で見られるとおり、実施事例があることから比較的实现可能性が高いが、品質の維持・向上などが課題となると考えられる。また、現在地方自治体を經由して実施している場合には、地方自治体に対する委託費（人件費が含まれない）を活用して民間事業者の活用を行うことが想定されるため、採算上の問題が発生する可能性が高い。また、統計調査員と民間の調査員の関係性についても検討を行う必要がある。

しかしながら、採算性の問題などを解決することが出来れば、小規模な統計調査であれば履行可能な民間事業者が存在しており、民間事業者における経験・ノウハウの蓄積も期待できることから、最も現実的な選択肢となる可能性が高いと考えられる。

iii) については、

- ・採算性
- ・品質の統一性の確保（地域によって民間事業者が実施する場合と地方自治体を実施する場合があることによる品質のばらつき）

- ・（入札案件が数多く出た場合の）履行能力のある民間事業者の確保
 - ・待遇等が異なった場合の統計調査員や民間調査員の意欲の維持
- など解決すべき多くの課題があると考えられる。

以上を踏まえると、小規模な調査員調査については民間事業者の活用の可能性があるものの、民間事業者の活用を行うために解決すべき課題があり、今後、更なる検討を行う必要がある。

5. 政府全体で検討すべき課題

（1）調査員調査のあり方と統計調査員のあり方

熱意・能力のある統計調査員の確保が年々難しくなっているとされている。これまで、ボランティア精神とも言えるような国の政策への貢献という観点から統計調査に協力してきた統計調査員は高齢化が進んでいるといわれており、調査員調査のあり方とあわせて、今後の統計調査員のあり方について検討すべき時期に来ているのではないかと考えられる。

社会情勢が変化する中、対面により調査票を回収することの意義・必要性について検討を行い、どのような場合に調査員調査を実施すべきなのか、どのような場合に郵送調査やオンライン調査が有効なのか、政府全体で整理する必要があるのではないかと考えられる。その上で、あるべき統計調査員ネットワークについて議論を進める必要があると考えられる。

仮に、今後も統計調査員ネットワークにより大規模な調査員調査を実施していくのであれば、統計調査員の確保、統計調査員に対する教育・訓練等を更に強化していく必要がある。

また、調査員調査が縮小の方向に向かうのであれば、最低限必要な調査員ネットワークの規模について検討を行った上で、

- i) 引き続き統計調査員のネットワークを維持する
 - ii) 民間事業者に調査員ネットワークを構築させる（想定される課題の解決を前提として、民間事業者が統計調査員ネットワークを活用できるよう方策を講じる等）
- のいずれかの対応を行うことになると考えられる。

いずれにしても、今後の統計調査員のあり方について、調査員調査のあり方とあわせて、政府全体において検討が行われることを期待したい。

（2）官における人材育成

統計調査業務における民間事業者の活用において、官の懸念事項として民間事業者の活用により、官に経験・ノウハウが蓄積せず統計に関する人材が育たないのではないかという課題が存在している。より良い統計を作成していくため、コアとなる統計調査業務を通じて、統計に関する人材が育成される仕組みを官に構築していくことが重要であ

ると考えられる。

また、民間事業者の活用を円滑に行うために、入札や監督・モニタリング等の経験・ノウハウについても、官に蓄積していく必要がある。

官における人材育成のあり方について、政府全体において検討が行われることを期待したい。

(3) 統計調査への協力の促進

民間事業者の活用の有無に関わらず、統計調査の品質の維持・向上のためには統計調査への協力の促進を図ることが極めて重要である。そのためには、

- ・行政記録情報の活用
- ・事業所母集団データベースの活用
- ・重複の排除
- ・調査票や調査の手引きの改善

などによる報告者負担の軽減のほか、

- ・調査客体への結果の還元や統計の利活用事例の紹介
- ・インターネット等を活用した統計の利活用の促進

などによる統計の広報の強化を図る必要がある。また、統計に関する教育の推進なども重要であると考えられる。

これらの課題について政府全体で取り組み、統計調査への協力をより一層促進していく必要がある。今後の政府全体における検討を期待したい。